

令和3年第3回粕屋町議会定例会会議録（目次）

第1号 9月3日（金）

・開 会	7
・会議録署名議員の指名	9
・会期の決定	9
・行政報告	9
・議案等の上程（議案第47号～第65号）（諮問第1号～第2号）	9
・議案等に対する質疑	17
・議案等の委員会付託	17

第2号 9月6日（月）

・一般質問	22
田川正治議員	22
1. 新型コロナウイルス感染症防止のワクチン接種状況や、PCR簡易キット 検査の進捗状況と今後の対策について	23
2. コロナ感染患者や自然災害の避難所について	32
3. 35人学級実施に合わせたクラス編成と特別支援学級の生徒や教師の配置 について	37
4. 大川小学校でのフッ化物洗口の実施による検証について	42
本田芳枝議員	44
1. 町立中央保育所建替えの進捗状況について	44
2. 幼稚園は2018年から、小学校は2020年から、中学校は2021年から全面 実施される学習指導要領改訂に対する町の取組みについて	51
3. 粕屋町LINE公式アカウントの運用について	61
案浦兼敏議員	65
1. 職員の人材確保と育成は	66
2. 積極的な情報公開に向けて	75
久我純治議員	80
1. 福岡市営地下鉄のJR長者原駅接続について	80
2. 住民投票条例の制定について	84

第3号 9月7日（火）

・一般質問	98
-------	----

川口 晃議員	98
1. コロナウイルス感染症の拡大防止を目指して	99
2. 「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び 利用の規制等に関する法律」に関して	109
3. 安全な通行を目指して	113
福永善之議員	116
1. 飼い主のいない猫について	116
2. 町立小・中学校の経営及び施設等について	124
・ (追加) 議案等の上程 (議案第66号)	135
・ (追加) 議案等に対する質疑	135
・ (追加) 議案等の委員会付託	135

第4号 9月22日 (水)

・ 糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会議員の選挙について	141
・ 粕屋郡粕屋町外1市水利組合議会議員の選挙について	142
・ 各委員長の審査結果報告・質疑・討論・採決	143
議案第47号 粕屋町営住宅条例の一部を改正する条例について	143
議案第48号 粕屋町立地区公民館の設置及び管理に関する条例の一部を 改正する条例について	143
議案第49号 粕屋町学校給食費条例の制定について	143
議案第50号 令和3年度 粕屋町一般会計補正予算について	146
議案第51号 令和3年度 粕屋町国民健康保険特別会計補正予算について	147
議案第52号 令和3年度 粕屋町後期高齢者医療特別会計補正予算につい て	147
議案第53号 令和3年度 粕屋町介護保険特別会計補正予算について	148
議案第54号 令和3年度 粕屋町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正 予算について	148
議案第55号 令和3年度 粕屋町水道事業会計補正予算について	151
議案第56号 令和3年度 粕屋町流域関連公共下水道事業会計補正予算に ついて	151
議案第57号 備品購入契約の締結について	153
議案第58号 工事請負契約の締結について	153
議案第59号 令和2年度 粕屋町一般会計歳入歳出決算の認定について	157
議案第60号 令和2年度 粕屋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の	

	認定について……………	159
議案第61号	令和2年度 粕屋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の 認定について……………	159
議案第62号	令和2年度 粕屋町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定に ついて……………	159
議案第63号	令和2年度 粕屋町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入 歳出決算の認定について……………	159
議案第64号	令和2年度 粕屋町水道事業会計剰余金の処分及び収入支出 決算の認定について……………	163
議案第65号	令和2年度 粕屋町流域関連公共下水道事業会計剰余金の 処分及び収入支出決算の認定について……………	163
(追加) 議案第66号	令和3年度 粕屋町一般会計補正予算について……………	165
諮問第1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて……………	166
諮問第2号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて……………	166
・委員会	の閉会中の特定事件(所管事務)調査……………	168
・閉会	……………	169

令和3年第3回（9月）

粕屋町議会定例会

（開 会 日）

令和3年9月3日（金）

令和3年第3回粕屋町議会定例会会議録（第1号）

令和3年9月3日（金）

午前9時30分開会

於 役場議会議場

1. 議事日程

- 第1. 会議録署名議員の指名
- 第2. 会期の決定
- 第3. 行政報告
- 第4. 議案等の上程
- 第5. 議案等に対する質疑
- 第6. 議案等の委員会付託

2. 出席議員（16名）

1番 古 家 昌 和	9番 川 口 晃
2番 田 代 勘	10番 田 川 正 治
3番 杉 野 公 彦	11番 福 永 善 之
4番 宮 崎 広 子	12番 久 我 純 治
5番 末 若 憲 治	13番 本 田 芳 枝
6番 井 上 正 宏	14番 山 脇 秀 隆
7番 案 浦 兼 敏	15番 安 藤 和 寿
8番 鞭 馬 直 澄	16番 小 池 弘 基

3. 欠席議員（0名）

4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 古 賀 博 文 議会事務局主幹 山 田 成 悟

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（14名）

町 長 箱 田 彰	副 町 長 吉 武 信 一
教 育 長 西 村 久 朝	総 務 部 長 山 野 勝 寛
都市政策部長 山 本 浩	住民福祉部長 中小原 浩 臣
総 務 課 長 堺 哲 弘	経営政策課長 今 泉 真 次

協働のまちづくり課長	豊 福 健 司	道路環境整備課長	安 松 茂 久
総合窓口課長	渋 田 香 奈 子	介護福祉課長	石 川 弘 一
社会教育課長	新 宅 信 久	給食センター所長	中 原 一 雄

(開会 午前9時30分)

◎**議会事務局長（古賀博文君）**

開会に先立ちまして、表彰状の伝達を行います。

糟屋地区議長協議会より、長年の議会議員としての功勞により、山脇秀隆議員、八尋源治前議員に、いずれも20年以上表彰。また、福永善之議員に、10年以上表彰が贈られています。ここで、伝達をしていただきますが、八尋前議員は、別に議長室で伝達を行う予定です。

それでは、山脇議員並びに福永議員は前方へお進みください。

(11番 福永善之君 発言席前へ)

(14番 山脇秀隆君 発言席前へ)

◎**議会事務局長（古賀博文君）**

小池議長、ご降壇願います。

小池議長から伝達をしていただきます。

(議長 小池弘基君 発言席前へ)

◎**議長（小池弘基君）**

表彰状、粕屋町 山脇秀隆殿。

貴殿は、長期に亘り議会議員として地方自治の振興発展に寄与せられ、特に大きな功績をのこされました。仍って、之を特別表彰いたします。令和3年8月2日。糟屋地区議長協議会 会長 古賀ひろ子、代読でございます。

(表彰状伝達)

◎**議長（小池弘基君）**

福永議員でございます。

表彰状、粕屋町 福永善之殿。

貴殿は、長期に亘り議会議員として地方自治の振興発展に寄与せられ、特に大きな功績をのこされました。仍って、之を表彰します。令和3年8月2日。糟屋地区議長協議会 会長 古賀ひろ子、代読でございます。おめでとうございます。

(表彰状伝達)

◎**議会事務局長（古賀博文君）**

小池議長は、議長席へお戻りください。

(議長 小池弘基君 議長席へ)

◎**議会事務局長（古賀博文君）**

それでは、受賞者を代表いたしまして、山脇議員より謝辞が述べられます。

◎**14番（山脇秀隆君）**

皆さん、改めておはようございます。

本日は、栄えある表彰をいただきまして、感謝申し上げます。受賞者の3名いまずけれども、代表して御礼の言葉を申し上げます。これもひとえに長年に渡って支援者、先輩、同僚の方々の支援があったればこそ、20年間続けられてきたことだというふうに考えております。今後とも町政発展のため残り期間、任期中、任期を全うしてお役に立ちたい。微力ながらお役に立ちたいと考えておりますので、今後ともどうかよろしく願いいたします。

本日は大変にありがとうございました。

◎議会議務局長（古賀博文君）

伝達を終わります。山脇議員は、マイクをオフにされ、受賞されたお二方は自席へお戻りください。

（11番 福永善之君 自席へ）

（14番 山脇秀隆君 自席へ）

◎議長（小池弘基君）

改めまして、おはようございます。

ただ今、長年の議会議員としての功勞に対し、表彰状の伝達を行いました。受賞されました皆さまには、誠におめでとうございます。

8月11日から降り続いた雨ですが、九州北部では、降り始めからの降水量が1,000mmを超え、1週間もせずに年間雨量の半分に達する地域も出るなど、全国各地の広範囲で記録的な大雨となりました。佐賀県や福岡県久留米市ほかの地域で、床上・床下浸水の被害が多数出ました。被災されました皆さまに、心からお見舞い申し上げます。

改選後、決算認定を柱とする、初の9月定例会を迎え、特に新任の議員の方は、何かと分からないことも多いと思いますが、議会に与えられました議決権をご理解されまして、どのような成果を上げたかを町民の立場に立って、適正で効率的な行財政の運営確保を目指して、決算の審査を行っていただきますようお願い申し上げます。

さて、8月20日から9月12日まで、福岡県に緊急事態宣言が発出されました。変異株であるデルタ株がまん延し、若年層にも多く感染が広がっており、先月、ラムダ株という、感染力が強くワクチンが効きにくいといわれる南米ペルー発祥の新たな変異株が国内の空港検疫で確認され、また、今月に入って、南米コロンビア発祥のミュー株という新たな変異株が国内の空港検疫で確認されております。更なる感染拡大が懸念されるところであります。

このような状況の中、新規感染者が福岡県をはじめ、全国で過去最多を更新し、重症者数や病床使用率も高い数値を推移し、入院したくても入院できない自宅療養

者の数も増加するなど、医療が逼迫し、本来、救える命も救えない状況になってきております。このように、新型コロナウイルスが爆発的感染となっている状況を考慮し、感染拡大防止策の一つとして、長時間一同に会することを少しでも防ぐ意味から、今定例会での議会傍聴は自粛していただき、インターネットによる生中継、若しくは録画中継、また役場庁舎1階ロビーでのテレビモニター中継をご利用いただきますよう、ご協力をお願いいたします。

また、このような状況でありますので、町執行部への出席要請は、最小限に留めておりますことをご了承いただきたいと思います。

ただ今の出席議員数は、全員であります。定足数に達しておりますので、令和3年第3回粕屋町議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議長（小池弘基君）

日程第1．「会議録署名議員の指名」をいたします。

今期定例会の会議録署名議員には、会議規則第127条の規定により、議長において9番、川口晃議員及び11番、福永善之議員を指名いたします。

◎議長（小池弘基君）

日程第2．「会期の決定」についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から9月22日までの20日間といたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（小池弘基君）

異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月22日までの20日間と決定いたしました。

◎議長（小池弘基君）

日程第3．「行政報告」及び日程第4．「議案等の上程」を行います。

お手元に配付いたしておりますように、今期定例会に町から提出された議案等は、21件であります。

行政報告及び提案理由の説明を一括して求めます。

箱田町長。

（町長 箱田 彰君 登壇）

◎町長（箱田 彰君）

おはようございます。

本日、令和3年第3回粕屋町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、本日は大雨の兆候がありますが、この頃の残暑が厳しい中、全員のご出席を賜り、心から感謝と御礼を申し上げます。

去る8月20日に発出された福岡県に対する緊急事態宣言後2週間が経過しましたが、新型コロナウイルスの陽性者が、一時期、連日のように1,000名を超えるほど増加し、感染状況が鎮静化するどころか、デルタ株などの変異ウイルスによって、子どもたちや若年層に感染拡大しております。今こそ我々一人一人の行動変容によって人流を減らし、より一層の感染対策をしなければならない正念場を迎えていると思います。

感染収束への切り札であるワクチン接種の状況であります。粕屋町におきましては今現在、12歳以上のすべての年齢の方を対象とした接種の予約を受け付けております。第1回の接種まで完了された方は、8月31日時点では49.7%。9月30日までの接種予約が確定した方を含むと65.3%となり、糟屋地区ではかなり進んだ状況となっております。また、この9月18日からは、当初は15日開始と予定しておりましたが、変更になりました。9月18日からは、福岡県により福祉センターにおきまして、10月27日までの週3日の夜間、妊婦やその家族、施設職員や飲食業などの生活衛生関連業に従事されている方を対象とした優先接種が、県内9か所の一つとして県により実施されます。町の集団接種と併せて、一層のワクチン接種の加速化を図り、希望される方全員の接種完了を早期に実現したいと思っております。

併せて、この感染の拡大を少しでも未然に防いでいくために、PCR検査を保健所と町で、合同若しくは委託を受けた検査実施体制の構築を、これはまさに粕屋方式と言える新たな、そして初めての試みをただ今協議しております。近日中には、実施できる見込みであります。詳細は、この協議が確定次第、お知らせをいたしますが、粕屋保健福祉事務所の指導のもと、PCR検査キットや検査用防護服などを提供していただき、町の保健師など、町職員が施設等で検査するもので、民間のPCR検査と異なり、陽性結果が出た場合でも、再度の検査の必要がないこの行政検査により、検査結果判明までの時間短縮が図られ、施設の早期閉鎖やクラスターなどの発生を未然に抑止できるものと期待されます。

◎町長（箱田 彰君）

それでは、「行政報告」をいたします。

報告第4号は、「令和2年度粕屋町健全化判断比率について」でございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定によりまして、監査委員の意見を付して、議会に報告するものでございます。

次に、報告第5号は、「令和2年度粕屋町公営企業の経営の健全化について」で

ございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定によりまして、監査委員の意見を付して、議会に報告するものでございます。

以上で、法令に基づく報告を終わります。

続きまして、その他の報告をいたします。

別紙でお配りしております資料を御覧ください。

まず、一部事務組合の令和2年度決算についてでございます。

須恵町外二ヶ町清掃施設組合、粕屋南部消防組合、福岡県後期高齢者医療広域連合、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合、北筑昇華苑組合について、記載をしております。決算額につきましては、資料のとおりでございますので、どうか御覧いただきたいと思っております。

以上で、行政報告を終わります。

◎町長（箱田 彰君）

それでは、議案の上程並びに提案理由の説明を行います。

令和3年第3回粕屋町議会定例会に町から提案いたします案件といたしましては、条例の改正が2件、条例の制定が1件、令和3年度補正予算が7件、備品購入契約の締結が1件、工事請負契約の締結が1件、令和2年度決算認定が7件、人権擁護委員の推薦に伴う諮問が2件、以上21件でございます。

それでは、議案第47号から順にご説明申し上げますが、議案第59号から議案第65号までの決算認定につきましては、副町長よりご説明を申し上げます。

最初に、議案第47号は、「粕屋町営住宅条例の一部を改正する条例について」でございます。

令和3年7月30日粕屋町告示第69号による住居表示の実施に伴い、令和3年9月4日から粕屋町営内橋団地位置の表示を変更するため、所要の規定を整備するものでございます。

続いて、議案第48号は、「粕屋町立地区公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

令和3年7月30日粕屋町告示第69号による住居表示の実施に伴い、令和3年9月4日から粕屋町立地区公民館の位置の表示を変更するため、所要の規定を整備するものでございます。

続きまして、議案第49号は、「粕屋町学校給食費条例の制定について」でございます。

粕屋町立小学校及び中学校の学校給食費を公会計化することに伴い、学校給食費の徴収及び管理方法に関して必要な事項を定めるため、条例を制定するものでござ

います。

議案第50号は、「令和3年度粕屋町一般会計補正予算について」でございます。

今回は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6億4,273万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を173億8,151万7千円とするものでございます。歳入の主なものといたしましては、地方交付税を1億3,722万5千円、国庫支出金を9,284万2千円、繰越金を2億4,720万2千円、町債を1億6,181万3千円増額するものでございます。一方、歳出の主なものといたしましては、障がい福祉サービス事業費を6,948万1千円、新型コロナウイルスワクチン接種事業費を7,086万9千円、中学校施設整備事業費を1,120万円、財政調整基金積立金を4億4,995万3千円増額し、町議会議員選挙執行事務費を1,936万3千円減額するものでございます。

続いて、議案第51号は、「令和3年度粕屋町国民健康保険特別会計補正予算について」でございます。

今回は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ7,313万6千円減額し、歳入歳出予算の総額を36億3,237万7千円とするものでございます。歳入といたしましては、国民健康保険税を1,483万4千円、繰入金を96万円増額し、収支均衡を図るため、歳入欠陥補填収入を8,893万円減額するものでございます。一方、歳出の主なものといたしましては、総務費を96万円、諸支出金を3,684万9千円増額し、前年度繰上充用金を1億1,086万3千円減額するものでございます。

続いて、議案第52号は、「令和3年度粕屋町後期高齢者医療特別会計補正予算について」でございます。

今回は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,344万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を5億6,162万3千円とするものでございます。歳入の主なものといたしましては、繰越金を2,639万5千円増額し、後期高齢者医療保険料を1,300万減額するものでございます。一方、歳出といたしましては、後期高齢者医療広域連合納付金を1,339万5千円、総務費を5万円増額するものでございます。

続いて、議案第53号は、「令和3年度粕屋町介護保険特別会計補正予算について」でございます。

今回は、保険事業勘定におきまして、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億3,518万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を26億5,443万4千円とするものでございます。歳入の主なものといたしましては、保険料を1,772万6千円、県支出金を305万9千円、前年度繰越金を1億1,218万8千円増額するものでございます。一方、歳出といたしましては、諸支出金を1億3,468万5千円、地域支援事業費を50万4千円増額するものでございます。

次に、介護サービス勘定におきまして、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出

それぞれ16万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を1,580万1千円とするもの
でございます。歳入は、前年度繰越金を16万4千円増額し、歳出は、諸支出金を16万
4千円増額するものでございます。

続いて、議案第54号は、「令和3年度粕屋町住宅新築資金等貸付事業特別会計補
正予算について」でございます。

今回は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ34万4千円を追加し、
歳入歳出予算の総額を115万8千円とするものがございます。歳入は、前年度繰越
金を34万4千円増額し、歳出は、一般会計繰出金を34万4千円増額するものでござ
います。

続いて、議案第55号は、「令和3年度粕屋町水道事業会計補正予算について」で
ございます。

補正の内容としましては、浄水場施設の修繕及び排水施設の改良工事が必要とな
ったため、修繕費及び建設改良費を増額し、また、人事異動に伴い、人件費を増額
するものがございます。収益的支出につきまして、営業費用を1,428万7千円増額
し、9億2,240万8千円に、資本的支出につきまして、建設改良費を880万増額し、
7億6,397万円とするものがございます。

続いて、議案第56号は、「令和3年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計補正予
算について」でございます。

主な補正の内容としましては、下水道管の改修工事が必要となったため、建設改
良費を増額し、また、人事異動に伴い、人件費を増額するものがございます。収益
的支出につきまして、営業費用を168万2千円増額し、11億6,056万円に、資本的支
出につきまして、建設改良費を832万6千円増額し、1億2,375万2千円とするもの
でございます。

続きまして、議案第57号は、「備品購入契約の締結について」でございます。

粕屋町戸原区及び長戸区が受持ちでございます。第4分団の消防ポンプ自動車は、
購入から19年が経過しているため、老朽化によりポンプ性能が低下し、火災時に十
分な消火活動ができない恐れがありますので、買い替えを行うものがございます。
この購入を実施するに当たり、令和3年7月7日に指名業者7社による指名競争入
札に付したところ、株式会社九州防災センター、代表取締役 永江昭浩が、消費税
込み2,010万8千円で落札いたしましたので、この者と消防自動車購入契約を締結
するに当たり、条例の規定に基づき議会の議決を求めるものがございます。

なお、納期は、契約効力発生の翌日から、令和4年2月25日まででございます。

続いて、議案第58号は、「工事請負契約の締結について」でございます。

本議案は、広田・二股瀬線道路舗装工事に関するものです。当路線は、経年劣化

や交通量の増加による舗装のひび割れ、わだち等の損傷が著しく、車両の安全かつ快適な走行に支障をきたしている状況です。この度、損傷が特に著しい区間において、舗装の打ち替え工事を行うこととし、令和3年8月3日に8社による指名競争入札を行いましたところ、興和道路株式会社、代表取締役 田中隆臣が、工事請負金額5,588万円で落札いたしましたので、この者と契約を締結するにあたり、条例の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

なお、工事期間につきましては、契約効力発生の翌日から、令和4年2月18日までとなります。財源といたしましては、国の社会資本整備総合交付金を活用いたします。

次の議案第58号から議案第64号までの決算認定につきましては、副町長よりご説明を申し上げます。

(町長 箱田 彰君 降壇)

(副町長 吉武信一君 登壇)

◎副町長（吉武信一君）

議案第59号から65号までのご説明を申し上げます。

議案第59号は、「令和2年度粕屋町一般会計歳入歳出決算の認定について」でございます。

一般会計の決算額は、歳入総額220億3,986万4,421円、歳出総額214億2,010万3,792円で、歳入歳出差引額は、6億1,976万629円となります。歳入歳出差引額には、次年度への繰越明許費繰越財源7,255万8千円が含まれており、それを差し引いた実質収支額は、5億4,720万2,629円で次年度へ繰越しとなりました。

なお、令和2年度は、特別定額給付金事業の実施や、地方創生臨時交付金を活用した新型コロナウイルス感染症対策事業の実施などにより、前年度から歳入総額が71億723万6,756円、歳出総額が69億3,107万9,067円の大幅な増加となっており、特に特別定額給付金事業費の影響は大きく、決算額は48億2,059万8,366円となっています。また、一般会計の町債残高は、前年度より1,763万9,298円増加し、100億163万5,750円となり、基金残高は、前年度より3,590万1,368円増加し、35億7,745万5,959円となります。

続きまして、議案第60号は、「令和2年度粕屋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」でございます。

令和2年度歳入歳出決算は、歳入総額33億6,313万4,801円、歳出総額34億5,227万1,137円で、歳入歳出差引8,913万6,336円の歳入不足となりました。まず、歳入につきましては、前年度に比べ、国庫支出金が346万5千円の増額、国民健康保険税が530万5,288円、県支出金が2億1,860万3,435円、諸収入が1,182万3,806円

の減額となっており、歳入総額では、前年度と比べ2億3,232万4,750円の減額となっております。一方、歳出につきましては、前年度と比較して、国民健康保険事業費納付金が、8,364万8,850円、諸支出金が5,776万203円の増額、保険給付費が2億1,685万9,963円、前年度繰上充用金が6,923万5,944円の減額になっており、歳出総額では、前年度と比べ1億4,452万3,641円の減額となっております。令和2年度の決算状況といたしましては、8,913万6,336円の赤字となりました。

続きまして、議案第61号は、「令和2年度粕屋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」でございます。

令和2年度歳入歳出決算は、歳入総額5億5,072万1,553円、歳出総額5億2,432万4,881円で、歳入歳出差引2,639万6,672円が、次年度への繰越となりました。後期高齢者医療制度は、75歳以上の方を対象とした医療保険であり、福岡県後期高齢者医療広域連合が実施主体となって運営をしております。歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料の4億1,476万5,227円で、歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金の5億932万5,442円でございます。

続きまして、議案第62号は、「令和2年度粕屋町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」でございます。

令和2年度の決算は、保険事業勘定におきまして、歳入総額24億7,085万2,528円、歳出総額23億5,866万3,822円、歳入歳出差引額1億1,218万8,706円が次年度への繰越となりました。歳入の主なものといたしましては、第1号被保険者保険料が5億5,684万9,238円、国・県・支払基金からの負担金及び交付金が13億9,463万3,343円、繰入金が3億9,339万6,412円、繰越金が1億2,517万6,100円でございます。一方、歳出の主なものといたしましては、全体の87%を占める保険給付費が20億5,262万5,525円、総務費が7,253万4,436円、地域支援事業費は、9,477万7,621円でございます。

次に、介護サービス勘定におきまして、歳入総額1,283万5,690円、歳出総額1,267万2,686円、歳入歳出差引額16万3,004円が次年度への繰越となりました。歳入は、ケアプラン作成によるサービス収入が1,216万9,632円、繰入金が39万6千円、繰越金が27万58円でございます。一方歳出は、総務費が1,191万4,168円、サービス事業費は75万8,518円でございます。

続きまして、議案第63号は、「令和2年度粕屋町住宅新築資金等貸付事業費特別会計歳入歳出決算の認定について」でございます。

令和2年度の決算は、歳入総額167万2,417円、歳出総額131万7,710円で、歳入歳出差引額35万4,707円が次年度への繰越しとなりました。歳入の主なものは、貸付金の償還と繰越金でございます。貸付金の償還につきましては、現年度分の償還率

が100%、過年度分の償還率が2%となっております。一方、歳出の主なものは、一般会計繰出金でございます。

議案第64号は、「令和2年度粕屋町水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算の認定について」でございます。

地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、令和2年度粕屋町水道事業会計決算に伴う剰余金を、剰余金処分計算書案のとおり、自己資本金へ8千万円、建設改良積立金へ1億8千万円処分するものでございます。併せて、令和2年度粕屋町水道事業会計決算は、基幹管路布設工事及び配水管改良工事等を7か所、粕屋浄水場電気設備及び水質計器外更新工事などを行いました。

収益的収支につきましては、消費税を除きまして、事業収益9億7,440万8,328円、事業費用7億8,581万3,199円、差引き1億8,859万5,129円の純利益を計上いたしました。次に、資本的収支につきましては、消費税を含めまして、収入総額1億371万9,662円、支出総額3億9,055万1,337円、差引不足額2億8,683万1,675円につきましては、過年度分損益勘定留保資金などで補填をいたしております。

議案第65号は、「令和2年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算の認定について」でございます。

地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、令和2年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計決算に伴う剰余金を、剰余金処分計算書案のとおり、自己資本金へ1億1千万円、減債積立金へ5千万円を処分するものでございます。併せて、令和2年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計決算についてですが、収益的収支につきましては、消費税を除きまして、事業収益12億7,189万323円、事業費用12億1,622万639円、差引き5,566万9,684円の純利益を計上いたしました。次に、資本的収支につきましては、消費税を含めまして、収入総額7億1,457万4,780円、支出総額9億2,237万7,185円、差引不足額2億780万2,405円につきましては、過年度分損益勘定留保資金などで補填をいたしました。

以上、59号から65号までです。

(副町長 吉武信一君 降壇)

(町長 箱田 彰君 登壇)

◎町長（箱田 彰君）

続いて、諮問第1号は、「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」でございます。

人権擁護委員安松広子氏の任期が、本年12月31日をもって満了となりますことに伴い、同氏を再度、人権擁護委員の候補者に推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。安松氏は、経歴書

にありますように、福岡市の中学校で長年教鞭をとられ、広く社会の実情に通じ、人格識見共に優れた方でございます。推薦につきまして、何とぞよろしく願い申し上げます。

続いて、諮問第2号も、「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」でございます。

現在、人権擁護委員をしていただいております池田敏明氏が12月31日をもって退任されますので、その後任として、花ヶ浦区にお住まいの立石道子氏を人権擁護委員の候補者に推薦するため、議会の意見を求めるものでございます。立石氏は、経歴書にありますように、町立幼稚園等で長年幼児教育にあたられ、人権問題への理解も深く、広く社会の実情に通じ、人格識見共に優れた方でございます。推薦につきましては、何とぞよろしく願い申し上げます。

以上で、議案の上程並びに提案理由の説明を終わります。

何とぞ、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(町長 箱田 彰君 降壇)

◎議長（小池弘基君）

日程第5. 「議案等に対する質疑」に入ります。

質疑は、一括議案番号順にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

◎議長（小池弘基君）

日程第6. 「議案等の委員会付託について」お諮りいたします。

本日上程されました、47号議案から49号議案、57号議案及び58号議案、諮問第1号及び第2号につきましては、付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託したいと思います。また、50号議案から56号議案の令和3年度補正予算関係につきましては、議長を除く議員全員で構成する予算特別委員会を、59号議案から65号議案の令和2年度決算認定の関係につきましては、議長を除く議員全員で構成する決算特別委員会を、地方自治法第109条及び粕屋町議会委員会条例第5条の規定により設置し、それぞれの特別委員会に付託して審査することにいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（小池弘基君）

ご異議なしと認めます。

よって、本日上程されました議案につきましては、付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託することに決定いたしました。

なお、予算特別委員会の正副委員長は、委員長に末若憲治議員、副委員長に井上正宏議員。決算特別委員会の正副委員長は、委員長に井上正宏議員、副委員長に末若憲治議員であります。

お諮りいたします。

本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第45条の規定により、議長に一任していただきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（小池弘基君）

ご異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、議長に一任していただくことに決定いたしました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

(散会 午前10時15分)

令和3年第3回（9月）

粕屋町議会定例会

（一般質問）

令和3年9月6日（月）

令和3年第3回粕屋町議会定例会会議録（第2号）

令和3年9月6日（月）

午前9時30分開議

於 役場議会議場

1. 議事日程

第1. 一般質問

- | | | | | |
|----|------|-----|------|----|
| 1番 | 議席番号 | 10番 | 田川正治 | 議員 |
| 2番 | 議席番号 | 13番 | 本田芳枝 | 議員 |
| 3番 | 議席番号 | 7番 | 案浦兼敏 | 議員 |
| 4番 | 議席番号 | 12番 | 久我純治 | 議員 |

2. 出席議員（16名）

- | | | | |
|----|------|-----|------|
| 1番 | 古家昌和 | 9番 | 川口晃 |
| 2番 | 田代勘 | 10番 | 田川正治 |
| 3番 | 杉野公彦 | 11番 | 福永善之 |
| 4番 | 宮崎広子 | 12番 | 久我純治 |
| 5番 | 末若憲治 | 13番 | 本田芳枝 |
| 6番 | 井上正宏 | 14番 | 山脇秀隆 |
| 7番 | 案浦兼敏 | 15番 | 安藤和寿 |
| 8番 | 鞭馬直澄 | 16番 | 小池弘基 |

3. 欠席議員（0名）

4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 古賀博文 議会事務局主幹 山田成悟

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（15名）

町長	箱田彰	副町長	吉武信一
教育長	西村久朝	総務部長	山野勝寛
都市政策部長	山本浩	住民福祉部長	中小原浩臣
			(兼新型コロナウイルスワクチン接種事業事務室)
総務課長	堺哲弘	経営政策課長	今泉真次

協働のまちづくり課長 豊 福 健 司

道路環境整備課長 安 松 茂 久

健康づくり課長 古 賀 みづほ

(兼新型コロナウイルスワクチン接種事業事務室)

学校教育課長 早 川 良 一

都市計画課長 田 代 久 嗣

子ども未来課長 神 近 秀 敏

社会教育課長 新 宅 信 久

(開議 午前9時30分)

◎議長（小池弘基君）

改めまして、おはようございます。

2020東京オリンピック・パラリンピックも昨日閉幕いたしましたして、私も、テレビでパラリンピックの閉会式を拝見いたしましたけど、とてもよかったなと思っております。当初は、コロナの感染、その他で非常に大変危惧されておりましたけども、無事に閉幕できてよかったなと思っております。

開会日の挨拶の中で申しましたように、現在、福岡県に緊急事態宣言が発出されており、感染が爆発的に拡大しております。このような事態を踏まえ、感染拡大防止策の一つとして、長時間、一堂に会することを少しでも防ぐ意味から、できるだけ不急の一般質問は自粛、あるいは質問項目を減らすなどしていただくよう、議員各位にお願いをいたしました。このお願いの趣旨をご理解いただき、今定例会で質問を予定されてあった6名の方が質問を辞退され、最近では3日間に及ぶことが多い一般質問ですが、このような状況により今定例会では、最終的に6名の方の一般質問を予定しております。

また今、申し上げましたように、新型コロナウイルスが爆発的感染となっている状況を考慮し、感染拡大防止策の一つとして、町執行部への出席要請は最小限に留めておりますことを、ご了承いただきたいと存じます。

ただ今の出席議員数は、16名全員であります。定足数に達しておりますので、ただ今から本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議長（小池弘基君）

ただ今から、「一般質問」を行います。

発言に関しましては、質問者は会議規則を遵守し、更に文書通告の趣旨にのっとり、簡単明瞭に、答弁者の発言に関しましては質問にそれることなく的確に、しかも簡潔にされますことを、議事進行上強くお願いする次第であります。

なお、答弁側におかれましては、答弁者が誰か明確となるよう、声に出して挙手されますよう、併せてお願いいたします。

それでは、通告順に質問を許します。

議席番号10番、田川正治議員。

(10番 田川正治君 登壇)

◎10番（田川正治君）

おはようございます。

議席番号10番、日本共産党田川正治です。通告書に基づいて質問いたします。

先日、菅首相が、自民党総裁選不出馬表明を行いました。安倍・菅、自民公明政権時代の新型コロナウイルス感染症対策について、国民への自粛を強制しながら、生活保障が行き届かず、コロナウイルスの感染爆発、医療の崩壊を招くなど、国民の命と生活を切り捨てる。このような政治だったと言えます。その結果、国民の怒りと内閣支持率の急落、国民世論の批判によって退陣に追い込まれました。

全国的に、新型コロナウイルスの感染対策に力を集中すべきときに、菅首相は、東京オリンピックは、人流が抑制されているので大丈夫。このようなことで、強行いたしました。更に、東京オリンピックに続いてパラリンピックも強行する。このような事態になっております。その結果、どうなったのか。感染者が全国的に広がり、緊急事態宣言と蔓延防止は、33都道府県に拡大する異常事態になってきました。新規感染者数と療養者数は、岩手県を除いて46都道府県で最も深刻なレベルのステージ4の水準になり、爆発的な感染が拡大する厳しい状況になってきております。政府分科会の尾身会長も、政府が感染の拡大と危機意識について、行政と国民が共有できてない。このように述べております。またバッハ IOC 会長が、東京オリンピックの際に銀座見物をしたということ指摘しました。パラリンピックのメッセージも、オンラインでメッセージを送る。このようなことでよかったんじゃないかということで、国会でも批判をするという事態になってきております。

国民には自粛をひいて、国民の行事などを制限するこのような菅政権、ワクチン接種がデルタ株にも効果があり、明かりも見え始めた、このように首相は述べたのです。まさに楽観論を国民に押しつけるだけの政治。このような政治では、コロナの感染を解決する能力がありません。何度も繰り返される自粛のもとで、国民の生活と暮らしが落ち込み、中小零細企業の経済対策で求められる持続化給付金、家賃支援給付金、1回だけです。緊急包括支援金の4割強は、医療機関の現場には届かなかったと言われております。それに比べ、国の一般会計のうち年度内に使われなかった予算、過去最大と言われる30兆7,804億円にも上っているということです。

菅首相は、8月25日臨時国会も開催せず、新型コロナウイルス感染症対策のための予備費ということで追加支出を行いました。しかし、PCR 検査の拡充、無料の費用や、病院への支援、国民の暮らしや生活営業の補償という点では、含まれておりません。今こそ、国の税金や自治体の財源、国民の命と暮らし、営業を守るために活用すべきときだと考えます。そのような政治が、町や議会、私たち議員に求められています。

以上述べまして、以下4項目の質問を行います。1項目めは、新型コロナウイルス感染症防止のワクチン接種状況、PCR 簡易キット検査の進捗状況と今後の対策について質問します。

まず最初に、ワクチン接種数の状況、今後の接種目標と体制、それと、国から届くワクチン不足に対応した今後のワクチンの接種計画について、町長の答弁を求めます。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

おはようございます。

まず最初に本日の新聞でも公表されましたが、町内の届出保育所で、園児、先生等合わせて36名のクラスターが発生をしました。今は、子どもさんにはワクチン接種ができないという状況があるので、まさに今、大人が自分で自覚して、衛生管理に努め、感染しない生活様式、また、できるならば、ワクチンの接種をするというふうに、子どもたちを守る。こういった状況が、今求められているんじゃないでしょうか。そういった中で、私は、常々機会あるごとに、粕屋町におけるワクチンの接種状況については、発表をしまっていました。

この後、私の後ですね、担当所管のほうから詳細については説明いたしますが、ワクチン接種者は、この議会の冒頭申し上げましたように、糟屋地区では一番進んでいる状況ではなかろうかと思えます。

それでは、詳細を担当課のほうから申し上げます。

◎議長（小池弘基君）

古賀健康づくり課長。

◎健康づくり課長（古賀みづほ君）

ワクチン接種事務室の立場でお答えをさせていただきます。

ワクチン接種の状況についてですが、9月3日、先週金曜日時点で、高齢者を含む12歳以上のすべての対象者約4万1,500人において、1回目接種済者が約2万1,200名で、接種率は約51.1%。2回目接種済者は約1万6,640名で、接種率約40.1%となっております。また、町で把握可能な予約者を含めると、1回目接種見込みの割合は、9月末で約66%になりますが、職域や町外医療機関で接種された方につきましては、1・2か月遅れて情報が入ってくるために、実際にはもう少し接種が進んでいると予測されます。

次に、今後の接種目標と体制及び計画についてですが、ワクチン供給が不確定のために、10月以降の新たな接種日程の公表が遅れておりましたが、最近になり、9月後半のワクチン供給量が確定したため、9月8日から予約開始となります10月分の日程を、現在、町のホームページやLINE、テレビのdボタン広報紙で公表をしております。

国は、12歳以上の人口の約8割の方が接種できる分のワクチンを、10月の前半までにすべて供給する予定としております。町といたしましては、町民の接種状況が、直近で把握できない部分があることから、予測が難しい状況ではありますが、80%以上の接種率を目標に、終了に向けて接種会場等の調整を行いながら、事業の期間とされている令和4年2月28日まで、希望されるすべての対象者に接種が実施できるよう、確実に進めてまいりたいと思います。また、既に県より公表されておりますように、福岡県の大規模接種につきまして、県内9か所の会場の一つとして、粕屋町福祉センターでも実施される予定です。

粕屋町の皆さまにおかれましては、大変身近なところで、ワクチン接種ができる選択肢が一つ増えることとなります。ワクチンの特性など、内容を十分ご理解の上、ご希望の方はご検討いただければと思っております。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

全国的にも、ワクチン接種は、1回目58%、2回目47%というようなことが報道されておりましたけど、粕屋町でも、高齢者の場合は非常に早く接種がされてきたわけですが、ワクチンの供給の問題とか含めて、遅れも出てきているというふうには思います。ただ、接種するにあたって、まだ、今、対象者12歳以上64歳以下となれば、多くということもありまして、特に働いてる人たちがですね、保護者、子どもさんがまだ小さい保護者などは、働いている状況のもとで、ワクチンをどう打つかと。職域でできない人たちとかいうのもある。という中で、先ほど、福祉センターで大規模接種の分の、県のほうの責任で行うというようなことでしたが、私は、全国的にも今、金曜日の夕方、夜間のワクチン接種というようなことなどもありますし、対象者がそういう子どもさんたちを抱える人たちが、ワクチン接種できる条件整備をもっといろんな面で工夫していく必要があるんじゃないかというふうに思う。

その点で一つは、先日ですね、私、電話受けた青年は、8月の6日に電話をして、土日を予約したけど、もう埋まってたと。だから10月にしかもうできないというようなことなどがあって、かかりつけ病院がなかったけど、いろいろ病院に電話をして、何とか接種できる状況になったということをおっしゃってましたけど。この青年もやっぱり若い保護者が、夕方できたらいいとか、土日ですね、ということがやっぱり希望としてあったんですよね。

そういう点で、日曜日は今やられてるんですけど、そういう幅を広げた接種の条件つちゅうのを検討してもらいたいと思いますけど。

その点について、答弁を。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

今、古賀課長のほうが申しあげました県の優先接種事業、これはもう優先といいますが、ましてもほとんどの方がもう、接種できます。

これは、月曜・水曜・土曜日の4時から20時まで、ほぼ夜間ですね。そういった接種時間を、やはり働いてる方を優先して接種するための時間対応だろうと思いません。併せて、町の集団接種につきましては、日曜日にもほぼ行います。10月の接種の予定も、この頃発表いたしました。日曜日にも接種し、10時から13時とかという昼間の時間帯でございしますが、日曜日にも接種する。なるべく、皆さんに接種をしていただきたい、推進するための時間の設定も行っております。

ただ、今田川議員が冒頭述べられましたように、ワクチンの供給量、これが限られておりますので、なかなか思う存分その時間枠、あるいはその接種量については拡大することができませんけども、10月には完了するように努力してまいりたいと思っております。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

コールセンターに連絡をしたという方も、結局、国のワクチンが供給が十分に来ないというようなことがあって、希望どおりに接種対象の人たちを受入れないでいるというようなことなどが言われなくて、いわゆる予約の日は空いてませんというようなことだけで終わる、というようなことも言われておりました。

私は、このワクチンの供給ができてないということについては、意外と知られてないっちゃうか、自覚はないんですね。大丈夫だろうと。遅れてるっていうと言っても粕屋町で予約すれば、何かできるとかなって感じでおる人が多いんですよ。だから、そこはしっかり言って、そして、なかなか実情に応じて対応できない問題もあるんだということは言うていただくように、お願いしたいというふうに思います。

それと次に、2番目ですが、ワクチン接種やPCR検査についてですが、接種業務に従事する町職員、住民と直接接する機会の多い町職員を優先して実施するということが必要だというふうに思います。

新型コロナの感染が国内で発生してから、1年7か月過ぎて、やっとそういう接種業務、職員や児童・生徒に接する職員などに、ワクチン接種やPCR検査の実施

を行うという方向で、国も動かざるを得なくなってきたという状況ですけど。PCR 検査などの費用は、自治体の責任というようなことなどがあり、なかなか難しさがあると思います。ただ、費用負担かかっても今述べました、関係する町職員についての検査、PCR 検査とかワクチン接種については、言えば、希望者というふうになると思いますけど、私は、町の職員はもう積極的に、全員がこのことで感染が広がらないようにする。自らもかからないようにするということを求めたいというふうに思うんですけど。

その点について、町長の答弁を。

◎議長（小池弘基君）

古賀健康づくり課長。

◎健康づくり課長（古賀みづほ君）

ワクチン接種につきましては、基本的には、国の示す優先順位に沿って進めております。

また、接種当日のキャンセルや医師の間診により、接種を見合わせるケースなどもあり、使用されなかった貴重なワクチンを無駄にしないように、ワクチン接種開始当初から、優先度が高いと判断した方々に接種を実施しております。これは、町の集団接種の分もそうですし、町内の医療機関でもそういった急なキャンセル等がありますので、そちらのほうにも手配をしております。

乳幼児と接する保育士や幼稚園教諭から開始し、保健師や助産師、災害時の避難所担当の職員、学童保育の指導員、住民と接する窓口職員など、急なキャンセル等で使われないワクチンを活用し、職員にも接種が進んでおります。また、PCR 検査は、現在町では実施しておりませんが、4 番目の関連の質問の中でお答えをいたします。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

今言われた対象者の方々に対する接種率といいますか、いわゆる町の職員とかは行って、そういう掌握できる対象者というのはおるとは思いますけど、どのくらい接種ができてることになるんですかね。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

今回のコロナワクチンの接種については、自由といいますか、これは任意でござ

います。

従いまして、強制的に職員の中で誰がしたのかしないのかっていう調査は、はばかられます。私としては、職員の方にどんどん受けてほしいというふうなアナウンスはしておりますけども、その調査については、してない状況でございますが。

今、古賀課長申し上げましたように、ほとんどの職員が、接種が完了している状況であります。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

分かりました。では3番目ですね。

感染者の自宅待機による病状悪化を防ぐために、全国的にも、自宅待機を強いられる療養者の人たちに対する施設の確保が求められてるわけですが、町としても、そういう施設を糟屋地区市町長会とか、糟屋郡、糟屋地区医師会などと連携して、医師や看護師を確保してできる体制を検討すべきと考えますけど、町長の答弁を。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

確かに今、自宅療養者が非常に増えている状況ではあります。

ただ、これについては県のほうも真剣にその対策を練っております。詳細は課長のほうからお答えいたしますが、町長会としても、県に要望し、そしてまた、その対応については、保健所を中心に、市町村と連携しながら対応を行っておる状況でございます。

◎議長（小池弘基君）

古賀健康づくり課長。

◎健康づくり課長（古賀みづほ君）

現在、福岡県内でも自宅療養者が増え、不安を抱える方の心、心理面のサポートや病状の悪化の問題など、大変深刻な状況が続いております。

そのため福岡県は、自宅療養者全員に、パルスオキシメーター。これは酸素飽和度測定器になりますが、これの貸出しや、休日夜間相談用の専用ダイヤルの運用。それから8月16日からは、宿泊療養施設10施設のうち、一つの施設におきまして、中和抗体薬の投与、これはよく聞きます抗体カクテル療法というのになります。これを開始しております。また8月31日より、コロナ受入れ医療機関の一部に酸素投与ステーションを新設し、病状の悪化により入院が必要となった自宅療養者に、受入れ病床が決まるまで、酸素投与等の処置を行うこととなっております。

現在、粕屋町の医療機関において、PCR検査等を含む通常診療が増え、重ねて、コロナワクチン接種にもご協力をいただいております。そのような中、新型コロナウイルス感染症の新たな医療の課題に対応するには、県などの大きな枠組みで、県全体の医療機関の力を結集して、一体的に取り組んでいくことが重要だと考えております。

このような観点から、自宅療養者対応のための医療体制の構築は、町独自では考えておりません。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

これは国・県が、もっと責任持ってやらなければならないという問題だというふうに思います。ただ、東京都のところでは、6市の市長が、自治体として、臨時の療養施設を設置してほしいということで、東京都に対する申入れなども行っているということです。武蔵野、三鷹、府中、調布、小金井、狛江、保健所が一つしかないというそういう地域になってるということですね。

そういうことと併せて、私は、今のこの自宅療養者の数が増えているという、これはテレビでも報道されてるし、あるわけですが、粕屋ホームページに載ってるのを見て、全国調査しとるのがあるんです、都道府県別にですね。それを見たら、福岡県が、感染した人たちの療養者が7,778人、入院者が880人、入院率11%、入院できない宿泊療養自宅療養が89%で6,896人ということなんです。これ8月18日のホームページに掲載されてる調査結果なんですね。これ厚労省なども含めて、調査した内容になると思います。これを見れば糟屋郡では、20分の1ぐらいの感染の状況ということから考えれば、療養してる人は300人から400人ぐらい。入院できない人が300人ぐらいいるんじゃないかというふうに、比較対象すれば考えるんですね。そういう点では久留米と変わらないだけの規模の感染者、またそういう対象者の中で、位置づけとして、もっと県がこの糟屋地区に、そういう先ほどのワクチン接種の援助だけじゃなくて、今後、このコロナの療養者増えるのに対する継続的な体制づくりという点からも、県に対する要望と併せて、糟屋地区での検討も財政支援も含めて、是非考えてもらいたいというふうに思います。

先ほど、まだ町としては考えてないということですが、糟屋地区として、そういうことが検討できないかということについて、町長に問います。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

福岡県の感染拡大、これは非常に今後の危惧されるところでございますが、この糟屋管内でも非常に感染者が増えております。

従いまして、保健所の業務がもう飽和状態。いっぱいいっぱいの状態で今してありますので、糟屋地区の各町、古賀市も含めて、市町のほうから応援体制を今ひいております。実は、先月30日から1週間、粕屋町から保健師も派遣して、支援体制をひいております。これは、本日もちょっと保健所の方、担当官とお話をしたんですけれども、今後も、拡充すべきところは拡充していくよと。町長会、糟屋地区すべてのそういったコロナの体制について、我々も一緒に支援していくんだというお気持ちは伝えておりますし、県のほうも非常にそれは感謝してありました。

従いまして、後ほどまだ出てきますけれども、PCR検査も含めたところ、コロナ対策については県と一緒に、市町村が連携しながら、今後もより一層行ってまいりたいと思っております。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

分かりました。それで、4番目の質問に移ります。

PCR検査についてですけど、教職員や学童保育指導員、幼稚園教諭や保育士、ワクチン接種に躊躇するケースが非常に多い児童・生徒に対し、定期的に検査して感染防止を行うことが必要だと考えます。PCR検査の具体的な進捗状況についてですけど、私は6月議会で宗像市の簡易キット検査を紹介いたしました。町長も、PCR簡易検査キット検査は、検討中のことだということでありました。実施計画についての説明を求めます。

それと併せまして、先ほど町長が冒頭にも報告されました認可外保育所のコロナのクラスターです。話を聞くとところによると、町内の学童保育クラブでも、こういう感染が起きてるとい話も聞きます。公設の施設でもそういうことがあつてるとい、ほかのところのですね、町内のということなども聞きました。いずれにしても、このワクチン接種ということと併せて、感染が広がらないようにするためにも、事前にこのPCR検査を行うべきだというふうに思うんですね。

そういう点で、実施計画と併せて、その二つの学童クラブや、認可保育所、認可外保育所などのその後の対処について、保健所が入ってやっているとありますが、町として、今後このエリアの人たちに、簡易キットで調査を広げていくというふうにしていくのかについて、説明を求めます。

町長の答弁を。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

実際、陽性の感染者が出てる場合には、もうその施設は閉鎖です。

感染拡大しないためにも閉鎖して、PCR 検査を行い、陽性者、そして陰性の方々を区分しながら、拡大しなければその施設はまた開園していくというような状態で運営しております。これはすべて、県のほうの指示によって行っております。その県の指示というのが、実は PCR 検査もそうなんです。行政検査といいまして、民間の PCR の簡易検査については、法的なものが認知できません。

従いまして、例えば陰性であっても不確実性がございまして、PCR 検査をすると陽性になったりします。PCR 検査の簡易キットで陽性になった場合でも、それをもって陽性とは認識できないんですね。行政検査で、保健所でまたもう 1 回、その本来の正式な検査をしないといけないというような二度の手間がございます。

私も、田川議員の先日から質問にいろいろ担当とも検討をずっと重ねておりますが、これはやっぱり絶対的、確実的な検査体制が必要だろうということで保健所ともいろいろ協議を行いました結果、今回のこの 9 月議会の冒頭お話ししましたように、行政検査を町でやることができます。これ今協議中でございますが、そういった正式な検査キット、そしてまた、防護服等のいろんなツールも貸していただいて、当然保健師等中心になって、いろいろご教示をいただいた中で、本来の行政検査レベルのことができるように、そしてまた、その検査結果については、これは例えば陽性であればその陽性者の数も公表できるような行政検査でございます。

そういったことで、感染の拡大を積極的に留めていこうと、止めていこうというふうに、これはちょっと言い過ぎかもしれませんが粕屋方式、これほかではございません。これを保健所と今詰めている状況でございます。

そういったことで、感染の拡大を押しとどめていきたいと思っております。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

そしたら、30分やけど、いいですか。

◎議長（小池弘基君）

次、1 問目の質問がこれで終わるようでしたら。

◎10番（田川正治君）

ちょっと待ってください。PCR 検査についての行政検査のお話がありましたけど、私、ちょっと今。先日、文科省が、小学生の子ども、中学生もそうと思いますが、

に対するこの検査を、行政検査として町は行っていいというようなことで、今までのように濃厚接触者のおるところのメンバーだけじゃなくて、学校のクラスならクラス全部とか、学校閉鎖ということも、休校というのもありますけど。そういうようなことなどが、今後やっていけるようになるということをちょっと調べてみたんですが。

こういうことも含めて、今後、国のそういう動きがありますので、対応を早くできるようにしてもらったらというふうに思いますけど、その点について、町長のほうで。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

簡易検査について、実は試算をしました。

町内の小・中学校、保育園、幼稚園、この関係者にこの検査をした場合、1回の検査で5千円ぐらいかかるんですね。それを、1回の検査で7,500名の検査実施になります。従いまして、1回の検査で3,750万円がかかります。それを、例えば定期的にやるとすると、もう10回すると3億7,500万ということで、これ限度は実はないんですね。

従いまして、やはり、その生活の中で学校とか保育園の中でどんなふうな接触をされたかっていうのを、専門的見地から範囲を絞って、無駄な検査をせずに、有効的な効率的な検査をやるという意味で、行政検査が必要だろうと私は思います。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

次の質問は、休憩後ということでお願いします。

◎議長（小池弘基君）

それでは、概ね30分経過いたしましたので、換気のため暫時休憩をいたします。再開を10時15分といたします。

（休憩 午前10時05分）

（再開 午前10時15分）

◎議長（小池弘基君）

再開いたします。田川議員。

◎10番（田川正治君）

続きまして2項目め、コロナ感染患者や自然災害の避難所について質問いたします。

災害時の新型コロナウイルス感染症患者の自宅待機者の避難所については、台風や水害などの自然災害の避難所とは別に確保しなければ、感染の恐れもあることにもつながっていきます。昨年起きた集中豪雨の避難所として、かすやドームでは段ボールで簡易ベッドや間仕切りなどのパーテーションを作って、避難者のプライバシーを確保したことが、災害に対する他町にない取組みとして、町民の方からは、大変安心感を持てたということが話されてきました。

これからは、新型コロナウイルス感染症と共存する時代が続くもとで、かすやドームだけでなく避難所を増設して、自然災害時に自宅で療養している感染者が収容できる避難所の確保が必要になってくると思いますけど、この件についての検討がされているならば、説明を求めます。

町長の答弁を。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

今、議員がご指摘されました昨年の台風時の避難所、これの時に、実は、同じ避難所内ではありますけども、避難所が非常に大きいかすやドームでございましたので、その中に、コロナ対応の避難所を設けておりました。

ただ、実際は、そういった活用はする必要はございませんでしたが、保健師も配置し、職員も配置しながら、いつでも、コロナの例えば濃厚接触者に認定された方々、そしてまたそのご家族の方を受け入れる体制は整えておりました。

今後も、そういった体制で臨みたいと思いますが、詳細につきまして、担当の協働のまちづくり課のほうからお答えいたします。

◎議長（小池弘基君）

豊福協働のまちづくり課長。

◎協働のまちづくり課長（豊福健司君）

新型コロナウイルス感染症の災害時の避難につきましては、令和3年5月26日付、福岡県からの通知におきまして、「災害時における新型コロナウイルス感染症の自宅待機者及び濃厚接触者の避難について」の対応が定められております。

まず、陽性者であります自宅療養者につきましては、粕屋保健福祉事務所が、感染症指定医療機関または、宿泊療養施設への入院または入所を調整することを基本としておりますので、原則として町での受け入れはありません。

次に、濃厚接触者につきましては、本人が希望すれば、市町村の避難所において受け入れることとされておりますので、濃厚接触者及び発熱等の症状を有する避難者につきましては、町で受け入れるよう、粕屋町避難所運営マニュアルで定めてお

ります。濃厚接触者及び発熱等の症状を有する避難者につきましては、現在、先ほど町長が申しましたように、かすやドームでの受入れを想定しておりますが、その中で、一般の避難者の方と接触することがない濃厚接触者及び発熱等の症状を有する方の専用スペースを別に確保し、保健師を配置して、緊急時にも対応できるようにしております。実際に、直近で言いますと、8月11日からの大雨によります避難指示発令の際にも、かすやドームも自主避難所として開設し、マニュアルに沿って、濃厚接触者及び発熱等の症状を有する方の受入れ体制を整えておりました。

ご質問にあります、自然災害の避難所とは別に確保すべき、についてですが、福岡県の新型コロナウイルス感染症対策マニュアルでは、専用の避難所確保が難しい場合は、濃厚接触者専用スペースを確保することで対応可能であるということから、別の避難所としては、粕屋町では設けておりません。

以上でございます。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

今から、どのように、このコロナウイルスに感染する人たちが増えていくかということなどありますので、その辺りは、県、国の関係もありますけど、町独自でも施設のことも含めて今後検討が必要じゃないかというふうなことを述べておきます。

次に、2問目についてですが、学校の体育館について、災害時の避難所に指定されております。学校施設の改修予算ではなくて、避難施設のエアコン設置として早急に改修を実施すべきだと考えます。

これまで私は、一般質問で何度となく、小・中学校の体育館について、災害時の避難所の役割を持ち、体育授業や放課後の部活時の熱中症から児童・生徒を守るために、エアコン設置が必要だと提案してまいりました。しかし、なかなか町としては学校教育課の関係で言えば、学校の整備など含めて必要なのが優先せざるを得ないということでありました。私は前回の質問のときも、このいわゆる災害時のときの体制として、この学校体育館を予算化するための費用として、国からの緊急防災減災事業債など活用できないかということの質問もしてきたときもあります。

まず、正確にはこのことについての回答というんですか、いただいておりますけど、この災害対策としての学校、体育館の整備、エアコン設置ということについて、できるのか。

どういうふうなことが考えられるのかということについて、町長の答弁を。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

田川議員も、先般の一般質問から、緊急防災、緊防債といいます、緊急防災減災事業債、この活用はというご提案をされております。

私も、それは非常に有益有効だろうと思っておりますが、実は今文科省のほうでは、この非常時における屋内体育館の活用というのが、研究調査してあります。モデル事業として、全国の幾つかの学校については、この対応を今考えてあるというふうには情報はあります。私も機会があればこれは手を挙げて、そういったモデル事業には参入したいと思っております。ただ、体育館の構造上、その躯体、あるいはその断熱性、そしてまた、電源確保という観点からいうて非常に難しい問題がございます。

今のまま直接そのまま使えるという、エアコンをただ設置すればいいという問題ではないようでございます。これはもう専門的な見地からもいろいろ研究を進める必要がありますが、これについては、今後、私自身も調査検討は進めてまいりたいと思っております。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

先日、6月議会のときでしたかね、学校教育課長のほうから、スポット的な冷却ちゅうんですか、をできる、そういうものも考えているということがあったんですが、それについては何か経過説明できることがあれば、学校教育課のほうからお願いしたいです。

◎議長（小池弘基君）

早川学校教育課長。

◎学校教育課長（早川良一君）

6月に田川議員の質問を受けました。

それで、今現在、スポット的に運用可能な空調機等を調査検討ということで、それを実際に使ってる業者さん等に以前伺って、いろいろそういう状況は、今、見て検討している最中ではございます。

以上でございます。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

先ほど町長の答弁も含めて考えれば、早い時期に体育館がエアコン設置できる工事含めてできるという、国のそういう事業債なども活用してっていうことができる

ようにしてもらいたいわけですが。

いずれにしても、災害問題と含めてあるので、そういう点での施策をよく考えて追求してもらいたいなど。併せて、今、課長のほうから説明ありましたスポット式の問題も含めて、これは今でも、そういう部活の子どもたちが、実際必要とする体育館で行事するときにはいるということであれば、私は今のこの熱中症にかかるような体育館の状況から脱するためにも検討してもらいたいというふうに思うんですが。

これについては、教育長の回答いいですかね。

◎議長（小池弘基君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

体育館の活用について、避難所、それから部活動等々について、いろいろ子どもの健康面を心配して言っていたらいいんじゃないかなと思います。

まず避難所につきましては、校舎増築・改築等を今優先しておりますが、体育館のほうもこの計画の中に割り込ませて、できるだけ早い時期にエアコン設置ができるような改修とか、そういったことを取り組んでいきたいなというふうに思っております。また昨年、台風のときでしたか、ドームとサンレイクが大きな避難所になりましたが、その際、中央小学校の体育館も避難所としてしたわけですけど、私も行ってみてびっくりしたんですが、暑かったですねやっぱ。やっぱり避難所によってエアコンがないっちゃうのはこんなにやっぱ大変なもんか。この雨の中、蒸し暑さで大変だなというふうに思いました。

やはりこれは、今町長も申しましたように協働まちづくり課と協力しながら、やはりエアコンは考えるべきかなと。ただ部活動については、今熱中症という言葉出ましたけど、やはり30、ちょっとはつきり覚えませんが、32だったかな3だったかな、超えたら部活動はしないと。外の部活がオキシダントとかPM2.5とかそういったことで、いくつの数字以上はもう部活をしないと、そういった基準がございます。これは徹底して今守られているところがございます。体育館についても、そういったメーターというか温度計のごたあとがありますが、それ必ず常備して、顧問のほうでそれは見ながら、停止ということはやっておりますが。

エアコンがあるとありがたいのかなというふうに思っております。

以上でございます。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

関連する問題でしたから今、回答いただいたんですが、よろしくお願いをしときたいと思います。

3項目めにいきます。35人学級に合わせたクラス編成と特別支援学級の生徒や教師の配置について、質問いたします。

新型コロナウイルス感染症が低年齢化しており、文科省が指導している教室内での机の間隔1 m以上は広げること、についての対策と計画についてですが、私は12月議会にこのことについて、文科省が示していることについて質問をいたしました。教室を確保することも含めて、新たに増築しなければならない問題など含めてあるということですけど、いずれにしても、3密状態の中で、この1 m間隔が必要だというのは、当然だというふうに思うんです。

そういう点で、今まで35人学級で小学校1年生だけだったのが、2年生からも含めて実施されるようになって、コロナ禍で感染防止としての児童の間隔1 m離すための教室確保、また、分散登校とかオンライン授業などを含めて、いろいろなことが、考えて知恵を出してですね、そして今の状況の中で、子どもたちが学校でクラスターなど起きないように、感染広がらないように、そのために考えることが必要になってきていると思うんですけど。

この点について、教育委員会も含めていろんな善後策を検討されると思いますけど、教育長の答弁を求めます。

◎議長（小池弘基君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

現状につきまして、学校教育課長よりお話をいたします。

◎議長（小池弘基君）

早川学校教育課長。

◎学校教育課長（早川良一君）

小・中学校の机と机の間隔を1 m以上広げるという議員のご質問ですが、今教室の広さから考えて、粕屋町の小・中学校の児童・生徒の数からいいますと、非常にちょっと厳しいのが現状でございます。

そのため、このコロナウイルス感染症対策としまして、マスクの着用とか、こまめな手洗い、換気の徹底、あと生徒が密集する長時間の学習活動、及び近距離での会話等、大声での発生等を伴う活動をできるだけ避けて、そちらの方面で感染及びその拡大のリスクを低減しながら、教育活動を今んとこ継続させていきたいと考えております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

いろんな条件が、クリアしなければならない問題というのはあると思います。

ただ、どのような方向を今後、町としてもですが、教育委員会としても、このコロナ感染と共存する時代と言われている、こういう中での環境整備は方向性として示して、それに向かって取り組んでいくということが必要だというのは、これ全国的にも、世界的にも方向性が検討されて、そのことが対策として練られてるということだということになってきております。

そういう点で、是非、積極的にそういう教室の増設、小・中学校の学校の建設なども含めて、どうあるべきかを考えてもらいたいというふうに思うんですが、町長の答弁、よろしかったら。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

非常に総括的なご質問だろうと思います。これは学校建設に関わる問題でもあります。

文科省の標準的な教室スペース、それに対して補助金等が算定をされますので、単純に広ければ広いというものじゃございませんし、議員がおっしゃった中に一つありましたが、今後のオンライン教育、これも今回のコロナの感染拡大によって、やはり日本として非常に遅れ、社会的に遅れている部分だろうと思いますので、そういったデジタル化を進めたところのオンライン教育で、人と人の対面時間をなくしていくということも必要だろうと思います。

ただ、今現在、私も教育長のほうからいろいろ協議をしたところでお聞きしますと、教室内の授業の体制は、以前は子どもたちが対面でいろいろこう協議したりしてましたけども、これはもうなくして、全面みんな、同じ方向を向いて、なるべく接触をなくしていると。そしてまた、タブレット端末を使った授業をしながら、なかなか例えば前に行って黒板でこう接触するような機会も少なくしていくような工夫も今されております。そういったことも、今後の新しい授業体系といいたしうか、学校風景の変革につながっていくものと思います。

いろいろ調査研究して、このコロナ感染対策も含めた新たな教育体制を今後も検討してまいりたいと思っております。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

いずれにしてもこれは、それぞれのセクションといいますか、町長部会とか教育部とかいう、そういう部局問題だけじゃなくて町全体、粕屋町としての将来的な構想といいますか。子どもたちを教育環境をどうするかということも含めて、コロナの問題で考えていくように、再度お願いして次に進めたいと思います。

次の質問は、特別支援学級の児童・生徒を加算すれば、1クラス35人学級より多い教室が出ているというふうに報告を受けております。該当する学年では、クラスを増やすなどの検討が必要だと思います。私、決算資料で今年の今度の9月議会の分見ました。昨年度の支援学級の児童含めた児童数、仲原小学校1年生は4クラスで154人、38.5人分、いずれにしても140人、14人多いわけですね。こういう状況の中になってるんですが、今度2年生になって、これが5クラスになったということになったのか、ちょっと私もその辺りまではまだ掴んでおりません。ただ、これも含めて、中央小学校では、35人以上のクラスが現にある、ということなども報告を受けました。そういう点では、今年の1年生2年生と編成の中で、支援学級の児童を含めた児童数を35人にしていくということがいると思います。

そういう点では、この35人学級に支援学級の児童を含まないで、編成していいことになってるのかということと併せて、ちょっと現状について説明を。

教育長の答弁を。

◎議長（小池弘基君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

現状と今後については、学校教育課も十分検討はしております。

学校教育課長より回答をいたします。

◎議長（小池弘基君）

早川学校教育課長。

◎学校教育課長（早川良一君）

35人学級は、通常学級の人数でございます。

特別支援学級には別にクラスがあります。そこは支援学級の在籍児童が、交流学級のときに通常学級で授業を受けております。そのとき、確かに35人以上になることもあります。特別支援学級の児童・生徒のクラスは、すみません、別にございますので、交流学級時の人数には対応はしてませんが、可能な限り、この加配の先生とか、町雇いの支援員さん等がサポートをして対応していきたいと思っております。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

大事なのは、支援学級の子どもも含めて通常学級で35人以上、例えば40人ぐらいになっても、それは認められてるのかということも含めて私は確認したいんです。

そうしないと35人学級になったんですが、実際はそれは実態としては支援学級の人たちを、言えば、差別化って言ったら言葉悪いですけど、別扱い、別枠にしてね、対応していくということになりかねんと思うんですね。そういう点では、正しくこれはしておかないと。

学校現場のほうでも大変だというふうに思いますので、再度確認をお願いします。教育長の答弁を。

◎議長（小池弘基君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

特別支援学級、若しくは特別支援学級の生徒たちのことについては、再三この議会でも質問を受けましたので、私いろんな角度からこれご説明をしたかと思いますが、まず、義務標準法、略して義務標準法というんですが、通常学級は35人以下ということで今回の法改正でそうなりまして、今から5年かけてやっていくということでなったわけですね。それまでは、40人学級ということで40人までというのが上限でした。とは別に、特別支援学級というのをまた一つ担任をつけて、学級をつけて、そこで出席簿も別にしてということで、またこれは、特別に支援が必要な学級であるという存在をして教員も1人、正式教員がきちっとこれ配置される。そういった状態で上限が8人という、この枠も決められております。

従って、学校というのは、通常学級と特別支援学級と2通りの学級が存在しております。議員はいろいろ勉強されてますので御存じかと思いますが、インクルーシブ教育という言葉がございます。いわゆる共生の社会という、いわゆる障害を持っている子、若しくは発達障がいの子であっても、通常学級の子と接することによって教育効果が得られるとか、子どもにとって将来的に自立した生活ができるようにということを目指して、通常学級のほうで授業を受けるということもございまして、行事も通常学級のほうで一緒に活動をしていく。例えば道徳とか学活とかいうのを一緒に受けていくとか。例えば、この子は知的障がいなんだけど、算数についてはほかの子と同じように計算力あるなといったら、算数の時間だけはそこに受けに行く、そういうこともございます。

従って、1日中、通常学級で過ごすということはございませんしですね、場合によっては、3、4人同じ教室に行くこともございましょうが、それが大体同じ学年

に振り分けますので、1人か2人ずつが散らばっていくのかなど。それから教科によっては、美術とか、理科の時間というのは特別教室ございますので、普通の教室では受けませんから、そういったところでは35人超えても僕は問題ないのかなど。

今、議員おっしゃってるように、35人を超えた状態で受けさせよるやないか。ある意味、これは法令的に違反やないかとか、学校の先生たちが苦勞してるんじゃないかと思われるかもしれませんが、確かに教室が広ければ広いほどいいんでしょうけど、粕屋町、そういったわけにはいきませんので、先生たちのそういった、ほかのところでは授業をするとか、特別支援学級の担任の先生がわざわざ通常学級のほうについてきて、2人体制で、若しくは支援員がついて3人体制で、35人を超えた学級の生徒たちを支援していくということは常時行われておりますので。

その辺のところは、ちょっと学校現場の、頑張りをお認めいただきたいというふうに思っております。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

私は、いずれにしても今話された内容については、いろんな形で、今まで聞いてきました。

ただ、今問題なのは、35人学級の部屋に5人余計おって40人の机があるということであれば、机の間隔というのは、35人学級になっても、結局、40人以上、40人くらいと変わらないような密状態が、更にひどくなってる状態になってるんだというふうに思いますので、私はそこは改善していく余地も含めて、それは、もう当然学校の教室の問題含めてありますよ。そこんところをどうするかというのは真剣に考えていかないと、支援学級の人や子どもが増えれば増えるほど、その分は子どもが増えれば増えるほど35人が40人になって50になってくるということだって考えられるわけで。何の、そういう点では、コロナ対策に対する問題が解決しないという事になってきますので、検討していってほしいと思うんですね。

それともう一つは、中央小学校は体育館の横に教室を増築するようなことを言われてあったんですが、このことについては、この増築したところに支援学級の子どもたちが、今言ったように35人学級の幅に入るような形で考えた内容にもなっているのかどうか、それだけちょっと確認を。

教育長。

◎議長（小池弘基君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

増設する学級についても、通常学級の子どもたちが35人というのが上限でございます。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

次に入ります。4項目めは大川小学校でのフッ化物洗口の実施についての検証についてです。これは、どういうふうになんて今現状になったのかというのが一つ大事なことです。

2月25日の福岡県の資料では、大川小学校は昨年は中止、今年は実施なしということで、県内で20校実施したフッ化物洗口の事業で、13校が県の支援を受けておるわけですが、粕屋町の大川小学校はそのモデル校だったんですね。モデル校であれば、そういう点で、このフッ化物洗口の実施の検証ですね、ということは県に対する報告書なども含めて提出したというふうにするんですけど。

それともう一つは、これは5年間で見直しをするということが、当初のいわゆる方針、県の、国もそうですが、そういうことの中でやってきてるわけですが、見直しも含めて考えられてるのかどうかについて説明を。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。先ほどの3問目の3番目は、飛んでますけども、どうでしょう。

特別支援学級での児童・生徒の授業環境の整備や、児童・生徒数の見直し、...

はい、田川議員。

◎10番（田川正治君）

分かりました。

ちょっと時間の関係で、今、私が質問した分について、教育長のほうから回答を。

◎議長（小池弘基君）

先に4番目のほうですか。

◎10番（田川正治君）

今の分です。フッ化物洗口の問題ですね。

◎議長（小池弘基君）

だから、それ4番目の分ですよ。

早川学校教育課長。

◎学校教育課長（早川良一君）

学校でのフッ化物洗口は、平成25年の3月に「福岡県歯科口腔保健の推進に関する条例」が制定されました。

学童期における虫歯予防を推進するために、福岡県が実施主体となって実施して

おります。粕屋町では、平成30年度の9月から令和2年度まで実施しました。令和2年度は、この新型コロナウイルスの感染症対策のため、実施はしておりません。実質は1年と7か月間しか行っておりません。で、実施後の成果や問題点は、ちょっと実施期間が短くて、確認するまでにはちょっと至っておりません。で、来年度以降、現段階では実施は考えておりません。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

今報告された点で短かったから、1年7か月だから、いろんないわゆるこの実施した内容についての検証してないということですけど。県に対する報告書は、私はこれは当然出してるだろうと思いますね。何でかって言ったら、支援事業に対する補助もあってるわけですからね。その中の一つに、大川小学校になってるわけです。そういう点で言えば、ちょっと曖昧な形の実施だったというふうに疑念を持つんですけど。もう少し、やっぱりやるときからもこの問題がどうなのか、いろんな賛否両論ありました。フッ化物洗口でね。しかし、これを実施した以上は、この結果については、やっぱり保護者も含めて先生たちにも返していく必要があると思うんですよ。

県に報告したんならそれを示して、皆さんに報告、私たちも含めてすべきじゃないかと思うんですが、その点について教育長の答弁を。

◎議長（小池弘基君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

県の事業でするので県の報告は当然だろうと思いますが、ちょっと私のほうもそれは回数程度ぐらいしかちょっと知りえてませんので。中身についてこういう課題があった、来年こういうに見直していくというような分析はしておりません。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

この点について、報告してないじゃなくて、やっぱ、報告したのがあれば、やっぱりその内容について説明するのが、皆さんに、学校の現場もだし、私たちのが当然だと思いますので、その点の資料提供といいますか報告を求めたいと思いますが。

それは、いつ。

◎議長（小池弘基君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

今年はやってませんが、昨年までの予算要求の中でこういった県が半分、町が半分の予算で計上しているというときに、昨年はこういった形でやりましたという報告はあってるかと思いますが、ちょっと私もそこ探してないんですけどね。

予算のときにその説明は必ず、昨年こういう成果があったのでこういうふうにありますと。ただ、コロナなので昨年はちょっとできませんでしたということは、決算のときにまたご報告をさせていただきたいと思います。

以上です。

◎10番（田川正治君）

一般質問を終わります。

ありがとうございました。

（10番 田川正治君 降壇）

◎議長（小池弘基君）

お諮りいたします。

次は本田議員の一般質問でございますけども、開始時間を11時からとしたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

（休憩 午前10時46分）

（再開 午前11時00分）

◎議長（小池弘基君）

再開いたします。議席番号13番、本田芳枝議員。

（13番 本田芳枝君 登壇）

◎議長（小池弘基君）

本田議員に申し上げます。概ね30分ほど過ぎましたら、換気のため暫時休憩とりたいと思いますので、きりがいいところで、またご判断ください。

◎13番（本田芳枝君）

13番、本田芳枝でございます。細やかなご配慮ありがとうございます。

また、このような時期に一般質問ができることを心から感謝いたします。

それでは入ります。最初に中央保育所建て替えの進捗状況について。町長にお尋ねしますが、後半教育長にもちょっとお願ひいたします。

令和3年度一般会計当初予算の中央保育所建て替え工事設計委託料2,540万円の進捗状況をお尋ねいたします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

はい。反対にちょっとご質問したいんですが、進捗状況というのは、執行状況ですね。例えば払ったか払ってないかっていうことでしょうか。それとも、例えば契約はどこでいくらで契約したか、そういったことでしょうか。

ちょっと質問の趣旨が分かりませんのでお尋ねします。

◎議長（小池弘基君）

はい、本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

はい。私も今の現状はどういう状況なのか、当初予算を予算の説明を受けた状況なので、分からないんですね。今年1年間でこの委託料2,540万円を執行されると思いますが、今この時期、どういう状況であるかということも含めて、説明をお願いしたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

当初予算2,540万円でしたが、今年の5月10日から10月31日までの契約期間で、（株）東畑建築事務所、九州オフィスと契約をしております。

契約金額が税込みで1,324万4千円、この契約を行い、今現在、内容についていろいろ協議を重ねている状況でございます。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

はい。内容と言われますので、その具体的な内容も含めて委託、工事設計委託料ということは建物。で、私どもが伺っている内容は、現在の町立中央保育所をそのまま建て替えるというふうなことを聞いております。その状況が今、業者の方をお願いをして、1,324万円で工事設計をしてもらっているという状況なんでしょうか。

（許可のない発言あり）

◎13番（本田芳枝君）

そうなんです。はい、分かりました。

それでは、厳しい財政状況の中、国の補助金が想定できない状況で、町立保育所建て替えが進んでいます。これは、箱田町長の子育て環境を整備するという公約の実現だと思いますが、保護者、町民、議会が要望した事業でもあります。しかしながら、厳しい財政状況の中での執行だからこそ、きちんとした計画が必要であり、説明責任を伴います。そこで今日は、未就学児施設における保育、教育の観点から

話を進めていきます。

粕屋町には町立の幼稚園・保育所が7園、私立認可保育園・認定こども園が8園あり、その15園の保育・幼児教育施設として、今後のあり様をお尋ねいたします。町立の2番目の質問になります。

未就学児の施設数の意義とは、15園ある保育・幼児教育施設の中での町立の立ち位置について、今後のありようについてどのように考え、想定しておられますか。

◎議長（小池弘基君）

はい。箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

町立か私立かという話、これはもう原点でございます。

私は町長に就任した、もう冒頭から、当初から私が申し上げたように、町立は町立のよさがあり、私立は私立のよさがある。また保護者に対して、その選択肢が複数あるのは非常にいいことだ、ということで申し上げてきました。特に、町立に、公立については、支援を要する子どもたちの受入れが非常に町が直接運営といえますか、管理する立場にありますので、それが非常にダイレクトに伝わるということでの利点が一番大きくあるだろうと思っております。

ここでちょっと振り返って、町立の未就学児童施設としての保育所・幼稚園、これの存在意義というのをちょっと振り返りたいと思います。原点でございます。子どもの発達段階を理解し、それに適した活動を通して、次代を担う子どもたちが人間として心豊かにたくましく生きる力を身につけられるよう、生涯にわたる人間形成の基礎を担う、普遍的かつ重要な役目を役割を担っている、とこれ考えております。これは町立であろうと私立であろうと、全くその立ち位置は変わらないものと思っております。

今後、町立と私立の施設の在り方、これはもう財政的な問題が非常に多ございますが、私が冒頭申し上げましたように、町立、私立のそれぞれのよさがあり、選択肢が広がるということもございます。また粕屋町は、他町に比べて非常に子どもたちが多ございます。実際具体的に言いますと、自然増といいまして、出生と亡くなられた方の差引きの差が自然増、社会増は、新しく団地とかマンションが建ったときに、他市町からの流入が社会増でございますが、その自然増の数、これは町村では日本で一番でございます。これが総務省の統計で出てます。

そういったことで、今後もこういった保育を要する子どもたち、今、社会進出される、女性が社会進出の時代でございます。特に、そういったニーズはまだまだこれから多くなるだろうということで、町立と私立とのバランスを考えながら、保育所運営にあたってまいりたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

4年前に、中央保育所の保護者から議会に請願が提出され、採択となりました。その内容は1、待機児童数削減に関しては、保育所新設を。町立保育所3か所を町立のまま存続、3、町立保育所3か所の老朽化問題への早急な対応というものでした。その結果、粕屋町議会は、町立保育所の建て替えに関する特別委員会を設置し、平成30年に提言書を出しました。その中で、現状及び問題点として5つございますが、待機児童の増加、2、要保護児童数の増加、町立保育所の老朽化・狭隘化、町立幼稚園の定員割れ、厳しい財政状況を指摘し、町立保育所を建て替えを契機に、新たな町立保育所の在り方として、保育・子育て支援センターを構築し、その役割を検討すべきである。その上で、町立保育所の役割として6点掲げています。それはもうここでは長くなりますので申し上げますが、それを踏まえて、町立の在り方、今後の展望をお聞かせください。

今、町長は町立には町立のよさがあるというふうなことを言われたり、それから、支援を要する子どもが増えているということをおっしゃいましたが、それだけで、それは公立の町立の保育園のあり様としてそれだけでいいのか、もっとほかになすべきことがあるのではないかと私は思っているんですが、町長はその辺はどういうふうを考えられますか。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

議員が町立保育所建て替え特別委員会の委員長で、要職であられたときに、その委員会でも私が説明申し上げました。

覚えてあると思いますけれども、新しい保育所ができた場合には、まずは中央保育所が今の敷地内に建てますので、非常に狭隘の地区ですので、定員数を確保しながら建て替えるんですが、いずれはここを一つの子育て支援の拠点として考えてるっていうふうに申し上げました。もう御存じ、覚えてありますですね。

ですから、そういった意味で町立の保育園を子育て支援、子育ての支援施設の拠点にする。併せて、こども館にもこれはもうちょっと大きな範囲での子ども対策の施設ですが、そことの連携も図りながら、粕屋町の子どもの育成に資するように拠点づくりを行うというふうに考えております。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎ 13 番（本田芳枝君）

ということは最初に質問いたしました、建替え工事設計委託料、この件に関して、業者に内容をお伝えするときに、そういったことも含めてお話をしているのかどうか、そこをちょっと確認させてください。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

設計の関係の打合せのことですので、担当所管のほうからお答えします。

◎議長（小池弘基君）

神近子ども未来課長。

◎子ども未来課長（神近秀敏君）

先ほど町長申しましたとおり子育て支援の拠点として、やっていくというところでございますので、もちろん設計事務所のほうにもその旨は伝えてはおります。

ただ、議員も御存じのとおり、園庭に建て替えるということでございます。ですので、限られたスペースにどうしてもなってしまうので、まずはやはり保育所を定員いっぱい運営できるような形で、まずは設計して保育室とか、その辺りをまずは基本としてやっていきます。それ以外で、面積的に余裕が出てくれば、そういうところもちろん、検討はしていきたいと思っております。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎ 13 番（本田芳枝君）

はい。今施設の整備についてお話をさせていただきましたが、町立保育所の中身はやっぱり保育、幼児教育としての粕屋町の未就学児子どものちょうどセンター、いわゆる要としてその存在があると思うんですね。

話は飛びますが、3番目、未就学児施設の保育・教育の小学校教育への生かし方・連携を町長、教育長にそれぞれお尋ねします。そういったことを踏まえて、公立の保育所の幼児教育ということを考えた上で、どういうふうに今後やろうとしておられるのか、それは町長。それから教育長は、結局、未就学児の子どもたちの教育というのは、小学校に上がる段階で非常に大事なものだということは、もう御存じだろうと思うんです。小学校では遅いと言われる保護者の方、あるいは教師の方がたくさんいらっしゃいます。もう専門家もそうです。だから、そういった意味も含めて未就学児の間から、いろんなことを考えながらやってほしい。また、それができるのが町の全体での流れだろうと思うので、そういう観点から町長と教育長にそれぞれお尋ねしたいと思います。

お願いします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

私も教育長も、多分同じことになろうと思います。全く同じ考え方でございます。まず、その保育所・幼稚園の段階で、創造的な思考や主体的な考え方、生活態度、そういった基盤を培えるような、保育を実施しておりますし、そういう指導も各園に行っております。そして入学後、小学校以降の生活、そしてまた学習の基盤形成になるというふうに配慮しておるところでございます。

幼児期において、また育まれました資質・能力を踏まえて、小学校に入った段階で円滑に教育が行えるように、子どもに関する情報を保育園・幼稚園で集めながら、また、小学校との意見交換の場、これとしてですね、保幼小、これは保育所・幼稚園・小学校、その連絡協議会を実施しております。

積極的な連携を今現在行っているところですが、これもしっかりと今後も行っていきたいと思っております。

◎議長（小池弘基君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

町長が述べたとおりでございます。はい。

あの議員、私ちょっとこれ勉強になりましたけど、未就学っていうんですかね、就学前教育っていうふうに僕ちょっと勘違いしとったのでですね、未就学というのは、幼稚園も保育も行っていない子どもが、どれぐらい粕屋町にいるんだと。でその子たちが全然集団生活をしていないのに、小学校に上がってきたときにどういう支援をしてるんかというふうに私、ちょっとこの内容はとっとったんですよ。しかし、今保育園・幼稚園の話を今されておりますので、ちょっとそちらのほうに話を切替えますと、今町長がおっしゃっていただいたように、小学校でも十分その基礎になるようなことは幼稚園・保育園いずれもやっていますよと。しかし幼稚園というのは、やはりこれは教育の部分、文科省の管轄になります。保育園については、厚生労働省の管轄になります。

従ってこれは、育てていくっていうのと、教育をしていくという、そこのちょっと違いがございますが、私ちょっと自分が中学校だったもので、これ小学校のほうに、小学校1年生の苦勞をちょっと聞いてみたんですがね。生活科というのがありまして、1・2年生ですか、4月当初はこの生活科のほうを中心に授業をやっていると。だからいろんな園、いろんな幼稚園から来ている子どもたちがもう混ざってます

が、とにかく体を使って校内を散歩するとか、グラウンドの広さに驚くとか、三階まで上がって、こんなに高いんだとかそういったことにも感動してくれるという、そういう感動を4月5月に一斉に共有しながら、そして授業においては、やはり平仮名とか、名前を書ききる子と書ききらない子がおるやに聞いております。これは時間をかけながら、大体6月ぐらいには大体どの子もそういったことが同じスタートラインに来る。で、できてる子については、待たせるわけにはいきませんので、今度は別の何かを与えて、ちょっと読みものを読ませるとか、そういった個別な対応をしていただいているというふうに聞いております。それから6年生の力を借りながら、1年生を教育のほうに少し関わっていただくとかですね。そういったことで、いろんなところから差がある中で、例えば、私立の英語教育に自分のところは力入れてますよ、いや書き取りに力入れてますよ、それも認めた上で小学校は同じような教育の進め方で、個別に応じた支援をやっていただいているというふうに聞いてます。

従って2年生、特に2年生の授業参観に行くと、これが1年間でこんなにやっぱ子どもたち変わるんだなということを驚きますけどですね、そういったことで指導をしていただけてますし、入学前には十分、今町長おっしゃってましたけど、連絡協議会、この子はこういう特徴あります、特別支援学級にこの子は入れたほうがいいです。いや、この子は自分でやれますよと、そういった情報交換会の会を確実に持っておりますので、粕屋町は手厚いんじゃないかなというふうに私は思っております。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

はい。情報交換会のことは私も存じ上げております。

そういうお話も卒業式、卒園式のときに、園長先生とお話ししたりするときにそういうお話を伺ったりしています。それで私が今後ですね、申し上げたいのは、それも含めて文部科学省、あるいは日本という国が今後どういうふうな形で進んでいくかという中で、公の施設がどうあったらいいかということを中心に話をちょっと進めていきたいので、あえてここで教育長にお話を申し上げました。

言葉の規定ですが、教育長がおっしゃった未就園児というふうな言葉で0歳から2、3歳の話はします。私も、未就学児施設でいいのか、よほど子ども未来課の課長に、今朝お電話しようかとは思っていたんですが、以前は、就学前児童施設とかいうふうな言葉がありますので、私もこんがらがって使う可能性があります、ここでは保育、それから幼児教育ということを中心に話をしていきたいと思っております。

次にいきます。学習指導要領改訂に対する取組みの質問です。

幼稚園は2018年から、小学校は2020年から、中学校は2021年から全面实施される、学習指導要領改訂に対する町の取組みについてお尋ねします。

1番ですね。令和3年度粕屋町教育行政の目標と主要施策の主な取組み・事業の「これからの未来を力強く生きる子どもの育成」の中での、確かな学力、心豊かなたくましい子どもを育む教育の充実について、これをですね、教育委員会の基本的な考え方をお尋ねいたします。

◎議長（小池弘基君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

学校教育課長のほうから回答いたします。

◎議長（小池弘基君）

早川学校教育課長。

◎学校教育課長（早川良一君）

ご質問の確かな学力、心豊かなたくましい子どもを育む教育の充実のために、幼稚園教育の充実、確かな学力の育成、豊かな心の育成、健やかな体の育成、特別支援教育の充実、青少年の健全育成の6つのことを行います。

1の幼稚園教育の充実につきましては、指導主事による園内研修の実施や、ボランティア等の読み聞かせ活動の充実を行ってまします。2の確かな学力の育成につきましては、いかに深く、主体的で対話的な学習を実現するかを焦点に取り組んでいます。あと、3の豊かな心の育成につきましては、道徳教育の充実に努めます。4の健やかな体の育成につきましては、可能な限り、運動の機会を保障させるために、今年度はコロナ禍の中でも運動会・体育会を実施しております。5の特別支援教育の充実につきましては、就学前から小学校、小学校から中学校への連携の強化を行っております。6の青少年の健全育成につきましては、次世代を担い、町の発展のために寄与することができる青少年の健全育成に努めております。

以上、6つのことを実施していきます。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

今お答えいただいた分は、今まで何年かにかかってやられたことですし、今後も、それを中心にやっていかれると思うんですけど、私はここで問題にしたいのは、新学習指導要領に新しくアクティブラーニング。それは文科省の中では、主体的、対話的で深い学びというふうには言っているんですけど、という考え方が今回入って

おります。それで、粕屋町はそれをどのように取り入れて取り組むのか、それが2番の質問になります。

具体的な取組みをお聞かせください。

◎議長（小池弘基君）

2番ですね。

◎13番（本田芳枝君）

はい。

◎議長（小池弘基君）

新学習指導、アクティブラーニングは3番になってますけども。

◎13番（本田芳枝君）

あら、そうですか。違う違う。はい、いいですか。ごめんなさいアクティブラーニングを先に私が入れたので、アクティブラーニングを具体的なことで、3ですけど、この新学習指導要領っていうのは、このアクティブラーニングが中心なんです。そのことを、この私がこれを見た粕屋町教育行政の目標と主要施策令和3年度の中にはない。ほとんど入っていない。というか、そういう令和2年度も見ました。その前も見たんです。平成30年度から大体その流れはあるはずなんですけど、それが見当たらないので、ちょっとお尋ねしているところです。

新しい新学習指導要領をどのように、取り入れてこの施策をしているのかということをお尋ねします。

◎議長（小池弘基君）

2番・3番一括ということよろしいですか。ということで2番・3番一括で、答弁はどなたが。早川課長ですか。

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

今回のこの学習指導要領の改訂につきましては、2017年の3月に改訂しまして、順次2019年、20年、21年度とこう完全実施というようなことになっております。

学習指導要領、御存じかと思いますが、平成の29年3月に、これまあ中学校版ですけど、告示されてますね。これを受けて翌30年から移行措置という形に入りまして、そのときからもう先生がたは、こういった趣旨で改訂があつてるのでこういった授業をやってくれ、こういう子どもを育ててくれ、こういう資質能力を育ててくれということで、いろんな研修会が各市町であつてますし、事務所、県のほうでもあつております。私も久しぶりに学習指導要領の話を取上げていただきましたので、これ本当にこの改訂があつたときは、もう大きなこれ改訂だということで、随分いろんなところでこれは話がありました。

アクティブラーニングというのは、いわゆる積極的に子どもたちが学ぶという、自分から学ぶ。それから、もう一つはカリキュラムマネジメントという言葉。この二本立てが今回の学習指導の大きな流れだったんですよ。このアクティブラーニングというのは、論点整理のときによく使われたんですけど、それ以降、主体的、対話的で深い学びという言葉のほうにちょっと変わっていったんですよ。このアクティブラーニングという言葉がちょっとひとり歩きし過ぎてですね、子どもに何でも自分でさせたらいいのかという、そういった誤解を招くということで、まず主体的に、そして対話的な授業を取り入れながら子どもに深い学びをということで、いわゆる定着をさせていくということを目的とされた。

先にちょっとその話をしますと、まず深い学びというのは知識、技能を習得したり、それを実際に活用して問題解決に向けて探求活動を行ったりする資質を身につけるということであると。で、対話的というのは、単に子ども同士が討議するだけでなく、多様な表現を通じて、多面的で深い理解ができるということが大事なんだよ。それから、主体的な学びというのは、子どもたちが振り返ったり見通ししながら、子どもたちが何を学ぼうとしているのかという、ちょっと逆の順でお話ししましたが。だから、何ができるようになるのか、そのためにどういう学びをするのか、じゃあ何を学ぶのかというこの3段階を1回整理しようということで、先生方の授業の中身が全部変わっていきました。なので、町の施策の中にその授業展開の中身をここに表現するってのは難しゅうございますので、この中にはありませんが、ありませんが、今回議員も、昨年からずっと指摘していただきました2年度の評価と、今年の施策については、ホームページにも掲載をしています。当然、御存じかと思います。

昨年途中から、ICT教育がないやないかという指摘を随分受けました。今回はそのICT教育を随分入れます。これはどういうことかっていうと、子どもたちが今までグループを机を向き合ったり、顔向き合わせて討論をするというのが対話的な一つの手法だったんですが、今回は、先ほどの議員の質問の中にもあったんですよ、前を向いたまま自分のタブレットでWeb会議ということで、ネット上で会議ができる。自分はこう考えている、いや私はこう考えている。それが結局パソコンを、タブレットですね、を前にして、自分の考えを表出できる。これだったらお客さんにならないんですよ。誰さんがまだコメント入れてないよとか、だからそこに入れざるを得ない状態、だからこのICTを使って、そういったWeb会議をやっていく、コメントを入れていく、若しくは、教師は一つの資料をそこに提示すれば、全員が自分の手元でそれが見えて、書き込みもできるという、そういったことは私はこれに入れてるかと思います。なのでですね、主体的、対話的で深い学びがどこにあるん

だとか、それをそのまま探すのではなくて、それがどういった形でどう織り込まれているかというのを読んでいただきたいなというふうに思っております。だから無視はしておりません。

先ほど課長が申し上げた一番の基本は「育てよう心豊かな粕屋の子ども」、これ一言に尽きるんです。学校教育については粕屋町は。なので、豊かな心を持つためには、それなりの何ができるようになったかということ子どもたちに自覚させながら、小学校・中学校を卒業していただきたいなという願いはあります。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。大丈夫ですよ。

◎13番（本田芳枝君）

休憩しましょうか。はい、じゃあ休憩してください。

◎議長（小池弘基君）

はい、ここで換気のため暫時休憩といたします。

再開を40分からといたしますので、よろしく願いいたします。

（休憩 午前11時28分）

（再開 午前11時40分）

◎議長（小池弘基君）

再開いたします。

本田議員にお知らせいたします。本田議員の一般質問の1問目の1について、町長のほうから答弁ございましたけども、一部、町長のほうから、それについて、また、発言の依頼がっておりますので、町長のほうにまた再度答弁をお願いしたいと思っております。

はい、箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

1問目のお答えした中に設計委託料、これについての執行状況は変わりませんが、契約した業者との契約期間、これが今年3年度5月10日から10月31日までと申しあげましたが、申し訳ありません。令和5年の10月31日までの契約でございます。内容は監理がありますので。設計と監理ですね。それを含めて、令和5年の10月31日までの契約でございます。

訂正してお詫び申し上げます。

◎議長（小池弘基君）

はい、本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

はい。私が進捗状況を今この時点で町長に問いましたのは、来年度予算の関係、

多分、今年設計案ができて、来年は、実際それが進む運びになるだろうということで、今、結局保育所をどういう内容で建てるかということはとても大事であろうと。それで今この質問をいたしました。その期間の延長でちょっとびっくりしているんですけど、その点はまたですね、別のところでお話をさせていただこうと思います。

それで今、2番と3番が一緒ということでアクティブラーニングということが、私は読書活動推進にとっても有効だというふうに、それがですね、と思っているんですけど、ここは自分の思いを先走ってしているんですが、今の教育長のお話だと、その辺がかみ合わないような気がいたしますので、ちょっとこれはもう終了して、次のその関連の図書費の件なんですけど、これももし今、お答えを用意してあるんだとしたら、その範囲だけで結構でございますので、教えてください。

◎議長（小池弘基君）

早川学校教育課長。

◎学校教育課長（早川良一君）

図書費の予算の増額に関しましては、増額の予算の要望があった学校は、すべて今年度も増額をしております。

◎議長（小池弘基君）

はい、本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

はい。具体的にはおっしゃいませんでしたが、またそれは別のところでお話をしたいと思います。

金額はちょっと少ないかなと私なんか、ちょっと思ったんですけど。はい。でも上げていただいたということはとてもありがたいと感謝しています。それでちょっと長くなりますが、私の思いをちょっと、これ、これも省略か。私は、実は本を通して、読み聞かせという保護者、先生、ボランティアと子どもとの交わりの中で学ぶということの重要性、有効性を高く評価し、注目しているところで、それはもう生まれたときから、それでブックスタートなんかにも参加させて、ずっとボランティア、現在はしてないんですけど、活動をしておりました。そういった中で、この読み聞かせを中心とした保育教育を、粕屋町が幼児教育の中で中心にしていただけ。そこで幼児教育に対する深い造詣のあるベテラン教諭とか保育士などの方たちが、未就学児施設の要となって、粕屋町の全体の保育教育水準を上げ、それが小学校教育へつながるよということ、町立保育所の役割は大きいというふうに考えています。

それで今5番目の質問ですね、未就学児保育・教育における読み聞かせの有効性について、教育委員会の見解をお尋ねしたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

どなたが。新宅社会教育課長。

◎社会教育課長（新宅信久君）

ご質問の未就学児、児童教育における読み聞かせの有効性についてということですが、乳幼児が言語を獲得する時期には、良質な絵本を読み聞かせするほうが、単なる声かけするよりも多くの言葉と意味を獲得することができるというふうに言われております。

読み聞かせにより獲得された豊富な語彙力と申しますけども、どれだけ多くの言葉を知っているか、どれだけ多くの言葉を使いこなせるかは、生涯にわたって必要となるコミュニケーション能力を高めることができるというふうに考えられております。また、読み聞かせの最大の特徴は、読み手と聞き手の間に親密な関係や信頼感が生まれるため、幼児の精神的な成長を促し、想像力や思いやりなどの人間性を育むことができるとも言われております。

コミュニケーション能力とか人間性というのは、数値で図ることはなかなか難しいことなんですけど、基礎教育を受ける上で欠かすことのできないものであり、読み聞かせは大変重要であるというふうに考えております。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

今読み聞かせということで、社会教育課長がお答えいただいたんですけど、私は文部科学省が推奨するその幼稚園の幼児教育において、この読み聞かせっていうのは、とても重要視していると思うので、その幼児教育におけるその見解をお尋ねしたいと思っているんですけど、

◎議長（小池弘基君）

西村教育長どなたか。

はい、神近子ども未来課長。

◎子ども未来課長（神近秀敏君）

幼児教育におけるというところでございますが、粕屋町の教育行政目標と主要施策の中にも幼稚園の教育の充実というところがございます。

この中にも、豊かな心を育むためのボランティア等の活動による読み聞かせの活動の充実というところがございますので、幼稚園におきましても、教師がやってくれることはもちろんではございますが、コロナ禍でございますので、本来であれば保護者の方も来ていただきまして、月1回程度の読み聞かせっていうのはやっておるところでございましたが、今ちょっとできない状況でございます。

またボランティア団体さんのほうのご協力もいただきながら、子どもたちに対して、読み聞かせっていうのをしているところでございます。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

読み聞かせというとすぐボランティア、あるいは図書館というふうな発想になりますが、私はここで申し上げたいのは、保育園・幼稚園の先生が中心になって、読み聞かせを子どもたちとする。そのことを通して得たものを、保護者にも返す。それが幼児教育においてとても大切なことであろうというふうに思って、文部科学省の幼稚園の指導要領にもそのことが含まれているんですね。だから、粕屋町でも多分そのことは考えながらしてあると思うんですけど、私は教育委員会がもっと前面に、幼児保育という、幼児教育というところに出てほしいな、というふうに思っていたものですから、ちょっと今回こういう質問をいたしました。

それで、私の思いをちょっと聞いていただこうと思うんですが、令和2年3月に発表された粕屋町教育大綱のはじめに、町長の言葉があります。全国的に人口減少と少子高齢化が進行している中で、粕屋町においては人口が増加し、平均年齢も39歳と若い世代が多い町です。この若い世代の力を将来につなげ、持続可能な社会を実現するために、この大綱に基づいて、「育てよう、心豊かな粕屋の子ども」を合言葉に、家庭、学校、地域が一体となって健全な子どもの育成に努めると、これはもうすべての町民の皆さんが周知しておられる事実なんですね。そういった中で、じゃあ、粕屋町の幼児保育、あるいは教育に関して、考えたいと思うんですけど、今、最初に町立保育所のことを出しましたが、町立保育所を町立のまま建て替えるには莫大な資金がいります。国が民営化へ舵を切り、建設費を民間だけにしか出さなくなったからです。で、だからこそ1園建設に3億5千万円以上、もっといるかもしれません。必要な費用をどこから捻出するのか。町全体の皆さんが納得できるプラン、説明が入ります。町立が町立であるための理由、公の保育・教育を施せる施設となるには何が大事か。そう思ったときに、私は教育委員会との連携で、心豊かな粕屋の子どもを育てる流れを今一度、今の言葉でアピールすることが大事だというふうに思っています。

それでは、心豊かな子どもとはどんな子どもなのか。私はめげない、折れない、どんなことにも対処できる心を持った子どもだと思います。そしたら平成29年、30年、つまり2017年、18年に改訂された文部科学省の新学習指導要領改訂のうたい文句、主体的、対話的な深い学び、アクティブラーニングにたどり着いたのです。国も、2015年のOECDのPISAの結果に、これからの国際社会の中で取り残されないための

子どもの教育を真剣に論議したようで、それはこのアクティブラーニングを織り込むことでした。ところが、私が粕屋町の教育行政の目標と主要施策にその流れが入っていない。ごめんなさい、その片鱗さえ見つけることができないでいる。これは私の読み方が足りないのかも分かりません。そこで、アクティブラーニングを今回の一般質問の中心に据え、町長と教育長の見解をたどしました。

ただ、私はただすだけではなくて、具体的なプランも提示します。それがダイアロジックリーディングという読み聞かせの手法なのです。これを家庭、子育て施設、学校で取り入れれば、このアクティブラーニングを言い換えるのは、主体的、対話的で深い学びをという中の、対話的で深い学び、ここに起因します。それができる、しかも子どもが小さい、0歳からその子とのアクティブラーニングのことができるという、そういうことを主張している本にめぐりあったのです。

その内容が次の6番。ダイアロジックリーディングという読み聞かせの考え方についての検討は、というふうに書いています。私がここにこれを書くことによって、多分教育委員会のほうは、このことについて調べられたんじゃないかと思います。

このダイアロジックリーディングというのは一般的ではありません。だからこの内容を皆さんにどういうふうに伝えるか分からないんですけど、現在把握してあるこの内容について、もし把握してあるなら教えてください。

◎議長（小池弘基君）

新宅社会教育課長。

◎社会教育課長（新宅信久君）

ご質問のダイアロジックリーディングとは、絵本は言葉を教える教材であるという考え方に基づき、読み聞かせの途中で、様々な質問を子どもに投げかけて、子どもとやりとりすることで、子どもの考える力を伸ばす読み聞かせの方法というふうに認識をしております。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

はい、そうなんです。それはね、絵本の読み聞かせのメソッドなんです。

このことをすることによって、実は文部科学省が推奨、幼稚園、学習指導要領の中に、いろいろ入れているんですけど、それがすべてですね、何ていうんですかね、その下地ができる。そういう読み聞かせのメソッドなんです。ところが私自身もこのことを知ったのは7月です。しかもこれは一般的ではありません。だから皆さんにどうですか、というのは今の状態では言えないんです。ただ、今後の教育の在り方、しかもこれはお金は要らない。人さえいればいいんです。人材育成が大事ななん

ですけど、それで、公の公立の施設の先生ということが大事なんですけど、その人材育成を頑張っていたきたいと思うんですけど。このダイアロジックリーディングでは、読解力・思考力・伝える力・見る力・知識・語彙力・聞く力と、すべてのものがそのやりようによっては育まれる。そういうやり方を今後、私の仲間と一緒に勉強していきたいと思うんですけど、それはおいおい皆さんにご報告を申し上げたいと思います。それで今回これは一般的なことではないし、一応皆さんと共有できる内容ではないので、一応紹介だけということで終わります。

それでその次、ここが大事なんですけど、現在、第3次子ども読書活動推進計画の検証と第4次策定の進捗状況、現在今その時期にあると思いますので、この内容についてお聞かせください。

◎議長（小池弘基君）

はい、新宅社会教育課長。

◎社会教育課長（新宅信久君）

現在、第4次の策定に向けて、町内保育所・幼稚園に在籍する5歳児と保護者、町内小学校2年生と5年生の児童と保護者、町内の中学校2年生生徒と保護者、福岡魁誠高校へ第3次計画と同じ内容の設問と、コロナ禍に特化した内容の設問を、質問項目を追加して、アンケート調査を実施して、今現在回収は終わっております。

また、各教育施設、それとボランティア団体のほうにもアンケートを実施しております。また、読書への取組みが5年前と比べて、どのような状況に変化してきたかを、今調査しておるところでございます。

このアンケート結果をもとに、5年前との読書環境や意識の違い等を詳細に分析していくことというふうにしております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

5年前、2017年ですかね。いや16年。5年前の日本の状況を思い浮かべていただきたいと思うんですけど、そして今、このコロナ禍の中で、子どもたちは非常に大変な状況にいて、私は将来が心配ですね。まず食糧がとても心配なんですけれども。子どもたちは今自由に遊ぶことができない、勉強もなかなか難しい。そういった中で、今後どうしていくか、というそういう中でこの計画がね、立てられて、進められる。しかも検証もしながらということで、これは令和4年4月からの計画になると思うんですけど。今まさにそのね、まとめの段階でまとめた上で、次に、どう進んでいくかというふうなことになると思いますので、これも含めて先ほどの

ダイアロジックリーディング、あるいはアクティブラーニングを幼児教育、あるいは小学校・中学校の教育の中でいかに生かせるか。その中心私は、本を読むこと、読書活動が非常に大事になってくると思うので、そのことを取り入れてほしいなど思うんですけど、それはあくまでも私の考えで、現在粕屋町のね、公の皆さんが、今後されるであろうと思いますので、期待しております。以上です。じゃ、次行きます。すみません、ごめん。今のところで私スケジュールは聞きましたね。それから検証と新たな目標というのを一応書いてるんですけど、それ別々に答えることはできますか。時間がちょっとあるみたいなので。

一応今こういうふうにしているということ、さっき大まかにおっしゃいましたね。

◎議長（小池弘基君）

新宅社会教育課長。

◎社会教育課長（新宅信久君）

一応、今の策定のスケジュールでよろしいですか。

（許可のない発言あり）

◎社会教育課長（新宅信久君）

はい。今、アンケート調査の集計が終わって、今から10月から策定委員会の中で、これについて評価と次の計画の骨子をまとめていくという段階に来ると思います。以上です。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

はい。ちょっと私が思ったよりも時間がね、余ったんですよ、よかったなと思いますが。あまりくどくなったり、それから質問も皆さんと共に進めていきたいので、あるいは回答もですね、皆さんの回答をいただきたいと思うので、自分が先走ってね、いろんな思いをするっていうのはよくないというふうに思っているんで、ちょっと控えた部分があるんですけども、幼児教育、今1番の出だしが町立の保育所の建設というところを出だしにしました。

なぜ公立が必要なのか。公立がない自治体もあります。それはそれで流れから仕方がないのかなと思うんですけど。粕屋町はもうほんとに何十年前前から、各学区に幼稚園と保育園があります。これは町、県レベルで非常にその当時でさえ珍しい。そういう状況、私はその状況が今、町長は出生率が全国1ですか、うん。だからその高いレベル、例えば交通の便のいいところ、あるいは大都市に近いところはたくさんあると思うんですよ。でも、そういうのを押しつけてね、粕屋町に出生

率が高くて、子どもが多い今の状況は、昔、粕屋町のいろんな方が頑張って、そういう仕組みを作ってこられたということがあると思います。もちろん今の状況ですべてが公立というわけにはいきません。ただ、私立はその園長先生の考え方、あるいは法人の考え方があると思うので、私は、

(午後0時のチャイム音)

◎議長（小池弘基君）

ちょっと本田議員、チャイムが終わるまで。

はい、続けてください。

◎13番（本田芳枝君）

そういう粕屋町の歴史を生かして、今後に生かす。そういうまちづくりを、そのまちづくりの中で、粕屋町は教育委員会の力、社会教育も学校教育も非常に優れた内容で、現在まで来ています。

そういったことを踏まえた上で、今後のまちづくりを是非やっていただきたい。そういう意味で、町立の保育所の存続、読み聞かせの重要性。で、一貫して今度議会で常任委員会の編成がありまして、文教厚生常任委員会は、子どものことがずっと学べるんですね。皆さんと共に審査ができる、そういう状況になったことが非常に私にとっては嬉しくて、だから今後そういった流れで、粕屋町にとって子育ては、あるいは子どもの教育は、ということ、0歳から流れていくような仕組み、でそこに粕屋町の思いを入れ込めてというふうな形で進めていけたらいいんじゃないかなというふうに思っています。以上です。

じゃあ、次いきます。粕屋町LINE公式アカウント友達募集についてというところにいきます。国が高齢者への対応で、スマホの無料講習会を6月から全国で始めると発表しています。

デジタル格差の解消が重要な政治課題と思われるですけれども、町の対応はどうなっていますか。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

国の無料のこの講習会、この詳細につきましては、まだ連絡が来てません。

ただ、これはなんでしょうかね、そのスマートフォン等の通信機器を扱う業界のほうからも、是非、特に高齢者に対するそういった講習会を進めていきたいという話も、私のほうにはきておりますし、協議も実はしております。そういった中で、実はシルバー人材センターと連携して、無料の講習会をする予定にしております。日にち等はまだ決まっておりませんが、通信会社、そしてシルバー人材センタ

一、そして粕屋町。これ産学官とは言いますが、産官業ですね。そういった3者が結びついて、スマートフォン、高齢者が非常にまだ、非常にその取扱いについて不慣れなことについて解消しようということで、このデジタル社会に向けたスマートフォンの取扱いについての講習会を行う予定にしております。詳細はまだはっきり決まっておりますが、やはり、1日形式のスマートフォンの講習会やって、それを数回にわたって行うということを今計画しているところでございます。

その他、デジタル関係の政策課題、そういった対応についての詳細を、担当課のほうからご説明申し上げます。

◎議長（小池弘基君）

豊福協働のまちづくり課長。

◎協働のまちづくり課長（豊福健司君）

ウィズコロナ時代に求められます新しい生活様式では、スマートフォン等のデジタル機器が生活の質を向上させる重要な役割を担うということで期待されております。とりわけ、高齢者のデジタル格差の解消が重要な課題となっております。

本町では、まず、情報伝達の面で、情報の格差をなくしていく取組みとして、発信者側の視点で、ホームページのリニューアルや広報紙のリニューアル、町のLINE公式アカウントの導入、テレビデータ放送の導入による情報発信の多重化を進めてまいりました。

今後の次の展開としましては、コロナウイルス感染症やワクチン接種に関する情報の伝達や、台風・大雨の際の防災情報の伝達で課題となりました、高齢者を中心としたデジタル格差の解消に向け、高齢者を含めた情報を受け取る側の視点に立った取組みに対しまして、調査や検討を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

はい、情報を受け取る側の状況を調査して進めていくと言われましたが、町は既にこれだけのことをしているんですね。ちょっと遅いんじゃないかと。いわゆる、本当に町民の皆さんに早く利用してもらいたいと思ったら、そのスマホの講習会、今町長は予定してます、計画してますとおっしゃいましたが、じゃあいつから、で、その予算はとか、国の予算はちょっと詳細には分からないんですけど、流れはあると思うんですけど、よその町ではホームページでもう案内しているところもあります。うちの町はLINE公式アカウントは、去年の6月か7月ぐらいから検討して、今年4月から始めた非常に早い取組み、しかも内容がとてもいいと私は思います。

だけど、スマホをよく買ったけれども使い方が分からないっていう、そういう方たちへの対応を同時にしないと町としては、ちょっと何か足りないんじゃないかと私します。

こういう事業をするんだったらその利用者を想定して、その利用者ができるだけ使えるようにっていう、しかも国が公民館とか、あるいは業者に頼んで、今年度は11万回で、来年度は30万回開くというふうな新聞記事もございます。で、予算も結構とっているんですね。じゃあうちの町はどうするのかっていうことが課題になると思うんですけど、現在 LINE 公式アカウントの事業を、友達募集に応じた町民の中で、高齢者、で高齢者といっても60なのか70なのか、ちょっと分からないんですけど、そういう方たちはどのくらいいらっしゃるか、把握をしておられますか。

これ私自分が申し込んだとき、年代を書き込むところがあるんですね。だからある程度分かるんじゃないかなと思うんですけど、どうでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

詳細は、把握をしておりません。ただ、今議員がご指摘のその講習会については、今企画中でございます。

詳細についてはまた、後ほどご連絡、その周知関係、そしてまた宣伝については、町が全面的に担って、この講習会の来られる方の申込みを受け付けるような格好もしたいと思います。これはシルバー人材センターが特に高齢者に対する支援をしておりますし、我々もこの今、国の施策の中で、第一線町民とフェイス to フェイスでお話する立場にありますので、そういったことを、中の仲介をしながら業者さんにも来ていただいて講習会をします。これはこれからやっていくところでございます。

国もそこをやっと腰を上げて、今年度取りかかるということでございますが、まだ詳しい詳細はきておりませんが、今現在具体的には、町のほうでそれを進めているところでございます。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

実際ホームページや、それからこの広報かすやで、こういう具体的な取組みをしておられるので、是非、若い人はすぐできるんですね。だけど、今本当に生活の中でこういうことが困ったと思われる方は結構高齢者の中にあつて、しかも高齢者はLINEをよく利用しておられます。私も何人かの方に、本田さん使い方分からんけ

ど、講習会を町がしてくれんっちゃろうかとかいう話も今まで聞いていました。それでこの6月の新聞を見て、町も多分してくれるかなというふうに思っているところなんです、今計画中ということで、それを早急にしていただいて、是非、この施策っていうか事業が多くの方に、特に高齢者の方にできるように、高齢者の方はどちらかといえば紙ベースなんです。だからあまり、広報かすやは楽しみにしているけど、ホームページはっていう方結構いらっしゃいますが、ところがLINEはしているという方結構いらっしゃるので、そういう方たちに行き届くようお願いしたいというふうに思います。

2番目いきます。広報かすや8月号掲載の道路の舗装や公園の遊具などの損傷、不具合を発見した際に、住民の皆さんが町へ通報できる機能を追加しました。これは、試験運用というのが広報の一番裏に出ているんですね。この内容について問います。

所管課の対応について、命の危険が伴うものは早急に対応しなければならないんですけども、今後の執行基準、優先順位や予算などについてはどのように取り組むのか、その辺をお尋ねします。

◎議長（小池弘基君）

安松道路環境整備課長。

◎道路環境整備課長（安松茂久君）

道路環境整備課から所管する道路舗装などについてお答えいたします。

LINEによる通報は、試験運用開始から、先週の9月3日現在までで14件あっております。内容は、道路舗装に関するものや、草木が伸び過ぎて歩行に支障がある、一方通行を逆走する車が絶えない、グレーチングに隙間があり危険であるなど、道路に関すること及び、私有地内の問題等、様々であります。対応につきましては、基本的に通報当日に現場確認を行って、状況を把握し、職員で現場対応できるものは即対応しております。

今のところ、命の危険が伴うような内容の通報はあっておりませんが、すべての通報につきましては、迅速かつ適正に対応してまいります。予算につきましては、道路維持補修事業及び、交通安全施設整備事業の工事請負費で対応をいたします。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

田代都市計画課長。

◎都市計画課長（田代久嗣君）

私のほうからは、公園施設についてご報告をさせていただきます。

公園施設におきましては、5件ほど通報をいただいております、職員によりそ

の場に対応できるものは、その場に対応を行っております。業者へ発注が必要な場合におきましては、現場で応急的な処置、いわゆるカラーコーンとかの設置などを施した後、業者のほうへ発注いたします。この場合の予算につきましては、公園費の修繕料や維持管理工事費で対応を図るようになっております。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

今まで役場に直接電話するか、組長さん、あるいは区長さんをお願いして、対応を頼むということが多かったんですけど、これはもうすぐに町民の皆さんの判断でそれができるという、これは画期的な内容。ただそれを受ける町側がどうなのかなと今思ってたら、もうきちんと報告をしてあるんですね、ホームページに。そのすばやさにはちょっと私もびっくりしました。よく頑張ってくださいているなど、ありがたいなと思っています。これがいろんな流れの中で、町民の皆さんが町への関心を持って、町をよりよいものにしていこうというふうな思いにつながったらどんなにいいかなというふうに思っております。

本当にこれはすばらしい取組みだと思います。頑張ってくださいと思います。

以上です。

（13番 本田芳枝君 降壇）

◎議長（小池弘基君）

本日、午前中2名の方の一般質問を予定しておりましたが、終了いたしました。

あと午後からは2名の方が一般質問予定でございます。今から暫時休憩に入りますけれども、開会を13時からといたします。準備のほう、またよろしく願いいたします。

では、暫時休憩といたします。

（休憩 午後0時14分）

（再開 午後1時00分）

◎議長（小池弘基君）

再開いたします。

議席番号7番、案浦兼敏議員。

（7番 案浦兼敏君 登壇）

◎7番（案浦兼敏君）

議席番号7番、案浦兼敏です。一般質問通告書に従いましてから質問いたします。執行部のほうも、最低限の出席でありありがとうございます。時間のほうも少し切り詰めてやっていきたいと思っております。

まず、1問目の職員の人材確保と育成についての質問でございます。

令和3年7月末、町のホームページで見ますと、人口は4万8,532人、前年同月比が405人の増になってます。このように着実に増加しており、このまま推移しますと、4年後の国勢調査では、市の昇格要件であります人口5万人超えは確実であります。市昇格に向けて、今から職員の人材確保等、育成を図っていくことが必要ではないでしょうか。そこで町のホームページ、広報等で見ましてから、現在、来年度の職員募集、採用試験が行われております。これは、令和2年3月に策定されました粕屋町定員管理計画に基づき実施されているものと思います。

まず、そこで質問ですけれども、令和3年度末の退職予定者数、採用予定者数、また令和4年度の職員数について、どのように見込まれているのかお尋ねいたします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

定員管理計画に関しての詳細な説明は、担当所管のほうから後ほど申し上げますが、まず、市制の関係を抜きにしてもこれ経営の3要素といたしまししょうか、行財政運営のもう鉄則でございます人・物と資金ですね。最近は、これに新たな経営要素として、情報とか技術というのがうたわれておりますが、その中でも、いろんなものを動かす、技術革新するにしても、まず人材が必要でございます。このマンパワーについては、私は一番最初に優先すべき、確保すべき宝といたしまししょうか、であるだろうと思います。

詳細につきまして、ご説明を担当所管のほうから申し上げます。

◎議長（小池弘基君）

山野総務部長。

◎総務部長（山野勝寛君）

私のほうから、それでは退職、あるいは採用関係につきまして、ご説明を差し上げます。

令和3年度末の今年度の定年退職の予定者は、今のところ8名でございます。

続きまして、令和4年度の採用の予定といたしましては、議員も申されますように今現在採用試験を募集しまして行っております。第1回目が6名、それから第2回目が5名という形で、合計11名の採用の予定をしております。内容につきましては、一般事務関係ですね、これが7名。それから、土木・建築職で2名。それから保育士・幼稚園教諭職で、2名の11名程度という形で、広報のほうで募集をさせていただいております。なお、そのうち、建築職の1名につきましては、既に一次試験の中で合格者がありませんでしたので、これから採用をする数っていうのは10名

という形になろうかと思っております。

しかしながら、最終的な採用の実予定者っていうのは、試験の結果を待たなければ分かりませんが、現在予定の10名を採用できた場合、令和4年度の職員数は、243名になる見込みというところでございます。なお、通常、職員数の中には、フルタイムの再任用職員を含めておりますけれども、現在雇用しております、再任用の職員さんの次年度の雇用状況や、退職予定者の次年度における再任用の状況がまだ分かっておりませんので、その部分でも、職員数は多少変わってくるかなというふうに思っております。

以上でございます。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

えっとですね、採用予定者数が11ないし10っていうことですが、これは粕屋町定員管理計画、令和2年から6年度ですか。これは、私は前々から本当に職員の定数について、実態に合わせた見直しをしてほしいということで再三言いましたから、昨年の3月にこの定員管理計画はできてますけども、これの最後のほうに、計画期間における目標職員数の、これと見ますと、令和4年4月1日が前年退職者8人、採用予定者5人、そして237人。再任用を含んで247人となっておりますけども、この採用予定者数はこの分と、今さっき10名っておっしゃいましたけども、そこら辺とのあれは、どういう。

採用予定者ですから、ある程度辞退とかあるんで、そこら辺を見越しての採用予定者数なのか、そこら辺についてちょっと確認したいと思います。

◎議長（小池弘基君）

堺総務課長。

◎総務課長（堺 哲弘君）

議員のおっしゃいましたとおり計画のほうでは、令和3年度4月1日現在で7名正職員の雇用、次の4月、4年の4月現在で5人の雇用という形で計画を立てておりましたけれども、実際には昨年採用自体を9名しております。

2名、少し多めに採用しておりますが、逆に退職者のほうも中途退職が生まれて、予定よりも3名多く、3名であったところが6名退職をされているという形になります。そういった形で実際、計画を動かしている段階で、職員の増減というのが出てきておまして、どちらかという予定よりも少なめに今走ってるところでございます。本来、総数として、令和3年4月1日現在で240の計画をしておりますけど、1名少ない239という職員数になっております。

議員も今先ほどおっしゃいましたように、実際の試験をしておりますと、途中で辞退をされたりとかいうことで、本来の、こちらが希望している予定数よりも少ない採用になりましたり、あるいは中途退職という方が急ぎょ出てきたりということが実際発生をしておりますので、今現在少し余計目に、募集をかけておるといような現状でございます。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

ていうことは、中途退職があるんで、必ずしも定員管理計画のこの分の数字とは違うっていうことで、余計目に採用予定者を増やしているということと理解しているんですね。はい。

それで、本年度で管理職などを含んで8名というたくさんの方がお辞めになる。対しましてから、定員管理計画では、非常に採用予定者が5名ということで、少ないなというふうに考えておりましたけども、先ほどの説明では、再任用職員等も含めてということで、243人ですか。来年4月の職員数は243人の予定ということで理解していいですね。ですね。ここで、先ほど申しましたように、粕屋町定員管理計画というのはね、前々から本当に粕屋町職員は、何人の職員が必要かということについて、きちんとやっぱりね、把握した上でそれを示してほしいということで作られたと思いますけども、これを今、定員管理計画を見ますと、近隣町とか、類似団体との比較ですか。により作られたような感じがしまして、実際に、それぞれの課のほうのヒアリングなりして、本当にその課でどれだけの人員が必要であるかというのは、実態が把握されたものなのかというのがちょっと若干疑問にあります。

ちなみに参考までに福岡市では、毎年予算要求の時期に合わせてから機構整備要求ということで、組織の新設・増設とか廃止とか人員の増減、これについても予算要求と同時に申しましてね、予算は予算で財政部門で査定されまして、組織機構関係はそういう総務企画局の部門で査定されまして、その査定された人員に基づいて、それが財政に行きまして、予算に反映される。そういう仕組みになっておりますけども、粕屋町はそういうことになってないような気がしますし、それとちなみに、粕屋町の職員定数条例のほうは260人となっておりますけども、もうこれは定員管理計画と定数条例との関係が整合性はどうなるのか。そしてまた定員管理計画において、例えば、その5年の計画期間の中にも、例えば今回みたいなコロナの関係とか、そういうものがございますね、新たな業務が発生した場合、それは見直されるものなのか、それについて併せてお尋ねいたします。

◎議長（小池弘基君）

山野総務部長。

◎総務部長（山野勝寛君）

まず、定員管理計画と定数条例の関係ということをご質問されてますので、まず、その定員管理計画でございますけれども、これは、これに定めます職員というのは、実際に雇用する実数を念頭に置いて計画したものでございます。

これには、中途採用者や採用試験の結果等におきましては、計画数に対し少なかったり多くなったり、結果は多少前後するというのも、先ほど申し上げたとおりでございます。一方で、定数、職員の定数につきましては、条例によって定めることとなっておりますように、職員数の上限でございます。これを超えることはできないものと考えておりますので、この定数、条例の定数は、定員管理計画に対しまして、少し余裕を持たせた職員数を定めたものとなっております。

次のご質問の中で、業務量は把握した上で作成されたものかというご質問がございました。この管理計画でございますけれども、議員おっしゃいましたように令和2年3月に、定員管理計画を策定いたしましたけれども、その当時各課にヒアリング調査を行いまして、業務量を把握することも当然検討はいたしました。しかしながら、実際の年間業務のすべての業務をそれぞれ洗い出して、その量を時間数に置き換えたり、職員何人分の業務に当たるかとか。そういうものを算定することが、やはり非常に時間と手間がかかるということで、各職員の業務分担のやっぱり増加につながると考えまして、その点にいきまして、そういうことをやるのは少し控えさせていただいたということでございます。

今回の管理計画につきましては、近隣の市町村や類似団体との比較を基本にいたしまして、日ごろから職員のほうから増員の要望がっております。また、時間外の勤務状況等なども参考にしながら、この計画を作ったところでございます。この計画の見直しにつきましては、計画書の冒頭に、計画目標の項目にも記載しておりますとおり、大幅な、やはり政策の状況変化等がございました際には、当然この平成6年までの計画になっておりますけれども、その期間内であっても見直しを行うこともあろうかというふうに思います。すみません、令和ですね。令和6年。

◎議長（小池弘基君）

はい、案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

定員管理計画は、過去にヒアリングを想定したけども、結局しなかったということですね。ただ、確かに手間暇かかりますよね、ずっと業務の内容で積み上げてこうする。ただ、福岡市の場合、ずっと長い歴史があるから、ずっとそれを積み重ねていってますけど、ただ、今後やっぱり市制とかなんかでね、目指すのであればね、

やっぱりそこら辺を整理して。やっぱりきちんとしていかないと、どういう業務がどれだけの人がいる、するのかとか、やっぱりそれは今後必要になってくると思いますんで、取りあえず定員管理計画は、類似団体とかそこら辺の部分を参考に、職場の要望とか、超勤とかそういう実態等も踏まえて、算定したというふうに理解してよろしいんですね。はい。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。(2)番のほうの質問も併せてお願いいたします。

◎7番（案浦兼敏君）

失礼しました。(2)先ほど職員退職者、3年度末に退職大量8名ですか、の定年退職者が見込まれるに対してから、採用予定者が、私は定員管理計画から見ますと5人しか予定が計画されてませんでしたので、低く抑えたいということで考えてましたけれども、これについて実際には、その理由ですか、等について、ちょっと私がさっきちょっと先走って言いましたけれども、やっぱりどういう理由なのか、その分は再任用職員のほうで補充するのかということについて、ちょっと確認の意味で質問いたします。

◎議長（小池弘基君）

山野総務部長。

◎総務部長（山野勝寛君）

採用予定者が8名おりますけれども、計画では5名という形になってるということの質問だろうと思いますけれども、先ほどのところでも少し触れさせていただきましたけれども、採用募集につきましては、定年の退職者8名に対しまして、一般事務と土木職を合わせまして、一般事務関係は9名という形で採用予定にしております。なので、特別こう低く抑えているということではございませんし、定員管理計画につきましては、できるだけ後年における退職者数の偏りを減らすことや、大量退職に備えて、1・2年前倒して、職員を確保することということを前提に計画をしております。

また、実際にでも退職者の数が中途対応とか、中途退職ですね、そういうことがあったり、それから採用の辞退とか等もございますので、必ずしも管理計画どおりに、きちっとこの計画どおりにいくということも、ないこともあります。

また、例年の退職者数に応じた数を翌年に必ずその採用するという形の数字にも、併せてならないということも、ご理解していただきたいというふうに思います。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

そこ辺でもっと、そこ辺の定員管理計画そのものがちょっとね、何か聞きますと、職員定数条例のね、あれはもう262は上限ということで、定員管理計画はある程度それに必要な人員の目安をしたんで、その状況で言ってからいろいろね、変わりますということに聞こえますけども。なんかもう、ちょっとそこ辺がなかなか積然としないところでありますけども、ちょっと次のほうに入っていきたいと思います。

現在、採用試験が行われておりまして、第1回目の一次試験合格者の発表と、第2回目の募集受付が終わったようですけども、町では大卒とか高卒とかそういう上級、中級、初級とかそういう区分なく、ないんですけども、こういう採用試験を2回に分けて実施する理由は何であるかをお尋ねいたします。

◎議長（小池弘基君）

山野総務部長。

◎総務部長（山野勝寛君）

毎年2回、採用試験を第一次と第二次に行っております。

この2回に分けている理由というのは、二つあるかと思っておりますので、回答させていただきます。

一つには、大学卒業の見込み者などにおけます就職活動の時期に合わせまして、優秀な人材を早く獲得できるよう、第1回目の試験を行っております。そこで、大学卒業見込み者よりも、就職活動開始時期が遅れます高校卒業者、卒業者ではない高校卒業見込み者の就職機会を確保するために、時期をずらして第2回の試験を行っている状況でございます。

また二つ目の理由といたしまして、優秀な人材を採用するためには、やはり選考の分母として、受験者数が多いほうがやはり有利になるかと思っております。しかしながら、採用試験に対応できる会場や、試験官を務めます職員の数には限りがありますので、試験日を2回に分けることで、よりたくさんの方々に受験をしていただくという形で、この2回の機会を設けているという形でございます。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

今の説明では、1回目が大卒を想定して設けて、2回目が高卒の方を想定して、してるということで、1回目のほうは、年齢、受験資格見ますと、21歳から28歳ですか。2回目の方を見ますと、17歳から28歳ですか。なってますんで、そこ辺で分かりますけども、例えば2回目の場合はもう試験問題も教養問題で、全く同じもんなんですか。

◎議長（小池弘基君）

堺総務課長。

◎総務課長（堺 哲弘君）

教養試験につきましては、第1回試験・第2回試験、内容としてはその年によって異なりますけれども、同じ年であれば同じ内容となります。

大体、第1回試験、年齢的には22歳以上という形にしておりますけれども、高校卒業して就職をされた民間の例えば経験者であるとか、いう方の受験もございまして、学力試験のレベルとしましては、高校卒業以上という形の教養試験を採用しております。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

次の第1回・2回の職員の採用予定者数・応募者数、この分についてはちょっと後で資料いただくとして、この部分については質問をカットしたいと思っております。

次に、ホームページで公開されている、粕屋町の給与定員管理等というですね、粕屋町のほうが公表されてますね。そこら辺を見ますと、直近の分は令和元年度と10年前の平成21年度の比較が載ってますけれども、人口が4万2千267人から4万7,832人。普通会計の決算額が109億から144億に。そして、普通会計の職員数は181から208に増加してます。ところが、人件費比率は16.30から13.2、職員1人当たりの給与は605万円から566万に減少しています。これは、年齢別職員構成の変化とか、平均年齢の若年化によるものと思われまして、ただ気になるのは令和元年度見ますと、30歳代の後半と40歳代の前半の職員数がちょっとほかの年齢比べると、かなり落ち込んでるのが、今後10年、10年後の市になったときのこと等も考えますと、気になるところでございます。

近年、他都市におきましては、多様化する行政課題に対応するため、民間の経験者を即戦力として活躍できる人材として採用する事例が見られます。福岡市では、行政職の一般と、ICT関係・社会福祉・建築の職種について、就職氷河期世代、36歳から51歳ぐらいの方ですね。それとか社会人経験者、30歳から59歳を対象に採用試験を実施しております。福岡県でも同様の採用試験を実施しております。

粕屋町においても、やっぱり将来に市政を見据えてから、優秀な人材の確保育成を図るため、これまでの新卒者中心の職員採用だけでなく、民間経験者を積極的に採用する方策。

そのためには、年齢要件の緩和などを検討してはどうかと考えますが、町長の考えをお尋ねします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

職員の採用につきましては、やはり全くその種類といたしましょうか、学校を卒業した職員を採用し、それぞれ研修あるいは資格の取得をしていただいて、職員を養成していくというのは、基本的なスタンスだろうと思いますが、近年の新たな行政需要、あるいはその粕屋町の発展によって技術職は特にやっぱり必要なと、私も同感でございます。

従いまして、その技術職についての採用試験は中心的にこの数年行ってきましたが、なかなかやっぱりそういった方々が応募されないという現実がございます。応募されても、ちょっと採用するには、その合否点の合格の点数を超えるような優秀な人材が来ないということもあります。従いまして、民間に今キャリアとしてお勤めになってある方を何とか採用するような方策を、今後は考えていきたいと思いますが、ただなかなかですね、やはり福岡市みたいな大きな都市だと、例えばその処遇、あるいは給料的なものも含めて非常に満足できるような金額等もあるかと思いますが、なかなか粕屋町のレベル、小規模の自治体では難しい状況はございます。

そういいながらも、これから先の粕屋町の発展を考えると、そういった優秀な技術的な、特に技術的な職員を採用する必要あると私は思います。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

今、町長のほうから技術職の採用についてお話ありましたけども、もう今年も土木建築職を募集されてますけども、建築のほうは応募なかったというふうに聞いてますし、昨年も募集されてますけどもね、両方とも採用はなかったというふうに、状況。ただ、私は心配するのですね。

例えば、土木職・建築職を採用しても、そういうそれを指導育成する環境は、整っているかなという感じがします。例えば新卒で、土木なり建築が入ってきても、やはりそういう、やっぱり上司なり、同僚なりそこら辺である程度指導なりしないとなかなかこう育たないんじゃないかという感じがしますし、粕屋町でそういう職種の方が活躍できる場が少ないんじゃないかろうかという気もいたします。

これに関連して、前粕屋町が下水道を整備するときに、福岡市から粕屋町在住の係長級の土木技術者を派遣してもらいました。これは都市圏、福岡都市圏区の職員交流として行われたものでございます。その中で今年6月に改定された福岡都市圏まちづくりプランっていうのが、粕屋町も一緒入ってから、このプランの策定に関

わられたと思いますけども。コロナ禍の職員の交流育成というところですけども、粕屋町だけでなく、そこで書いてあることご紹介しますと、土木技師、建築技師等の技術職員については、現場での豊富な知識・経験を有する団塊の世代の大量退職等に伴い、技術の継承や人材の確保が課題となっていますということで、福岡市をはじめ、ほかの自治体でもそういう問題を抱えておるところです。

また society5.0の実現に向けて、今後、行政のDX化を進める上では、ICと人材等の確保育成が必要です。これら技術職員 ICT 人材との専門人材について、市・町、市町の連携により、有効に活用する仕組みづくりを検討するなど、都市圏一体となった人材の確保育成を図りますというふうに書いてあります。

ですからこれ、やっぱり技術職員等の確保育成については、なかなか粕屋町単独だけじゃ難しいと思うんで、福岡都市圏のほうでそういう仕組みづくりを早急に検討するように、町長のほうから要請してはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

議員がおっしゃるように、これは私ども粕屋町だけの問題ではございません。

やはり人材が今ちょっと豊富ではないと。少なくはないと思いますが、豊富ではないということになります。だから、そういった人材のパイの中で、それぞれの自治体が、自分のところにやっぱり来てほしいということで様々な知恵を出すんですけども、今あるその人材をなかなかほかに回せないっていう年もあるんですね、せっかく確保してるのに。

ですから、そこは非常に困難な部分ではありますが、都市圏という福岡市を中心とした、都市圏形成しておりますので、今後その都市圏の会議等でもそういったことを私は発言してまいりたいと思いますし、糟屋地区の市町長会、あるいは糟屋郡の町長会でそういった議題は、積極的に検討するようにしてまいりたいと思っております。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

それと企業立地とか ICT など、新たな分野の専門的な業務が増えてきましたけども、これに対応できる人材確保のため、これらの知識・経験があるものを、専門職、例えばこう任期付で例えばね、専門職として先行採用するなど、多様な人材を確保する、確保育成すべき方法を検討すべきだと思いますけども、再度町長の考えをお尋ねいたします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

これは技術職と同等です。

ただ今はやはり DX 化、デジタル化、行政のデジタル化が進められておりますので、先ほど言いますように土木技術職、設計、建築とか、そういった設計職と同じように見直して、よりそれ以上の、ICT 関係への職員を優先採用する。

そういったその専門職の枠を、今後検討してまいりたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7 番（案浦兼敏君）

今後、やっぱり多様な方法を、やっぱり人材確保のために講じてほしいと思います。そういうことで、町長のリーダーシップを発揮を期待いたしております。

次に情報、積極的な情報公開に向けての質問です。

粕屋町議会では、本年 5 月に議会の活性化によって町民に信頼され魅力ある開かれた議会を目指すため、議会活性化特別委員会を設置いたしました。現在、議会報告、ホームページ・SNS、議会改革の 3 つの小委員会で、具体的な検討を行っております。中でも、積極的な情報公開により、町民に開かれた議会の実現が大きな課題であります。そこで、粕屋町における情報公開の考え方についてお聞きします。

まず、粕屋町情報公開条例の目的、実施機関の責務について、どのように考えておられるのかお尋ねします。

◎議長（小池弘基君）

堺総務課長。

◎総務課長（堺 哲弘君）

情報公開条例の目的につきましては、第 1 条のほうに定めがございます。

「住民主権とそれに基づく知る権利にのっとり、町が保有する情報の公開について必要な事項を定めることによって、町民の町政への参加を促進し、かつ町の諸活動を説明する責務が全うされるようにし、もって町政に対する町民の理解と信頼を深め、公正で開かれた町政の発展に寄与することを目的とする。」ということが記載をされております。

また、実施機関の責務につきましても、同じく条例の第 3 条に定めがございます。

「実施機関につきましては、情報の開示を求める者の権利が十分に尊重されるようこの条例を解釈し、及び運用するとともに、個人に関する情報をみだりに公にすることのないよう最大限の配慮をしなければならない。」ということで、開示を原

則としながら、個人の情報配慮にも最大限考慮するようにと、形の記載をされておるところでございます。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

ありがとうございます。情報公開で一番難しいのは、第8条ですね、第8条のほうで、非開示情報を除く情報の開示義務、すなわち、非開示情報以外は全部原則的に全部開示しますという考え方ですね。

ただ、この非開示情報というのがどういうものが該当するかというのが、これが拡大解釈とかされますと、全部非開示情報になってしまうので、情報公開の目的を達しないと思いますけども、非開示情報にはどういうふうなものかという、それが具体的に例示がなされているのかどうか、お尋ねいたします。

◎議長（小池弘基君）

堺総務課長。

◎総務課長（堺 哲弘君）

まず、先ほど議員が言われました条例の第8条のほうにですね、除く部分、非開示の部分としまして、7つ定めがございます。

全部読み上げませんが、第1の法令条例の規定によるものから、また第2号につきましては、個人情報であって、また細かい定めがございます、これを除くものという形で定めております。これが具体性にはまだ欠けますので、その具体的な基準としまして、粕屋町情報公開条例に基づく非開示情報の判定基準要綱というものがされておりまして、この条例のほうで定めます、1号から7号までについては、それぞれ詳細を記載をしているものがございます。

読み上げたほうがいいでしょうか。かなりの分量になりますが、いいですか。

はい。以上でございます。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

確かに、さっきご紹介あったように粕屋町では、情報公開条例に基づく非開示情報の判定基準要綱が制定されております。

中でも問題なのは、その中の4番目ですよね。町の機関等の意思形成の過程に関する情報について、町の実施機関並びに国、独立行政法人等及び他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議等に関する事項が記載してある文書、ということで書いてありますけど。普通の人はいこれ読んでどういうね、情報公開、

既に行政文書を公開するという考え方はすけども、これでどういうものが想定するか、分かりにくいと思います。私も、どこら辺までがどうなのかということがありまして。

ちなみに一つ、北海道の芽室町。ここは議会改革が進んでるところ、町なんですけども、人口は1万8千ぐらいの町ですけども。芽室町では、非開示情報の中についても、解釈と運用手引を作成し、意思形成過程情報についても、三つの大項目と、それを更に七つの小項目に分類して、具体的な内容の例示とですね、それと、文書件名まで例示してるんですよ。だから、これまでしないとね、一般の町民の方とか見られた方がね、どういうものがそれに該当するか分からないと思います。

先ほどの粕屋町の非開示情報の判定要綱では、議会に提出された文書資料等で、どういうものが該当するのか、これでは分かりませんが、芽室町では、提案議案の作成等、議会提出過程、過程における情報が例示されてますんで。過程のは駄目ですけども、それでね、最終的にはそれはオッケーですよということになってます。だから、議会関係では、秘密会に関するもの等、そういう提出過程ですか。議会に提出されればそれはもう、原則的に公開だろうと思いますし、その途中の過程は動くか分からないから、そこら辺は非開示になると思いますけども。

そういうことで、粕屋町において議会に提案された議案とか委員会に配布された資料の中で、非開示情報に該当するのはどういうものがあるのか、ちょっとお尋ねいたします。

◎議長（小池弘基君）

堺総務課長。

◎総務課長（堺 哲弘君）

議会の本会議及び各委員会等ですね、こちらにおきまして説明資料等としてご提出しましたもの、これにつきましては、提出をされました時点で基本的にも公開をされているもの。

議員さんが先ほど言いましたとおり、決定をされた後のものという形で、非開示情報というものは含んでおらないものというふうに考えております。ただちょっと1点お気をつけいただきたいと思いますが、例えば、今回の議案の中にもございますけども、人事案件で。例えば、経歴書というようなものを含んでおりましたり、委員会等の資料としてお配りするときに、部外秘でお願いしますというのを願いますようなことがたまにあるんじゃないかなというふうに思っております。

そういったものにつきましては、公開されている資料ではございますけれども、世間一般に常識範囲で、お取扱いにはご注意くださいというふうに考えておるところでございます。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

基本的にはすべて、議会に出されたものはオーケーですけども、それと、人事案件の後ろにね、今回もありましたけど経歴とかありますよね。だから一般の個人の場合はね、個人になりますけど、公職者の場合はいかなるものだろうかというちょっと感じもします。そういうことの経歴を元にしてからね、選ばれてるんだから、そこまで非開示になるのかなという、私はちょっとそういう疑問を持っております。

それと、例えば委員会のほうで配られる資料について、これについてはもうこうこう事由で、これが非開示になってるなら非開示なってますっていうことをね、きちんと伝えてもらえれば、その部分は公開、開示、こちらのほうでは積極的に公開しませんけども。そういう形でいかないと、すべてがすべてね、やっぱりこうせつかく町民の知る権利のためにね、情報公開条例を制定したわけですから、やっぱりそれがなし崩しになっても困ります。

それで、先ほど申し上げましたように、やっぱり非開示情報は具体的な基準をもとに運用しないと、達成できないと思いますけど。さっき申し上げましたように、例えば北海道芽室町みたいにね、例えば具体的内容を例示して、その後に文書件名の例のほうですね、ほうを挙げてますけど。

こういうことについて、粕屋町で検討できないんでしょうか。これについてちょっと。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

情報公開は諸刃の刃でございます。

今、議員がまさに言われたように、個人情報もあります。そしてまた、政策決定をする、そういった結論的な内容を、結論を導くための途中の経過、それは議論は賛否両方ありますよ。これは駄目だと言われる方は当然反対の意見。でも、どの方がこういった意見を出したかと。これ個人情報と政策の決定をする途中の、まだ曖昧な状況を公開するのはいかなるものかなというふうなこともあります。そういった中で、どこまで具体的に例示されるかというのは、これは自治体が、非常に悩むところだと思うんですよ。そういった内容を一つ一つ、なかなか検証しながら、これについては良い、これについては悪いっていうことの例示はこれは、実際北海道のこの町ではしてありますけども、日々変わるものだろうと思っております。

従いまして、今のところ粕屋町としては、その個人に関する情報をみだりに公に

することがないよう、最大限に配慮する、これが一つの大きなこの情報公開条例の中での骨子でございます。

しかしながら、情報開示を求める者の権利が十分に尊重されるような開示のやり方、これをこのためには、非開示情報の判定基準要綱、これをやはり遵守しながら、今後も、開示の情報公開を行ってまいりたいと思っております。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

情報公開条例も粕屋町では平成14年ですかね、そして芽室町は平成10年に制定されてます。

粕屋町ではその後あまり要綱等もされてませんが、芽室町では結構絶えず見直しされてから、条例なり、要綱等の見直しがされてます。やはりこれにつきまして、先ほどの粕屋町の要綱がありましたように、その前段に書いてますように、非開示情報の該当者は時の変化、時の経過、社会情勢の変化などにより絶えず変化するもので、絶えず見直しを行う必要があるというふうに書いてます。なのでいうことで、やはり情報公開条例というのをただ作ったってそういう器を作っただけじゃなくてから、やはりそれが実効性上がるようにやはり絶えずやっぱり見直して、時代の変化によって今まで駄目だったのがオーケーなったり、そういうケースもあるかと思えますし、また具体的に公開請求があつて、そこで判断したことが後々のそういう基準になってくると思えますし、そういうことでやはり、器を作っただけでなく、もう絶えずそこら辺の基準なり考え方を見直してから、やっぱり本当に町民の方に積極的にね、情報公開しようという姿勢が見えないといけないと思っております。

議会のほうも、積極的な情報公開を進めていきたいと思っておりますし、情報公開条例の目的である町民に対する、町政に対する町民の理解と信頼を深め、公正で開かれた町政の発展に寄与するため、議会も一緒になって、積極的な情報公開を進めていきたいと思えますので、町長の考え方を最後お尋ねいたします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

貴重なご意見と思えます。

情報公開については、最大限開示することが求められております。その中で具体的なものについては、これ日々、時代の変化とともに、考え方、あるいは基準も変わってくるものと思えます。それは職員一緒になって研鑽を積み、その改善の在り

方については、今後も常に検討をしてみたいと思います。

ありがとうございます。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

以上をもちまして、一般質問を終わります。

（7番 案浦兼敏君 降壇）

◎議長（小池弘基君）

ではただ今より、換気のための、暫時休憩に入りたいと思います。

時間のほうはどうしましょう。今度14時ということよろしいですか。

いいですか。はい。

14時から開会するというのでそれまで暫時休憩といたします。

（休憩 午後1時51分）

（再開 午後2時00分）

◎議長（小池弘基君）

それでは、再開いたします。

本日の一般質問最後となりますけど、議席番号12番、久我純治議員。

（12番 久我純治君 登壇）

◎12番（久我純治君）

議席番号12番、久我純治。通告書に従いまして質問します。

1問目、福岡市営地下鉄のJR長者原駅接続について。2問目、住民投票条例の制定についての2問について質問します。

1問目、福岡市営地下鉄のJR駅接続について。福岡市地下鉄空港駅からJR長者原を接続推進運動を2016年から展開しており、2018年には約10万人の署名を県に提出し、2021年2月、筑豊、糟屋地区、2市9町で接続促進期成会を設立し、福岡県に対して基礎調査の実施を要望したとあります。これに対して、両駅の接続実現性を探る基礎調査に乗り出し、直線で約3キロの距離で、県は約3千万円をかけて、鉄道コンサルタントに調査を委託し、コンサルタント側は複数検討し、案ごとに接続方法や概算費用、費用対効果、沿線地域や県全体全域への経済効果、資金調達計画や接続後の採算性について調べるそうです。

両駅の接続は、筑豊地区を中心とする沿線自治体が、旧産炭地の浮上策として調査を要望しており、それに県が応える格好になっております。最大の問題は建設費であり、1キロ当たり、400億円で1千億円以上の効果になるそうですが、具体的な計画はこれからで、県交通政策課の話ではまだ白紙状態だそうです。建設推進す

るある県議は、現状には国を動かすことが不可欠で、福岡市も含め、地域全体で機運を高める必要があるとの話です。県はこの要望に対して、2022年3月末までに調査報告書を提出するという事です。この内容は、2021年6月29日の西日本新聞に記載されておりました。夢のような話と思いますが、現実では、夢が速い速度で現実になっております。私はこの町に来た時の話ですが、流通センターというのができて、原町までモノレールが入りますよということでした。モノレールは実現しませんでした。流通センターができました。また、高速道路のインターができ、都市高速のインターと接続され、長者原駅ができ、交通の便がとてよくなり、粕屋町が発展しました。50年程前、誰もが夢と思わなかったことでしょうか、まずは行動することが大切だと思います。

1 問目、粕屋町として接続推進期成会に対する対応についてお聞きします。

まず、書類だけにはんこ押すだけのものだったのでしょうか。それとも何か話し合いがあったのでしょうか、町長お願いします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

今議員がこれまでの経緯、あるいはそのいきさつについてお話しされます、そのとおりでございます。

で、その受け皿として、地元の接続促進期成会を作る必要があるというふうに、これ町長会のほうでも議論を度重ねました。そういった中で、地元として、飯塚方面筑豊方面と一緒に期成会を作り、まずは調査をしてもらうためのきっかけづくりをしようということで、これ県会議員さんあたりも巻き込みながら要望し、その活動を行っているものでございます。

期成会そのもののメンバーということになります。

◎議長（小池弘基君）

久我議員。

◎12番（久我純治君）

その期成会というのは私よく分かりませんが、ただ、今言ったように、粕屋町がやっぱり中心ですね、駅を持ってくるっちゅうことで。よその町より一番がやっぱり粕屋町がメリットがありますよね、もし来れば。だから、町としてはやっぱりどんなふうのことを考えたらいいか。

もう2問目に入りますけど、どんなふうにしたらいいと思われませんか。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

これは、粕屋町だけでできるものじゃございません。

粕屋町が作るって言えば、我々、私はもう一生懸命、もちろん財源があれば主導的にしますが。これは、国、県、そしてこの糟屋地区全体のものとしてとらえる必要がございます。篠栗線、要するに JR は粕屋町で止まっているわけじゃないですね。筑豊のほうからも、当然接続してあるし、地下鉄というのは福岡市の地下鉄です。

従いまして、福岡市を含むそれぞれの自治体が関連し、地元の経済間も関連することですので、まずは期成会を作って、調査をする必要があるということで、今回の今の動きになっています。この調査も今、キロ400億と言われましたけども、その敷設といいましょうか、それを例えば地下に潜るのか、あるいはモノレールの話もされましたが、地上に出す地下鉄なのか、そういったこともあります。地下になる場合には、ちょうど福岡市の地下鉄の延伸で博多駅に接続しましたが、その部分では、やはり公道の下を通らないと、ああいった陥没関係もあると、事故もありますし、なかなか民間の方々の協力が得られないだろうということもあります。

従いまして、地下鉄にするのか地上を行かせるのか。そしてまた大きな問題が、空港駅と長者原駅をストレートにダイレクトに結ぶのかどうか、これはまだ決まってません。この間をどうルートを作るのかという調査も、これは今回県のほうで行われます。私もちょっとまだ正式にはありませんけども聞くところによると、数ルートが検討されるだろうというふうに聞いております。従いまして、そのルートによっては、その金額はそれぞれ違ってきますし、そのルートによって、地域の経済が推進される、経済の発展につながるというような地域もありますし。いや、通らなかつたら、経済の発展がないよと、これはまた協力できないよみたいな話もありますので、非常にデリケートな話なんですね。

従いまして、来年の3月までに、県が主導でその調査を行うということで、まずはまとまっているという状況でございます。

◎議長（小池弘基君）

久我議員。

◎12番（久我純治君）

やはり今おっしゃったのはよく分かるんですが、粕屋町がしようというなれば動きますということですけど。ちょっとお聞きしますけど、都市高速のインターがつながったときとか、高速道路のインターできましたよね。あんかときは粕屋町から要望か何か出たんですか。あそこに作ってくださいっていうようなことが。

分からんやたらいいんですけど。ただ、できたからですね。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

その辺の経緯は、正確には私は知っておりませんのでお答えしませんが、いや、粕屋町も今、手を挙げてる状態なんですね。知らんふりしてるわけじゃないですよ。一体となって要望してるという状態ですので、誤解をされないようにお願いします。

◎議長（小池弘基君）

久我議員。

◎12番（久我純治君）

ただ、今おっしゃったように分からんでもないんですけど、ただ、見えて、目に見える化がしてほしいし、町全体で要するにこんなことしますからというようなことで運動か何かあがれば、また別やろうと思うけど。逆に言うと、新聞で載っただけ、粕屋町の方は知らん人も結構多いんですよ、まだこんな話は。地下鉄の話なんかも。だから、私これ取り上げるんですけどね。せつかくやったら、やっぱ粕屋町に長者原に来るということになる、粕屋町の再開発なんかも、結局、町原町駅から長者原駅の開発も言われますけど、今までどおりやったら、もう財源がもうぶちあたって絶対できないと思うんですけど。逆に言うと、あそこに長者原駅が来るちゅうだけでもうがらっと変わると思うんですよ、JRが来れば。

だから、町全体で少し要望するようなこと、運動始めたらどうかなと思って私も今言ってるんですが。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

ですから全体となって、粕屋町だけで運動しても、それよりも地域全体が大きなパワーとなって、県なり国なりに要望するのが非常に大きな力と思いますが、違いますか。

◎議長（小池弘基君）

久我議員。

◎12番（久我純治君）

それは分かるんですけど、粕屋町がどっからかやっぱ発起人になったごたあふうせんとですね。これが仮に志免町に関係ないからせんとかいうんじゃないくて、粕屋町せつかく長者原来るんやったら、盛り上げていって周りが賛同してもらおうような運動を始めたらどうですかって言いようだけです、私。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

重ねますけども、これ粕屋町だけの問題じゃございません。

地域全体の問題ですので、だから一緒になって県なり国なりに要望するということです。ですから、粕屋町で今後いろんなルートとか試算とかされた場合に、これは粕屋町の独自の問題だけではなくて、全体としての話の中で粕屋町がどうなるかと。その計画がはっきり固まった段階で、どうしていくのかというのは、またこれは次の段階の話だろうと思います。

今はまずは、本当に実現性があるのか、コストも400億で、最短でも3キロですから1,200億。の金額をどうするのかという問題もすぐ生じてくると思います。ルートの問題もあります。工期もやはり、これ20年ぐらいかかるんじゃないかなろうかと思われまますけども、そういったこともありますので、これはまずは要望して、粕屋町として否定してるわけじゃないですね。

一緒にやりましょうということですので、それはご理解お願いします。

◎議長（小池弘基君）

久我議員。

◎12番（久我純治君）

せっかくやから、一緒にやりましょうじゃなくて、粕屋町が本体でやりましょうというぐらいにやってほしいと要望しております。

2問目に入ります、住民投票条例の制定について。

住民投票条例の制定を求める自治体が、平成になってから多く見受けられます。住民投票というと、九州では、よく沖縄を思い出されます。我が町にはありませんが、施政方針や議会では、まず住民目線を掲げますが、行政や議会と住民との意識や感情のずれがあるのだと思います。選挙の投票率が低いのも伸びないのも、その要因の一つではないでしょうか。住民からいうと、何を言っても変わらない、と、諦めの返事が多数返ってきております。

数十年前、福岡市が政令都市になるために、粕屋町に合併の話を2度進めたことがあるそうですが、2度とも粕屋町から合併の話を断ったそうです。今では、福岡市の職員や議員のほうが粕屋町とは絶対に合併しないということだそうです。当時の住民は知らなかったと思うし、当時の私も知りませんでした。議員になって初めて知りました。また10数年前も、他の自治体との合併の話がありましたが、合併をしないという議員の少数の差で合併の話はなくなりました。当時の人たちはがっかりしております。いまだにそのことを言われます。これを今でも他の自治体の話だ

と、粕屋町とは、以前は合併したいと言ってましたが、この頃は合併したくないという返事が返ってきます。原因は何なんでしょうか、考えさせられます。

その中で、以前、福岡市から合併の話、要は申込みがあった際、合併を断った理由についてお尋ねします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

ちょっと誤解がありますので、私のほうから説明いたします。

まず昭和45年7月に、福岡市から昭和46年4月合併の申し出がございました。46年4月に合併したいと。その当時のことですので、私ももちろんその場にはおりませんが、本町からは、昭和46年4月の合併は無理であると。これ1年もたたない後に合併をしたいという申し出でございましたので、多分そのときには、町民の意向を聞く時間もないと。ですから、町民の意向を確認して方針を出したい、という旨を福岡市に伝えてあるようでございます。その後、執行部と議会による粕屋町合併対策委員会など、これを発足させまして、昭和50年度中の合併を目処として調査研究を行い、折衝を福岡市と重ねましたが、昭和47年、まさに議員が言われるように、福岡市として政令都市になるための合併だったと思いますが、昭和47年に福岡市が政令都市となった段階で、昭和49年のオイルショック等による財政の急変などによって、正式には、粕屋町からの申し出を断られた形。昭和51年に、逆に福岡市より、もう合併は困難である、というふうに伝えられております。

従いまして、2回福岡市からの話があったから断ったんじゃないですね。最初に、昭和45年、昭和46年当時の合併の話のときに、まだ時期が、住民の意向についても確認をしてないので、もうちょっと待ってくれという段階で、そのときにはお断りしている。そのあと、先ほど言いましたように、昭和50年当時には、昭和51年には、福岡市より合併は困難であるというふうに、福岡市のほうからお断りされたということでございます。

◎議長（小池弘基君）

久我議員。

◎12番（久我純治君）

福岡市の職員や議員が言うには、真反対のことなんですよね。

粕屋町から2回も断られとうから、絶対しないっていうようなことを、私はずっと聞いてきてるんですよね。だから今、町長が説明されたのが本当かもしれませんが、何でそしたら福岡市の職員や議員は、粕屋町と合併は絶対しないとか言うんですかね。そこが不思議なんですよね。ただ、今言うと、私はさっき最初言うたごと、

粕屋町から2回も断られとっちゃけん絶対しませんって言って、私議員なったすぐも言うたことあるんですよ。そしたら、粕屋町とは絶対せんからっていうから、何か聞いたら、2回も断られるとするわけなからうもんと言われたから。だからこれを、こんな質問出したんですけどね。町長が言わっしゃるのが本当かもしれませんが、実情は、福岡市の職員や議員のほうとしては、いまだの考えの話をいまだにされるんですよ。

この前も私ちょっと別なことで行ったときに言うたら。だから、その誤解はずっと引き継いだままなんですよね。これでいいんですかね。いかんじゃろうけど、ただ誤解されたまま、やっぱ福岡市の職員や議員はもう絶対粕屋町と合併せんというようなこと言うし、そのあとこの前私、議会でもそうやったけど、議会で合併の、他の自治体との、ちょうど小池さんの頃かな、だったと思うんですが、合併問題が出たときも議員だけでちょっと否決されたから、もう合併の話なくなりましたよね。そのあと合併っちゅうのはなくなっただけですが、ただそのあと平成の合併というのは、もうそのことばかり言われたけど、粕屋町というのはやっぱり前から言いよると、中心になって合併するところですから、他の町村と合併しても不利なところないと思うんですよ。ところが、この頃聞くと、粕屋町といたくないで須恵の人言うし、志免の人言うし、なんかもろ言うんですよ、この頃。だけんなんできていうばってん、それ理由言わんとですけど。何でそげん急に粕屋町断られるんやろうかと思ってですね。

だから、この先にまた進みますけど、やはり、粕屋町が人口が、2番目に移りますが、5万人超えると、単独で市制を進めるのか、他の自治体と合併をするのかについてお聞きします。すみません。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

市制については、常々私が言っていますように、就任当時から、当初から、市制塾というのを、職員のほうで研究機関として、諮問機関として設けてます。

この市制塾が、研究をもう、そうですね3年目ですが、なっておりますが、そろそろですね、12月ぐらいの議会には、議員の皆さんには、その研究成果を発表したいとは思っております。その中で、市制のメリット・デメリット、あるいはその日本国中探してどういった形で市制に移行したのか。議員が言われるように、周辺の町が合併してされたのがありますし、単独で市制をされたのがあります。それぞれメリット・デメリットがやはりあるようでございます。

従いまして、そういったことを、研究発表についてはご説明しますが、いずれに

せよ、住んである住民の総意なんですね、これは。最終的には、アンケートなり住民意識調査をやって、その自治体、議会も含めたところで、市制に行こうかという段階で、最後住民の総意を図る目的で、住民意識調査等もされております。その段階で、ある一定数の割合で、住民の方々が、市制についてはこの方法、方向ならいいというような意向を確認した段階で、市制に準備、準備といいますかゴーサインが出るような形でございます。

従いまして、いろいろ、案は今の段階であります。議員が言われるように、昔、なし得なかった周辺の町との合併も、それは選択肢の一つではあるでしょう。単独で市になることもあります。

その辺のメリット・デメリットはやっぱりはっきり表面化させて、皆さんの住民の方々に情報を提供し、その状況で、住民の方々に判断してもらおうというのが、私は正しいやり方だろうと思っております。

そういうことです。

◎議長（小池弘基君）

久我議員。

◎12番（久我純治君）

要するに、内容的には、できたら単独で市になりたいような聞こえ方したんですけど。ただ私はですよ、私はですよ。ただ、言うように粕屋町が単独でするとやっぱり何でしたってても財源がもの言いますよね。今でもやっぱり、財源がどうのこうのってすぐ必ず問題ぶちあたるのは財源なんですよ。そうするとやっぱり小さい財源でやろうとすると、もう無理なんですよ。だから、ある程度まとまった市にならんと。私は前から推進派のほうでずっとやってきたんです、言いよったんですけど。やっぱり単独で市になるよりは、やっぱり幾つかまとまって市になるか。この先言いますけど、また福岡市の合併との話も考えてほしいな、という思いであります。

3番目に移ります。福岡市との合併、福岡市との合併の話が進めば、福岡市営地下鉄の話し合いも進展するかと思っております。

まず、福岡市との合併とかは考えないんですか、それとも考えに入っていないんですか。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

福岡市の合併については、過去の経緯を私が申し上げたとおりでございます。これ事実でございます。

従いまして、その当時そういった機運が盛り上がりましたが、福岡市から最終的にお断りされたという段階です。確かにもう機運は下がっているという状況であろうと思います。それから、それは昭和50年当時ですから、40年以上たっておりますので今はどうか分かりませんが、少なくとも私及びその職員等の町に対する声として福岡市と合併してほしいという声は、そんなに多くは聞いておりません。それがすべてではないとは思いますが、福岡市からの合併の話もございませんし、市民、住民の方々の盛り上がりといいたいまいしょうか、それも聞こえてはきておりません。それは事実だろうと思います。

従いまして、合併に対する機運というのは、今は高まっていないというふうに判断したいと思います。ただそれ、いずれにせよ今の先ほどの地下鉄の話もございましたが、粕屋町がやはり足腰を鍛えて、いつでも市制に移行できるような、やはり環境を整える必要があると思います。

これはもう都市の基盤が最初だろうと思いますし、議員が言われるように財政的な基盤、これもしっかりとらえた上でどの方向に行っても、粕屋町は大丈夫だというような状況を目指して、私も頑張っていきたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

久我議員。

◎12番（久我純治君）

今の福岡市との合併の機運がないとおっしゃいましたが、この頃特に私よく聞くんですよ。それは前は若い人ばかりやったんですけど。この頃ある程度年配の人からよく聞くんですよ。粕屋町は何で合併せんとな福岡市と、という話が、この前お盆のときも何人も聞いたんですよ。だから、それよりまず自治体との合併の話があろうがって言ったら、それは駄目って言うたろうから、福岡市との合併を進めてもらったがよかろうがっちゅうような話を、私3人聞いたんで盆の間に。参りに行った時やらですね。地元の人なんですよ、もともとの。前はあんなこと言ってなかったんですけどね。やはり、やっぱ今は年齢が若くなってますよね、ずっと。39歳とか40歳とかなつとるから。だから逆に言うと、福岡市との合併したほうがよかっていう人が多いんじゃないですかね、と私は思います。聞くことも多いですから。だから私、ここでこれ取り上げたのはなぜかというと、さっき言ったように、これが単独で市になったりする次回がもうすぐなりますから。その前に、いろいろこうあればできるなどと思って質問してるんですが。

やはりですね、福岡市に合併したとこっちゅうか元岡とかいったら、もうそれは九大が移転したからかもしれんですよ、町ですよ、あそこはもう大きな。橋本も私は高校時代は4軒しか家がなかったところですよ、今の地下鉄があるところは。今は、

大都会ですよ。たった何十年かであんなに変わるんですよ。だから、粕屋町としたら私いつも言うけど、大濠公園より粕屋町のほうがよかというのはそこなんです。博多駅からも10分で来られるし、車でも空港も近いし、だから、違った発展の仕方がするんじゃないかなと思うし。当時、言われたように合併ほったっちゃないと言わっしゃるならそれかもしれんけど、当時合併しときゃ今と違う粕屋町が生まれとったかもしれんですよ。だから、逆に言うと、今から可能性はないかもしれんけど、逆に言うと、福岡市にプロポーズしてもいいっちゃないかなと私思うて、こんな質問出しようし。いずれ福岡市にならんでも、単独で市になったりと思うからですね。私は単独で市になるの反対です、前から言うごと。やはり、ある程度財政を持った市に、10万ぐらいの市にならんと。市としての活力がでкинし、やっぱり、それだけの将来が心配なんですよ、私も。

私、来年でちょうど粕屋町に来て50年になるんですよ。さっき言ったような夢のような話が全部実現してるんですよ。インターができたりなんたりして、長者原駅できたともそうやったけど。だから、そんな早くやっぱ現実になってるから、やっぱ、こんな機運がある間に進めていかんと、地下鉄も来んじやろうし、合併の話も、やはり結局、尻すぼみになってしまうじやろうから、ていうことで、私はこの質問をしているところです。

では、4問目に移ります。町にとって重要な案件は、住民投票で進めたら住民の意識も変わると思いますが、これは、近隣の町でなかったのが、嘉麻市の住民投票条例ですが、参考になるかもしれませんが、市政に関する重要事項として、基本条例第32条第1項及び33条第1項に規定する市政に関する重要事項とは、市及び市民全体に重要な影響を及ぼす事案であって、市民に直接その賛否を問う必要があると認められるものをいう。とあります。ただし、市の権限に属さない事項とか、市の組織、人事及び財務に関する特定の個人の団体、特定の住民の権限、及び利益を不当に侵害する恐れのある事項は、6項目にかけて、除くとあります。

ただ、今言ったように住民投票ちゅうのはさっき言ったように沖縄よくやりますけど、こんなとも、やはり住民投票ちゅうのは大事だと思うんですが、町としてはどんなふうですか。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

住民投票というのは、今はですね、本来の形で言うと拘束型と諮問型というのがあるんですよ。

諮問型だろうと思います。住民の意識をやっぱり図るためのものだろうと思いま

すが、よくあるのはやはりその意見が割れた場合ですね。この自治体の中でも、例えば議会の中でわれたりとか、そういった場合には、本当に住民の方々がどういった意識を持ってあるのか、どういう意思を判断されるのかっていうことをはっきり分かるために判断する材料として、諮問型の住民投票というのはございます。

ただ、これは安易にやっぱりすべきことじゃないと思います。というのは、もうこれは、単純なんですね、住民投票というのはもう、○か×かなんですね。非常にその議論がないんですね。結果しか最終的にはないということで、その多数決ですけども、はるかに多いような、少数派ですね、そういった意見は抹殺されます。

従いまして、それによって住民間の住民関係が非常に悪化するということも、これはデメリットとしてあろうかと思えます。そういった安易な住民投票制度の利用によって、さっき言いましたように、質疑とか討議とか省略された形で政策が決まってしまうという、非常に危険な部分もあるようでございます。反対に、メリットとしては、これはもう本当に、直接的に住民の方々の意識、意思の表示が確認できるというようなこともありますし、もう一つは、さっき言いましたように、議会の中でわれてるときに、もう住民投票によって決着をつけようと。もう住民の方々の意識、意向が一番大事じゃないかというときには、住民投票の結果を重視して決めるという手法もあろうかと思えます。それはメリットだろうと思えます。

以上のような、住民投票制度のデメリット・メリットをよく検討して、この住民投票すべきなんですけども。ただ、その中で、住民投票とってますけども、住民の意識調査、これもアンケート調査なんですけども、それによって意識がどうなるかっていうのを、住民の意向とか民意をくみ取り、くみ取る手段としては、まずは有効ではなかろうかと思っております。

最終的には、さっき言いましたように、議会の判断とか意見が分かれた場合には、住民投票による結果を得るといのは大変有効だろうと、私は考えております。

◎議長（小池弘基君）

久我議員。

◎12番（久我純治君）

私が急にこんな話を何でしたかいうと、やっぱりこの前のときに住民投票思いつきやよかったんですが、また今、合併問題の私こんなこと言ったりして、地下鉄問題やら引っ張り出したときに、やはりこれから先の住民のことなんですよ。だから、確かに議会16人おりますから、結局8人反対すれば、もう否決なんですよ。これ。前のときはそうやったんですよ。前の合併問題のときは。その頃は、そんなに考えてなかったんです私も。ただ、今から粕屋町がどげんかなっていかないかんというときに、やっば民意の事考えんで議会だけで話進めていくとも何かと思うし、

やはり住民の意識がやっぱ高まっていかないんですよ、今のままでは。実際、今私さっき言ったように、何言うてもおんなじこっちゃろうがというのは返事が多いんですよ。だから、もう少しやはり目線が私たちも議会もそう、いつも言う。議会は、要するに議員じゃなくて民意を目線で言いますけど、どこへ視察行ってもそうなんですよ。あそこの何ですかね、東北のほうの、あそこのこの前に行ったところもそうやったけど、結局住民の目線が第一なんです。すべてが、議会でも。そっからいろんな問題来てそれを議会でやっていくんですよ。だから、みんながやっぱ来るんですよ。だから、確かに私も議員して十何年なりますけど、結局、どっちかいうと一方通行と多いんですね、町民に対して。だからやはり、今から先は若い人多いからなおさらのこと、やっぱり心配なんですよ。やはり、民意をただしながら、民意を聴きながら反映しながら、町で重要な案件を決めていかんとですよ。さっきおっしゃったように、難しいことあるかもしれんけどですね。やっぱ作っとかんと、今から先やっぱり絶対駄目と思うんですよ。

さっき情報公開の話できましたけど、あれでも、作って果たして全部が出てるかかってそれは分からん。ただ、住民投票も条例作っても、やっぱり実行せないかんし、さっき言ったように、それに省く条例もあるんで条例じゃないばってん、項目もあるんですよ6項目ぐらい。嘉麻市は載ってました。実際調べたら、9冊になったんですよ、こんなん。だから難しいとはよく分かるんですよ。ただし、やはり今からの粕屋町にとっては、住民投票条例ぐらいとか作っとかんと、確かに議会は大事かもしれんけど、議会だけじゃ絶対終わりませんし、まだいろんな案件が出てくると思うんですよ。そのときはやっぱ民意であって、住民投票させんとですね。今言ったように、町に何言うてもつまらん、あんたたちに言うてもつまらんめえがって言われるごたあ返事しか返ってこんごとなるんですよ。

だから是非、この際、住民投票条例を、私は粕屋町に制定してほしいんですが、どんなふうですか、町長。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

この住民投票も個別型、要するに案件一つ一つに対して住民投票制度、これ条例が必要でございます。それを作るのか、あるいはもう常設として作るのかというのがございます。

今、議員言われてるのはどちらのほうですか。

◎議長（小池弘基君）

久我議員。

◎12番（久我純治君）

私は住民投票のことちゅうが、合併の話ばかりしよったけど、これ調べたらその2通りも書いてあります。

両方とも書いてあって、いろいろメリット・デメリットも書いてありますけど、町としてはどっちがやりたい。もし、するんやったらですね。いやいや、町としたらどっちが。

◎議長（小池弘基君）

久我議員。いや、町長のほうから議員はどちらですかという話がございます。

◎12番（久我純治君）

私は常設型でいいと思うんです。

◎議長（小池弘基君）

常設型ということがございます。

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

常設の型、これはもう議員も御存じと思いますが、非常にすべての案件については住民投票をすりゃいいじゃないか、というようなことになりかねません。

これは、デメリットとして非常に多いことで、議会制民主主義。議員の方々それぞれ住民の方の代表、いくなれば代議員という形でしてありますので、これは当然、民意を受けた形で議員としての活動をしてあるというふうに私も思っております。

従いまして、そういった制度の濫用につながるというデメリットのほうは、これは多いんじゃないかなと思います。もう一方、個別型というのは、それぞれ案件ごとに条例を作る必要がございますので、これは確かに、時間的なものもありますし、一つ一つの条例作るのには、時間とあと手間もかかりますから、それはもう面倒くさいといいましょうかね、あります。常設型だと、もう常にあるから即対応はできます。しかし、言いますように、住民投票にすべて流れてしまう。議会との兼ね合いがどうなのかというのもありますし、先ほど私が説明しましたように、住民の方々に意見を問うときには、様々な議論を経た上で、こういったメリットあります、こういったデメリットありますということをやはり住民の方々に開示しながら、最終的に住民の意思を問うという形じゃないとですね。

もう、要するに○か×かという単純なその判断をしてしまっただけではいけないように私は思っておりますので、そこは濫用を防止する上に、議論をやはり重ねていく必要があると思います。

◎議長（小池弘基君）

久我議員。

◎ 1 2 番（久我純治君）

要するに濫用せんために、幾つかの、またその中に内規を作ってこんなとは駄目、こんなとは駄目って作ってあるんですよ。

ただ今言うように、私がですね、このままあれしてしまうと、粕屋町のいっつもよく言われるアンケートをとりました。とって、結果がどうでしたと言われるけど、実際と違うんですよ、いう人は。100%返ってきとう返事じゃないし。それは私もずっと議会中聞いて、アンケートをとってこうなりました、住みやすい町が出ましたと言うけど。反面、やっぱり反対の人も多いんですよ。だから、アンケートばかりを町長おっしゃりますけど、私はアンケートは関心ある人は返すんですよ、何人かは。だからいいことを書くんですよ。逆に言うと、言わん人はよく言うやないですか。

私、料理人ですよ。黙って帰る人は、次来るときが多いんですよ。いろいろ言う人は、また来るんですよ。関心があるから。例え方悪いけど、そんなもんなんですよ、人間って。だから、よくアンケートとりましたから、とってこうやったああやったって、表に出してありますけど、私はどっちか言うたらあてにしてないんです。だからもう少し、やっぱ進んでですね、是非私は個別型でも構わんから、この条例を作ってほしいと思います。

これでも町長はやっぱりさっきおっしゃったように、まだ検討する余地はないですか。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

この場で結論を出すわけにいきません。

これはもうやはり、この住民投票というのは、さっき言いますようにメリット・デメリットもあります。そしてまた、市制という形、市制という結論を導くためには、これは大きな決断ですよ。

一つのこと、感情的な問題で、住民投票すべきことじゃございません。

様々な分野で検討し、粕屋町の将来を行く末を占うもんですから、これは十分な検討時間も必要だろうと思いますので、ちょっとこの場です、しないというのは控えさせていただきます。

◎議長（小池弘基君）

久我議員。

◎ 1 2 番（久我純治君）

時間も来ましたので、これで私の要望を終わります。ありがとうございました。

要望じゃありません。

以上、要望して終わります。

(12番 久我純治君 降壇)

◎議長（小池弘基君）

これにて、本日の「一般質問」を終結いたします。

議会運営委員会における協議結果によりまして、本日は4名をもって終了といたします。明日7日火曜日は、2名の一般質問を実施予定です。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、できますれば明日も引き続き、インターネットによるライブ中継または録画中継、若しくは庁舎1階でのテレビモニター中継を御覧いただきますよう、ご案内申し上げます。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

(散会 午後2時42分)

令和3年第3回（9月）

粕屋町議会定例会

（一般質問）

令和3年9月7日（火）

令和3年第3回粕屋町議会定例会会議録（第3号）

令和3年9月7日（火）

午前9時30分開議

於 役場議会議場

1. 議事日程

第1. 一般質問

5番 議席番号 9番 川 口 晃 議員

6番 議席番号 11番 福 永 善 之 議員

第2. （追加）議案等の上程

第3. （追加）議案等に対する質疑

第4. （追加）議案等の委員会付託

2. 出席議員（16名）

1番 古 家 昌 和	9番 川 口 晃
2番 田 代 勘	10番 田 川 正 治
3番 杉 野 公 彦	11番 福 永 善 之
4番 宮 崎 広 子	12番 久 我 純 治
5番 末 若 憲 治	13番 本 田 芳 枝
6番 井 上 正 宏	14番 山 脇 秀 隆
7番 案 浦 兼 敏	15番 安 藤 和 寿
8番 鞭 馬 直 澄	16番 小 池 弘 基

3. 欠席議員（0名）

4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 古 賀 博 文 議会事務局主幹 山 田 成 悟

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（13名）

町 長 箱 田 彰	副 町 長 吉 武 信 一
教 育 長 西 村 久 朝	総 務 部 長 山 野 勝 寛
都市政策部長 山 本 浩	住民福祉部長 中小原 浩 臣
総 務 課 長 堺 哲 弘	経営政策課長 今 泉 真 次

都市計画課長 田代久嗣
介護福祉課長 石川弘一
学校教育課長 早川良一

道路環境整備課長 安松茂久
健康づくり課長 古賀みづほ

(開議 午前9時30分)

◎議長(小池弘基君)

改めまして、おはようございます。

コロナの緊急事態宣言発令中ということがありまして、今回の一般質問のほうも、議員の皆さまには自粛、また、時間を少しでも減らしてほしいといったお願いをさせていただいておりまして、その関係もありまして今日、2人をもって一般質問終了となります。

それでは、直ちに会議を始めますけど、ただ今の出席人数は16名全員であります。定足数に達しておりますので、ただ今から、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議長(小池弘基君)

ただ今から、「一般質問」を行います。

発言に関しましては、質問者は会議規則を遵守し、更に文書通告書の趣旨にのっとり簡単明瞭に、答弁者の発言に関しましては質問にそれることなく的確に、しかも簡潔にされますことを、議事進行上強くお願いする次第でございます。

なお、答弁側におかれましては、答弁者が誰か明確となるよう、声に出して挙手されますよう、併せてお願いいたします。

それでは、通告書順に質問を許します。

議席番号9番、川口晃議員。

(9番 川口 晃君 登壇)

◎議長(小池弘基君)

質問に先立ちまして、川口議員より、本日の一般質問、1問目の(2)と(3)の順番を入替えたいといった申し出がございましたので、あらかじめ許可しておりますことを申し添えます。

では、川口議員、お願いいたします。

◎9番(川口 晃君)

皆さんおはようございます。

議席番号9番、日本共産党の川口晃です。これより一般質問を始めます。

新型コロナウイルス感染症は、強い感染力を持つデルタ株が猛威を振るい、第5波が襲来しました。さて、菅首相は25日の記者会見で、明かりははっきり見え始めているという持論を展開されました。オリンピックの開催と共に、陽性者は、うなぎ登りに増えているときにこういう発言とは、私は、この記者会見を見て愕然としました。首相の認識と日本の客観的な状況との大きなギャップに驚きを感じたのです。感染者は9月に入り、全国的には若干減ってきています。入院者と重症者、そ

れから宿泊療養者、自宅待機者も一向に減少に向かいません。自宅で亡くなる人さえ発生しているのに、明るい兆しが見えてるとかいう見解は、言語道断な言葉ではないでしょうか。

最初、1、コロナウイルス感染症の拡大防止を目指して。その最初のですね、粕屋保健所管内の陽性者率や入院者率の指標はどうかということです。

さて、6月議会でも同様の質問をしました。6月4日では、病床使用数が825床、率は60.7%。それから重症病床使用数が76で、率は40.6%でした。福岡県は、最も深刻な4の基準でした。さて、今回どうなってるか。福岡県の現状ですが、9月4日の病床使用率が1,472床のうち、906床使用し、率は61.5%。昨日のデータはちょっと見てみませんけども、9月4日の入院者は918人、宿泊療養者は1,259人、自宅待機者等は7,951人。それから9月5日のPCR検査数が4,100件で、陽性者が589人、率は14.3%。陽性者数が6月の約10倍です。9月5日の10万人当たりの陽性者の数は、118.06人で、これはまさにステージ4です。こうした中で、粕屋保健所福祉事務所管内ではどうなっているのか。

まず、粕屋保健所管内での直近のデータですが、私がちょっと知りたかったのは、入院者数と重症者数、それから宿泊療養者数、自宅待機者数。それから2番目が、入院可能な医療機関の数、それからベッド数。県を調べますと、実質、10施設で2,106床だということになっています。

以上、答弁をお願いしたいと思います。箱田町長お願いします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

福岡県は今、緊急事態宣言中ですが、その辺の、昨日のニュースでありましたように、関東4都県を中心に、緊急事態宣言の延長をしようかというような動きがありますが、福岡県の話が出ません。

しかし、今議員がご指摘のように明らかにステージ4の段階にとどまっているというふうには、決してその感染者数は、減ってはおりますけども、今言われるように、重症者数、そしてまた、入院の病床数あたりは60数%で動いております。これは、決して解除できるようなことではないと、私も県知事と同様に思っております。

ただ、粕屋保健所管内ではどうかというご質問ですが、それについて私自身は何の連絡もありませんし、公表の情報はつかんでおりません。

詳細につきまして、担当所管のほうからお答え申し上げます。

◎議長（小池弘基君）

古賀健康づくり課長。

◎健康づくり課長（古賀みづほ君）

今、議員さんから言われましたように、福岡県全体については県がホームページ等で公表しておりますけれども、粕屋管内の数値については、こちらのほうでも把握できておりません。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

それでは、次の質問です。

ドライブスルーの検体能力が1日12件、週3日で36検体というふうに、ずっと報告されてきたんですが、これは今でもそういう数字ですかね、これ粕屋保健所内のドライブスルーの件ですが、分かります。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

それは、粕屋保健所でのPCR検査のことでしょうか。それとも、粕屋医師会で行っているドライブスルーの、ちょっと担当所管のほうに分かればお答えさせます。

◎議長（小池弘基君）

古賀健康づくり課長。

◎健康づくり課長（古賀みづほ君）

粕屋医師会が行ってあるドライブスルーのPCR検査ですけれども、最近の数等は把握していないんですが、以前お聞きしたときに、もう、かなり町のいろいろな医療機関で行ってあるので、ほとんどないというふうなお話を聞いております。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

分かりました、次にいきます。

たまたま福岡県のホームページを開きましたところ、新宮町のデータ公表の記事がありました。新宮町は、新宮町自身の令和2年と令和3年の感染者数の月別数とその累計を公表しています。また、志免町では、県と糟屋郡の月別の陽性者数を出してありまして、志免町の感染者は約20%として、データとして町のホームページに掲載されています。

この、これほど感染者が増えたんですから、糟屋郡内の感染の広がりを示すようなデータを、個人情報に侵さない方法である程度の情報を示す必要があるんじゃないかと、私は思うんですが。

糟屋郡市町長会でも検討してはどうでしょうかね。

客観的なデータにし、感覚がないと、人間、なかなか動かないと思います。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

以前から私はお答えしてมาすように、糟屋郡内の感染者、粕屋保健所管内の感染者は、非常に都市圏の位置関係から言って非常に多ございます。

従いまして、県内にはもちろんそうなんです、粕屋保健所が発表する、感染者、それが非常に大きいというのは、粕屋町も同じでございます。ただ、その数については、公表するかどうかについて今、町長会のほうでは協議はしております。

幾つかの町では、もう公表してらるっていう状態も私は把握はしておりますので、今後の検討課題とさせていただきます。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

それでは、次に移ります。さっき申しましたように、質問の連続性がありますので、3のほうに移りたいと思います。

入院または自宅療養の感染者の状況と、これらの人に対する措置・対策の問題です。9月4日の福岡県の現状は、さっき申しましたような数字ですが、分科会の尾身会長、それから医師会の会長さんたちは、大勢のそれから大勢の医者や、政党でもそうですが、臨時の大型医療施設の設置が必要じゃないかという提言や発言がされています。9月5日の西日本新聞の報道では、都道府県と政令都市では25自治体が臨時医療施設の開設計画を持っているというふうに報道しています。

昨日の田川議員への回答では、10施設で、抗体カクテルとか、酸素投与ができるように準備しているような回答がされましたが、これは大型医療施設の設置との関係ではどういう関係になるのでしょうか。

箱田町長の答弁をお願いします。

◎議長（小池弘基君）

古賀健康づくり課長。

◎健康づくり課長（古賀みづほ君）

大型のその医療施設とはまた別だというふうに思います。

昨日、田川議員のときに申しあげました、宿泊療養施設における中和抗体カクテル療法の投与というのは、場所は、宿泊療養施設の中の10施設の中の一つの博多グリーンホテルの2号館が、それにあたっております。実施体制としましては、県の

医師会、全面協力によりチームを編成して、Jマット、災害医療チームの医師が1名と看護師が2名であたっておられるようです。対象者は、重症化リスク因子を一つ以上有してお方で、酸素投与の必要がない者。以下の投与の要件に適合して本人の同意が得られた方というふうになっておりまして、八つの疾患が示されております。一つは年齢です、50歳以上、それから肥満、BMIが130以上。心血管疾患、慢性肺疾患で1型2型の糖尿病、それから慢性腎障害と慢性肝疾患、それと免疫抑制状態、そういったものがある方というふうになっております。

もう一つの酸素投与ステーションなんですけれども、これ8月31日から行われてます。このステーションの機能は、保健所とか消防署からの依頼を受けまして、症状が悪化して、入院が必要となった自宅療養者等を一時的に受入れをしまして、入院先の病院での体制が整うまでの間、以下の処置を行うということになっております。内容は、酸素の投与と必要に応じてお薬の投与、それと健康観察です。こちらの設置場所は非公開になっておりまして、もともと新型コロナウイルス感染症の患者さんの受入れを行っている医療機関のうち、ステーションとしての活用が可能な酸素設備のあるスペースを利用できる医療機関内に設置というふうになっております。現在のところ34床あるそうです。医師が1名と看護師が4名、事務の方が2名で、24時間体制で行われているそうです。

これぐらいの情報しか持っておりません。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

ありがとうございます。それでは、2番のほうに移ります。施設や学校等での感染者の拡大の防止の対策です。施設のほうは、今回はちょっと外しまして、学校等について質問を集中します。

8月20日、文科省は新学期を迎えるに当たり、小・中学校、高校に対する、新型コロナウイルス感染症対策を発表しました。粕屋町でもこの事務連絡をもとに、新学期対策をされたものと思います。

具体的に質問します。一つ、少人数学級とオンライン、タブレット教室、教育の問題です。小学校3年生から中学校3年生は40人学級で、高学年になるほど身長も伸び、体格も大きくなります。教室内での各自の間隔も狭くなります。昨日も田川議員にいろいろ説明があったんですが、あれ以外に特別な対策っていうのはとられておりますか。

具体的な対策があれば、説明してください、以上。

◎議長（小池弘基君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

対策の前にどういう通知がまいてるかということをご紹介させていただきたいと思いますが、文科省から、それから県知事から、それから県の教育部局のほうから、そして、県の教育長名で、市町村の教育長宛にという、いろんな出先のほうから、こちらにまいりますのでとにかくもう目が離せないような状態でございます。

これを受けまして、学校のほうに一言コメント書いて、町としてもこれに沿って学校経営をやってほしいというようなこともつけ加えながらやっております。

一番最新の情報について、学校教育課長よりご説明をさせたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

早川学校教育課長。

◎学校教育課長（早川良一君）

それでは、新型コロナウイルス感染拡大防止対策といたしまして、県からの各県立学校長宛にきた通知文ですが、まず、3つの密の回避やマスクの着用等の、基本的な感染防止対策を徹底した上で、教育活動を継続していくという通知であります。

それで学校行事に関しましては、運動会、クラスマッチ、文化祭、学習発表会、修学旅行などの学校行事は、延期や代替案を検討すること。それとあと、始業式等につきましましては、一堂に会する式典形式での実施はしないこと。それとあと、引き続き部活動は全面中止というような通知が来ております。一応、これらのことを厳守しまして、感染防止を徹底して教育活動を継続してまいりたいと思っております。

また、現在のところ、小・中学校での感染経路は、家庭内感染がほとんどでございます。それで、家庭へお願いといたしまして、今回学校から保護者に対して配布しました、緊急事態宣言中における、粕屋町立小・中学校の新型コロナウイルス感染対策防止の対応についてのプリントを配っております。その中に、家庭から学校へ新型コロナウイルスを持ち込まないために、児童・生徒のご家族がPCR検査を受ける場合には、お子様の登校を控えていただくように、教育委員会と各学校から、ご家庭へ強くお願いをしております。それとあと、登下校等の心配につきましても、集団登校をしている学校もありましたので、今、一時的に今ちょっと見直しをしております。

このような状況において、粕屋町の小・中学校では、可能な限り学校を継続させる等の方針のもとに、感染拡大防止を徹底しながら、新学期を今行っておるところでございます。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

それでは次ですが、私の持論は教育は対面教育が基本だと思います。ただ、日本全体でタブレットを生徒に与え、デジタル教育とかいうことで進めております。

今日も朝、オンラインで学習してるとかいう報道もありましたけど、せっかくタブレットを買っておるんですが、粕屋町としてはどのような教育で進め、教育方針、方針じゃなくて、どのような具体的な教育をされておりますか。

そのことを説明してください。

◎議長（小池弘基君）

早川学校教育課長。

◎学校教育課長（早川良一君）

そうです、これだけ確かにコロナの感染が拡大してきたんで、学校でも確かに、新型コロナウイルスに関する出席停止の児童・生徒さんが増えてきております。

それに対して、やはり学びを止めないっていう規則正しい生活習慣をするために、教育の文具の一つとして、タブレットの持帰りによる対応を今から状況に応じて始めております。もう実は、中学校と一つの小学校は、もう既にちょっと実験的に開始しておりますが、今そのタブレットの活用については、各学校に、順次使っていただきたいということで。それも文具の一つとして、だからタブレットだけではなくて、いろいろタブレット以外にも方法がありますが、その中の一つとしてタブレットを使つての授業といたしますか、家庭での授業もできるように、各学校に今、通知をしているところでございます。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

今日の朝の報道も、大体早川課長と同じようなことを言っておりました。

なかなかオンラインといっても、小さい子どもには難しいと私も思ってるんですけど。使う方法を覚えなれないといけないというのがまずありますので、中学校、小学校の高学年になると、これはどんどん進んでいくと思います。できるだけ利用してやっていてもらいたいというふうに思います。

それから、②で学校教育活動の継続と臨時休業の判断の問題ですが、報道によりますと家族間の感染が広がっている。町長もさっきおっしゃられました。知らないうちに感染しているし、また無症状であれば、更に感染が広がっていく状況ではないかと思います。こうしたことで、臨時の学級閉鎖とか学年閉鎖とならないような万全な対策が必要だと私は思います。

さっきも対策について述べられましたが、学級間とか学年間、何て言いますかね、

そこで感染が広がらないような対策っていうのを具体的にとられておれば説明してください。

◎議長（小池弘基君）

どなたですかね。

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

先ほど課長が申しましたように、感染対策の徹底ということで、現在、体温を測って健康シートを毎日学校のほうに提出する。してきてない子どもについては、学校に体温計、非接触型の体温計を渡しておりますので、そちらで体温を計ってということでもまず水際対策を継続しております。あとは消毒、教室内の消毒、それから手洗いの徹底、それからマスクはもうできるだけ外さない。体育の授業だけ外していいけども、あと集合したり片づけに入ったときには、マスクをつけるとか、そういった徹底がっております。

それから、文科省からも具体的な内容で、合唱とか吹奏楽とかいうのは極力しないように。それから実験とかいうのも、対面のできるだけ近い実験はしないとか、結構細かい指導がっております。密を防ぐという。それから、昨日もある議員のほうから指摘されましたように、学級内は密じゃないかと。粕屋町は密なんですよ。これは半分ずつでもなかなかちょっといきませんので、換気の徹底は現在もさせております。授業中に大体30分をめぐにですけど、換気をするとか、そういったことをやっております。

それから今、一番関心を持たれてるんだろうと思いますが、休校を、いわゆる学校を止めないといけないような状態。これも、臨時の校長会を夏休み何度もやって徹底をさせたつもりでございますが、一人でも陽性者が出たら学級は止めたいなどということは考えております。ただし、その一人の出方が、濃厚接触者が特定されるような出方であれば、僕は止めざるを得ないけども、例えば別の習い事とか、例えば家で自分が感染してるような状態で濃厚接触者が指定されなければ、私は学級のほうは継続は可能かなという気がします。その子は2日前からもう大体休んどくというのは、大体大きな大前提でございます。文科省も発症2日前とか、検査から2日前というのが大体濃厚接触者の基本的ですよ、基本的な範囲になるので。

そういったところで、もし、濃厚接触者が一人でも出るようなことがあれば、思い切って学級閉鎖を私はやっていくつもりです。この判断は、保健所の判断にある程度委ねられております。私が決めるんじゃないくて、これは設置者である町長の決断になりますので、そこに必ず相談をしながら、これは発出しています。しかし、その際は必ず学校の校長か教頭かを、必ずこの話合いに出させて、こういう対応で町

としては行くぞという、学校判断ではさせませんので。

もう一つ、ICT、今事業のことを言われました。現在、今不登校の子どもと普通の学級のカメラでやりとりしてるっていうのも現在あります。だから、こういった実績も今積み上げてる部分がございますので、もし、長期休業なった場合、リモートはできますけど、やっぱり昨年のように1か月とか、そういう長期のときには考えますけど。例えば3日間とか5日間の学級閉鎖のときに、果たしてそこまでやれるかという話です。むしろ労多くして功なしっていう形になりますので、しっかり体を休めときなさいというのが僕は優先的かなと。ただ、課題は出すつもりですけど、プリント。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

時間の都合でどんどん進んでいきたいと思います。

抗原検査キットの配布問題ですが、昨日の質問でも抗原検査キットの件がございました。20日の文科省の方針でも、政府は9月上旬から教職員や小学生4年生以上の児童生徒を対象に、抗原検査キットを80万回分配布するという計画を持っているということでした。

8月の20日だから、具体的に指示があってるかどうか知りませんが、粕屋町としては、どういう対応でこの件については具体的に聞いてありますよとか。

◎議長（小池弘基君）

いいですか、ちょっとその前に。

川口議員、通告書からそれるような、ないような質問については極力、関連があって答弁できるようなことであれば結構ですけど。

はい、西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

よく御存じですね。抗原検査はですね、抗原検査のほうです。キットを、各市町の教育委員会のほうに配布しますと。各学校のほうにはどういう数で配布するかお任せしますという通知でございました。

粕屋町については、数をはっきり言いますと、280回分が来るということになっています。ただ、これをどう使うか言っても、昨日も町長もずっと説明されておりましたが、これをやったとしても、最終的には行政検査であるPCR検査のほうはやっぱやらないと、陽性か陰性かが信頼度の分がございましたので、これは教育委員会のほうで一応私のほうで預かりまして、必要に応じて、学校のほうがちょっと念の

ために調べたいとか、例えばいろんなやり方があります。

ちょっと今日の大きな行事があるのでちょっと何人かにはちょっと調べとかな、ちょっと安心してできないんですよとか。いろんな状態が起こり得ると思いますので、一応、教育委員会のほうでお預かりをして、学校のほうで何かあれば貸し出すという形をとりたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

具体的に、回答ありがとうございます。

それでは4番目ですかね、生活困窮者に対する支援についてですが、粕屋町では8月にエール商品券を全町民に配布されました。町民の方からは大いに喜ばれています。これだけ長く、緊急事態やまん延防止対策が続き、失業したり、店の閉店、短縮、それから仕事の縮小などで働く人たちの収入が減少し、多くの家庭が困窮し始めているのではないかと思います。

年金生活者は、今年も年金が減額されました。私も減りました。固定の収入が減り、それが家庭にダメージを与えています。それから、長雨による農作物の不況によりまして、今野菜が高騰しているそうです。社会福祉協議会の小口貸出しも、臨時に家の費用が必要であれば借りられるのであって、日常の生活費が足りないから借りるということではできません。これ私が何度も相談に行ったんですけど、そういうことじゃできないということでした。生活の足しに使えるような、無利子の小口資金貸出し制度がないものかと探しましたが、やはりありません。

やはりこれは、政府の力が必要です。政府は昨年、国民一人10万円の特別支援金を出しましたが、再度の発行が必要じゃないかと私自身思っています。これは、ちまたではそういううわさが広がっております。

それらの支援策を政府に要請できないものかどうか。あるいは町独自の支援、今日なんか、地域振興課から一般かあるいは補正予算が出ましたけども、そういった何か考えがあれば、併せて、町長の見解を伺いたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

生活困窮者という定義、非常に難しいものがございます。

そういった中であって粕屋町は、様々な経済対策を行っております。具体的にはこの後、担当のほうからご説明しますが、その中で、少しでも、その生活者のための支援になるように考えておりますが、確かに結論から言って、完全ではありません

ん。生活困窮者だけではなくて、本日追加で提案させていただきます、中小、そしてまた商工振興のためにも、これすごく疲弊している、飲食業を中心に疲弊しているような状況もございます。

様々な住民の方々に対する支援については、絶対的な経済的、財政的な物量といえますか、それは不足しておりますので、確かに県、国に対する、そういった支援についてはもうちょっと強力に、こういった長期化するコロナ禍の中にあって、やはり、支援については、要望はしてまいりたいと思いますが。

今現在の状況、そしてまた、貸付金関係のことについての説明を担当所管のほうから申し上げます。

◎議長（小池弘基君）

中小原住民福祉部長。

◎住民福祉部長（中小原浩臣君）

支援についてはいろいろな部署が関係しておりますけども、私のほうから若干説明させていただきます。

町長も申しますように、生活困窮者という定義が、非常に難しいものがありますけども、粕屋町では昨年から、このコロナウイルスの影響による経済的支援といたしまして、国と県と別に、町独自の支援をしております。具体的には、0歳から18歳までの支援を行っておりました、かすやっ子応援事業。それと大学生等に在籍する方にクオカードを給付する大学生等応援事業。それから、65歳以上1人当たり1万円の商品券を給付するシニア世代応援事業。これは、個人向け世帯向けの給付でございます。それと、がんばるかすやの応援金など、事業者向けの支援を実施しております。

今後ということでございますけども、今現在、先ほど申しましたように、かすやエール商品券事業とか、かすやよかばい事業というのが、今現在進行中で給付をしておるという状況でございます。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。4番目、きりがいい段階で。

◎9番（川口 晃君）

今が一番いいです。

◎議長（小池弘基君）

いいですか。はい。

換気のために暫時休憩といたします。

再開を10時10分からといたします。

(休憩 午前10時02分)

(再開 午前10時10分)

◎議長（小池弘基君）

再開いたします。

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

それでは、続行します。「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」、略称「重要土地等調査規正法」に関して質問します。この法律が規制対象にしている基地、建物、施設等を示してください、ということで進めます。

皆さんは、アニメーション映画、「この世界の片隅に」を御覧になったことはありますか。数年前、サンレイクで開催しております人権連の研修会でも、この映画を上映しました。この映画の主人公すずさんが、呉湾の艦船をスケッチしていたところ、憲兵に見つかり怒られるというシーンがありました。これは、呉湾が要塞であり、「軍機保護法」に触れる恐れがあったことによるものです。ところが、6月の第204回国会で、「要塞地帯法」や「軍機保護法」を彷彿とさせるような法律、識者の間では、安全保障という口実で国民を監視する一方で、国民が軍隊を監視することを禁止する国民主権を否定する法律、そのように評価されています。それが上程され、6月16日に参議院で可決され、成立しました。私は、ちょっと怒りを感じて、今回、これについて一般質問するようになりました。しかし、具体的なことは政令で決めるということなので、答弁にちょっと困られると思いますので、途中で打ち切るかということになるかもしれません。

これは、6月11日発行の「小倉タイムス」です。この記事を読みました。これは大変な内容だと思い、今回一般質問をすることにしました。見えないでしょうね。真ん中に、小倉の自衛隊の駐屯地があります。その周りに1キロのところ、この外枠の線です。駐屯地のすぐ横には、北九州市立大学があります。それから、ちょっと離れて100mか200mあるところに小倉南区役所があります。左側に行きますと、道路を挟んで小倉の競馬場があります。この周辺は、文教地区で住宅地が広がり、子育て世代には憧れの土地だそうです。成立すれば、否応なく、そこに居住する1km以内、住む人、住民のプライバシーは、政府によって掌握されると警鐘がこの新聞は鳴らしています。

私が持っている今、これですね。私が持っているのは、衆議院に提出されたこの法律の案文です。修正されたかもしれません。全文読んでみました。本文が28条、附則が4条です。私が関心を強く持ったのは、本文第5条、重要施設の敷地の周囲

概ね1,000mの区域内という表現です。概ね1,000mという曖昧な表現は、どのようにも解釈できます。法律でこういう概ねとか、なかなか使わないと思うんですけども、これは、政府にとっては都合のよい表現ではないかと思うんです。第1条は、目的です。重要施設の周辺の区域内及び国境離島等の区域内にある土地などが重要施設または国境離島等の機能を阻害する行為、その用に供されることを防止するため、基本方針の策定、それから注視区域及び特別注視区域の指定を行い、注視区域内にある土地などの利用状況の調査、それからその土地の当該土地の利用の規制、それから特別注視区域内にある土地などに係る契約の届出などの措置について定める、というふうになっております。そして第2条では、土地や重要施設の定義付けをしております。私の質問は、第2条に大方該当します。ちょっと待ってください。すみません。

この法律が規制対象にしている基地、建物、施設とはどういうものでしょうか。
箱田町長の答弁をお願いします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

この今回の法律、これは定義付け、あるいはその注視区域の指定については、今議員がおっしゃったように第2条第5条でありますけども、具体的に、例えば生活関連施設とはどういったものかというのは、国会審議の中では把握はしております。

しかし政令で、詳細については定めるということになっておりますので、非常に答えにくい部分がございます。ちなみに、今言われた生活関連施設というのは、原子力発電所、あるいは核燃料サイクル関連施設などの原子力関連施設、そして自衛隊と民間との軍民両用空港などを挙げられた、というふうに私も記憶をしております。ただ近傍では、福岡空港はじゃあどうなのかとなったら、確かに、軍民両用空港として利用してますので、それは対象になるというふうに考えております。

総括的に、この法律の分については、総務課長のほうがいろいろ調べたりはしております。ただ、今言うように、非常に、政令等詳しい詳細についての通知文書がまだ来ておりませんので、今分かる範囲でお答えを申し上げます。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

私が先に言ってから答えてください。

第2条の1項で土地等とは土地と建物ということです。第2項の重要施設とは、で、重要施設の説明をしています。具体的に3項目あります。一つは自衛隊の施設、

日米地位協定に基づく米軍基地。二つ目は海上保安庁の施設、それから3番目は、私たちに身近に関係のある国民生活に関連するという関連を有する施設であって、その機能を阻害する行為が行われた場合に、国民の生命、身体または財産に重大な被害が生ずる恐れがあると認めるものであって、これ政令で定めるということになっている。「小倉タイムス」は自衛隊、海上保安庁、原発発電所、ずっとそのことを言ってます。それから、土地の所有者や建物管理者の国籍、氏名、活用状況の調査権限を国が持つというふうに規定しています。また、6月16日に参議院での我が党の山添議員の反対討論では、生活関連施設は、国民保護法施行令に定めるように、発電所は水道施設、1日10万人以上が利用する駅、例えば博多駅とか吉塚駅も該当するかもしれません。それから放送局、港湾、いろいろ言ってます。また、勧告、命令、罰則の対象となる機能阻害行為とは何なのか。法律に定めがありませんということ。

本来、法定主義だから、罪については法律で決まるはずなんですけど、これには書かれていません。そこで、注意しなければならないのは、地方自治体の関与の問題です。第7条でこういう書き方がされております。次のように条文があります。土地等利用状況調査のために必要がある場合においては、関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長、粕屋町では、箱田町長に当たります。その他の執行機関に対して、当該土地等利用状況調査に係る注視区域内にある土地等の利用者、その他の関係者に関する情報のうち、その者の氏名または名称、住所、その他政令で定めるものの提供を求めることができるというふうに法律はなっております。

そういうことですね。それで、課長の答弁をお願いしましょうか。

◎議長（小池弘基君）

堺総務課長。

◎総務課長（堺 哲弘君）

もうほぼほぼ議員が言われたような感じがしますが、議員の言われました国民保護法の施行令、こちらのほうの生活関連等施設というものが、あくまで、事前に行われました有識者会議の中で、参考になるのではないかというような形で示されてるものではないかと思えます。

町内にあるもので申し上げますと、変電所ですとか、水道法に定める、水道施設、配水池ですとか浄水場ですとか、そういったものとか、鉄道施設、駅関係というものがあのかなと思えますけれども。いずれも、かなり規模が大きいもののように思われます。変電所でございますと、使用電圧が10万ボルト以上のもの、配水地等の水道施設につきましては、1日の供給水量が10万m³以上。駅については先ほど議員が言われましたとおり、1日の使用人数が10万人以上という形で、町内にあるも

のに関しては、この数字だけを見ると、ちょっと該当にはなる可能性は低いのかなというふうには思いますけれども。

あくまで政令で定められておりませんので、現状ではちょっと何とも、把握できていないというような状況でございます。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

さっきも申しましたがまず、福岡空港の問題からいきますかね。これで、地方自治体もこれでは無関係じゃないんですが、箱田町長この場合において、個人情報の提供などの義務、これは義務行為になるんですかね。

そういう点が法律上どう解釈できるのでしょうか。よろしいですか。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

あくまで7条で定めて、定められるように、その提供を求めることができるようになっております。

ただその具体的にどういったふうなやり方なのかとか。詳細については全くありませんので、これは私もちよっとお答えはしかねます。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

あと1点を残して、法律の問題とか、政令の問題がまだ決まってないので、これ以上質問しても、不能だと思いますから、この辺でやるか。あと1点質問させください。また、粕屋町もオープンデータをしているようですけど、土地の所有とか利用とか、固定資産税額等の個人情報いわゆるオープンデータとして公表されておるんですかね。

これを質問したいと思います。町長お願いします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

通告されてない質問ですので、私は知ってる範囲では、このオープンデータについては公表しておりません。

個々のデータについては、例えば、いろいろなプランを作るときに、粕屋町のありようについてのデータは公表してますが、全体的な様々な総括するようなオープ

ンデータはしておりません。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

さっきも申しましたように、まだ政令で詳細なことは決まっておきませんので、私が質問しても、町当局も大変答えにくい、答えられないだろうと思いますので、この件はこれで打ち切るということで。議長、そういう手続で。また次回、正式にやりたいと思います。

最後、安全な通行を目指してということで、柚須西信号の横断歩道と阿恵橋からの柚須信号までの歩道上の電柱の移設工事です。

これは、6月28日に発生した千葉県八街市の交通事故がありました。下校中の小学生の列に飲酒運転のトラックが突っ込み、2人の児童が亡くなり、3人が負傷しました。運転手の行為は、絶対許すことできませんが、ここには道路に歩道もなく、ガードレールもない危険な道路っていうふうに指摘されていたんですね。それを怠って何もなかったということでした。非難を浴びました。

柚須西信号の歩道の設置と、阿恵橋、それから柚須信号までの歩道の電柱は、前者は3月議会で600万円の予算がつけられておりました。それから後者は、九電側は1千万円の予算を組んでいると。あとは用地の貸借を待つだけだというふうな回答でしたけど、両者についての進捗状況について説明していただきたいと思います。

町長お願いします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

詳細は、担当所管のほうからご説明しますが、今議員が冒頭おっしゃった、八街市の非常にその悲惨な事故を受けて、即座に、粕屋町としては、町内の危険箇所の調査を行っております。また、最近ですが、文科省のほうからも、学校現場から見る通学路の安全性についての調査の文章も来ておまして、その対応をしておるところでございます。

今議員がご指摘の、当該箇所の今の状況そして今後の対応について、担当所管のほうからお答えします。

◎議長（小池弘基君）

安松道路環境整備課長。

◎道路環境整備課長（安松茂久君）

まず、柚須西信号の横断歩道の新設につきましては、横断歩道設置の所管であり

ます粕屋警察署と協議を行いました。

設置の条件としましては、西側のマンション側に、歩行者の待機所の確保が必要であり、西側には歩道用地が今現在ありませんので、マンション管理会社へ用地交渉を行っております。しかしながら、維持管理上、売買は厳しい旨の回答を得ております。待機所の確保ができなければ、横断歩道の設置は難しい状況でありますので、柚須西交差点につきましては、死亡事故もありましたので、今後、横断歩道設置を含めた、交差点整備の検討を行ってまいりたいと思います。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

次に、阿恵橋から柚須信号までの電柱の移設につきましては、九州電力に移設依頼をしております。進捗状況でございますが、当該区間には歩道上に7本の電柱があります。阿恵橋側の1本につきましては、電柱自体が重要な機能を有しておりますので、移設が難しい旨の報告がっております。ほかの6本につきましては、3本につきましては、移設先用地の確保及び、隣地所有者からの承諾を受けております。残り3本につきましては、承諾書の送付先の確認中と、承諾の回答待ちの状況でございます。実際の工事につきましては、隣地地権者との協議が完了しまして、令和4年3月中の完了を計画している旨の報告を受けております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

1のほうは、なかなかこう難しいみたいですが、2のほうは、住民、それから子どもたちも含めて、期待しておりますので、よろしく願い、早期に完了することを希望します。

大きな2番目ですが、道徳信号から四軒屋信号までの歩道の設置です。これはもう以前から、何度も質問してきました。あそこにマンションがあったんですが、マンションの建設の際に、1mほど歩道用地を私が道路の側に残してほしいという要望を出していたら、1mほどの歩道用の用地を確保していただいております。それから道路の西側まだ土地が、空き地がありますので、相談の余地があると思います。

この道は昔から、大型輸送車が多く通ります。高齢者の人たちに危険な道路として恐れられています。釜屋橋には、50cmの幅の歩道がこれほどの幅しかない歩道があるんですが、これでは危険です。JR福北ゆたか線の遮断機が下りたらもう交通渋滞で、100m、200mつながるんですが、それで、危険な道路ですので、歩道の設置を早期にお願いしたいと思います。

町長、お願いします。

◎議長（小池弘基君）

安松道路環境整備課長。

◎道路環境整備課長（安松茂久君）

道徳信号から四軒屋信号までの歩道設置につきましては、区要望及び一般質問もあり、必要性は十分理解しております。

町道釜屋・箱崎線のご質問の区間は、住居や事業所が建ち並び、新規に歩道用地を確保するためには、地元関係者はもとより、特に地権者の同意が必要となります。また、多額の用地買収費や、建物補償も必要となりますので、早期の整備は難しいと考えております。

今後、新築や建物の建て替え等の情報が入りましたら、地権者と協議を行い、歩道設置に向けた検討を行ってまいりますので、ご理解よろしくお願いたします。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

これはもう30年ぐらい前から前の要望ですので、なるべく、期待に沿うようにやってほしいなというふうに思います。

それじゃ時間の都合もありますので、JR福北ゆたか線の柚須2号踏切の歩道の設置です。これももう数十年要望してきました。国鉄が民営化になれば要求を出せば工事してくれると、便利になるとか、あれほど声高に触れ込みがあったんですが、言葉だけで、全然これ進行しません。柚須2号踏切、歩道の設置はどうなっているのでしょうか。

箱田町長、答弁をお願いします。

◎議長（小池弘基君）

安松道路環境整備課長。

◎道路環境整備課長（安松茂久君）

柚須2号踏切の歩道設置は、これも区要望及び一般質問もあり、歩道整備の必要性につきましては十分理解はしております。

しかしながら、踏切改良に要する費用は、すべて自治体負担となっております。それで、多額の費用であるため、事業を保留した状態となっております。

今後、歩道設置に向けた関係機関との協議や調査を実施し、再検討を行ってまいりますので、ご理解よろしくお願いたします。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

あの踏切上で、高齢の女性が買物帰りに電車に巻き込まれて亡くなりました。

これは私も区長のときだったんですが、踏切上の中で、鑑識官の人に彼女の状態と袖須の方かどうかの面識を、顔を見せてほしいと申し出たんですけど、即座に拒否されました。踏切があれば、あるいは助かったかもしれないあというふうに私は思っております。

もうこれも数十年来の要望ですので、何かこう打開策を講じていただきたいというふうに思います。いつも申しますように、袖須駅のすぐ横の歩道は、交渉で解決しましたが、この2号踏切が残っております。

以上、質問をしまして、これで終わりたいと思います。

以上です、ありがとうございました。

(9番 川口 晃君 降壇)

◎議長（小池弘基君）

川口議員の一般質問終わりました、あと午前中もう一方の予定がございますけども、福永議員、40分ぐらいからでもよろしいですか。

次の再開を10時40分といたします。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時33分)

(再開 午前10時40分)

◎議長（小池弘基君）

再開いたします。

議席番号11番、福永善之議員。

(11番 福永善之君 登壇)

◎11番（福永善之君）

議席番号11番、福永善之です。通告書に従い、一般質問を行います。

今回は2点。猫の問題、それから、町立の小・中学校の問題ということでまとめております。

では、1点目。飼い主のいない猫に関し、町のほうにどのような苦情があがりますか、ということでお尋ねします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

苦情等の現状の問題は、その辺の詳細については担当部長のほうからお答えしますが、まず、飼い主のいない猫。この問題は、動物の社会問題だけじゃなくてももう大きな社会問題として、日本全国でとらえられてます。

粕屋町におきましても、駕与丁公園を中心として、飼い主のいない猫の問題だけではとどまらず、各ご家庭に、飼い主のいない猫、野良猫が来るということで、非常に町のほうにもいろいろ苦情が来ております。

その現状と今後のことについても、担当部長のほうからお答えします。

◎議長（小池弘基君）

山本都市政策部長。

◎都市政策部長（山本 浩君）

飼い主のいない猫に関しての苦情で多いものにつきましては、自宅、それから空き地などの屋外における餌やり。これに関連しまして、敷地内にふんや尿をされる悪臭被害などがあります。また、鳴き声がうるさいと。それから、ごみ袋等を破る等の苦情、こういった内容の苦情が寄せられております。

◎議長（小池弘基君）

福永議員。

◎11番（福永善之君）

大体、私も町民の皆さんから聞いた内容、それから、ネットでちょっとググってしますので、その中でもふん尿の苦情、それから鳴き声等の苦情が全国的に多いということでありました。

それでは、その対処方法、これ予算も含めてどのように町としては考えておられるか、お答えください。

◎議長（小池弘基君）

山本都市政策部長。

◎都市政策部長（山本 浩君）

屋外で無責任な餌やりをしている方へは、飼い主のいない猫が集まって周辺に迷惑かける場合がありますので、粕屋保健所と連携をいたしまして、無責任な餌やり行為をやめるよう、指導等を行っております。

また、飼い猫の場合は、飼い主さんのほうに屋内飼いを行っていただくようお願いすると共に、不妊・去勢のお願いをしておるところでございます。悪臭防止、被害の防止のためには、敷地内に猫が侵入しないような対策事例を紹介することもありますし、また侵入防止策の一つとして、粕屋町では、猫などが嫌がる音を発生する猫よけ機、こちらのほうを、現在無料で貸出し等を行っております。

また、福岡県の獣医師会の事業といたしまして、飼い主のいない猫、あすなろ猫というような事業ですが、に対しまして、約半額の料金で不妊・去勢が受けられるような支援事業がっておりますので、こちらの紹介等を行っております。また、これは駕与丁公園に特化したような内容になりますが、駕与丁公園

内の飼い主のいない猫との共生、活動支援事業といたしまして、支援団体が行った猫の不妊・去勢手術の費用負担を行っております。

今後は、町全体にこのような事業を広げていくようなことも検討していきたいと、このように考えておるところでございます。費用につきましては、去勢の部分につきまして令和2年度の実績といたしましては、23万、24万円程度を支出しております。

◎議長（小池弘基君）

福永議員。

◎11番（福永善之君）

それでは、今答弁にありましたのを踏まえて、一つ一つ、質問を投げさせていただきます。

まず、粕屋町といたしましては、条例を制定してますね。飼い犬等のふん害等防止に関する条例ということで。これ住民の権利として第5条の第1項に、住民はふん害等により、公共の場所等を汚された飼い主に対して、原状回復のため、注意または助言することができるというふうに明文化されておりますが。これは、現実的に住民同士を関わらせると、結構問題が発生するんじゃないかと、人と人のですね、問題が発生するんじゃないかというふうに私は見てますが。

この条文自体は、町としては、作られたほうとしてはどう考えてありますか。お答えください。

◎議長（小池弘基君）

安松道路環境整備課長。

◎道路環境整備課長（安松茂久君）

この飼い犬等のこの条例につきましては、被害というか苦情あたりがよく寄せられましたので、その対策ということで、飼い主の方の責務とか、そういうことを確実にするために制定をしたということでございます。

◎議長（小池弘基君）

安松課長、質問者のほうは、結局、住民の方、訴えた側と、その飼い主というか訴えられた側と、当事者同士なのか、そこに町がどう関与するかということの質問でいいんですか。

山本都市政策部長。

◎都市政策部長（山本 浩君）

今の質問内容からいくと、被害を訴えられた方と原因を作った方の関係になると思いますけど、訴えられた方が匿名というようなことで申し出がある場合がほとんどですが、そういった場合は相手のほうにそういったどなたかっていうのは伝

えない状態で、指導等は行うようにしております。

◎議長（小池弘基君）

福永議員。

◎11番（福永善之君）

本人同士がですね、本人が直接やっぱりもうほとんど近所付き合いみたいな感じになると思うんですよね。近所の方が恐らく目に見える範囲で餌やりをやったりとかやっているとやっぱり、猫好きな方はよろしいけど、猫にアレルギーがある方っていうのは、そういうところがやっぱり、精神的にちょっとこたえるということがありますので、その方同士が直接に、例えば注意とか。ここに助言というふうに書いてありますが、そういうことをすること自体が、なかなか今後のことを考えれば、人間関係がますます劣悪なっていくと思いますので、これはちょっと難しいかな。

今言われたように町が関与していくと、町を経由して町から言っていくという感じのそういうつながりというか、そういう条文の置き方のほうがいいのかないかなというふうに思います。

それから、それに関連しまして第6条ですね。これ指導、勧告及び公表というふうになってます。第6条の第1項、これは、町長は、飼い主がいろいろなことに違反しているときは、指導することができる。指導に従わない場合は、勧告することができる。それから、6条の第2項に、勧告に従わない場合は、公表することができる。それから、第7条、これ命令ですね。勧告に従わない場合は、期限付の命令をすることができる。それから、第9条に、命令に違反した場合は、5万円以下の過料を科すことができるというふうになっていますが、この指導、勧告、公表、命令、それから、過料に関して、今までそういう実績を伴ったことがあるのかどうか。お答えください。

◎議長（小池弘基君）

安松道路環境整備課長。

◎道路環境整備課長（安松茂久君）

現在までには、これを実施したことはございません。

◎議長（小池弘基君）

福永議員。

◎11番（福永善之君）

これ粕屋町だけじゃなくて、先ほど町長言われましたように、全国的な飼い主のいない猫に関する被害っていうか、というのはあがってると思うんですよね。

その中で先ほど、単発的な苦情はあがってますが、条例として反映されてないということになってると、今の認識だと思うんですよ。ということは、条例自体が、

形式的に作りましたよと。ただ、その条例が、町の施策としては、あまり使われていないよということに見てとれるんですけど、いかがでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

そこまでのですね、大きな、例えばもうテレビで取り上げられるような大きな問題になってないということで、勧告あるいは5万円以下の過料というようなことも、なってないということでございます。

実際、現実的にはそういった苦情があがれば、即座に該当の方に注意、そして指導しているのが現状でございます。

◎議長（小池弘基君）

福永議員。

◎11番（福永善之君）

では次に、先ほど捕獲器を無料で、捕獲器じゃないかな、超音波、音、猫よけ機ですかね、猫よけ機。超音波発生装置を無料で貸出していると。これ、1回あたり15日以内ということで聞いております。これに関しての実績はございますか。

お答えください。

◎議長（小池弘基君）

安松道路環境整備課長。

◎道路環境整備課長（安松茂久君）

猫よけ機の貸出し状況でございますが、これは貸出しにつきましては、令和3年の4月から行っております。5月の広報に掲載をしております。

機器台数につきましては、4台を確保しております。貸出し期間につきましては2週間、15日以内ということでしております。貸出件数につきましては、実績で8月26日現在で、25件の貸出しをしている状況でございます。

◎議長（小池弘基君）

福永議員。

◎11番（福永善之君）

分かりました。では、次に予算ですね。

令和2年に、約24万の予算を組んだんではなくてこれは、地域猫の活動の方たちから、去勢・不妊の申請があがったやつを支出したということによろしいですかね。はい。これはですね、私もちょっとコストをちょっとですね、いろいろと調べてみました。これもうほぼネットになるんですけどググって調べたんですけど、雌猫の不妊手術、これが実費で大体2万、安いところで2万2千円ぐらい、高いとこだと

3万5千円ぐらいというらしいです。で、雄猫の去勢手術、これに関しましては、安いところでは1万円、それから1万5千円というふうになってるみたいです。私も、どれくらいコストがかかるかってのは正直知らなかったんですけど、地域猫の活動というのは恐らくもう、全国の地方自治体のスタンダードな施策になってるのかなというふうに考えて、粕屋町もそれにならざるを得ないなという感じで質問させていただきます。

地域猫の活動というのは、もうボランティアでされてますよね。その中で、町としては助成をしている。それから、日本動物愛護協会も、予算の範囲内で助成をしていると。それから、福岡県の獣医師会、それから獣医師会の福岡地区部会、これは糟屋郡でまた単独にやってみるみたいなんですけど、これも助成をしてるみたいなんですけど。

ただ、例えば、福岡県獣医師会の福岡地区部会の助成の金額っていうのをちょっと見てみますね。まず、雄猫に関しましては、1万円、それから雌に関しましては1万5千円というふうに助成をしてる。違う、これ自己負担か。自己負担をしますので、実質は去勢・不妊手術に地域猫のボランティアの方たちが持ち込むと、その方たちの負担が増えるということになりますよね。

そうなってくると、猫の増殖を防ぐことがかなり難しいんじゃないかなというふうに考えてますが、いかがでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

山本都市政策部長。

◎都市政策部長（山本 浩君）

事業からいきますと、福岡県の獣医師会のほうでやられている事業で、まず、あすなろ事業というものがございます。

こちらにつきましては、雄の猫の去勢が5千円。それから、雌のほうを1万円で行いますと、税抜ですけどですね。ただ、これについては頭数の制限がありますので、各団体等が申込みをしまして、頭数以上の申込みがあれば抽せん等を行って事業者を決めると、そういうふうなやり方でまずあります。その枠を超えたものに対しましては、飼い主のいない猫の不妊・去勢手術支援というようなことで、これも県の獣医師会のほうが行っております。これが雄猫のほうは1万円と、雌猫が1万5千円と。これは、先ほどの金額が、いずれも税抜の金額になっております。

粕屋町が駕与丁公園で行っております事業は、獣医師会のほうと個別に契約をしてやってみるんですが、これの金額につきましては、先ほど言いました飼い主のいない猫の不妊・去勢手術支援事業と、この金額と同額で契約をいたしまして、その金額で去勢並びに不妊の治療をしていただいているという状況でございます。自治体に

よっては、それ以外の助成をしておるところもありますし、この事業に足して個人が負担するべきところを補う意味での補正補助の事業を行っている自治体もあります。

先ほど私が説明しましたのは、現在駕与丁公園でやってる事業、こういった内容を粕屋町全体でも今後検討していきたいということで答弁させていただいたところでございます。

◎議長（小池弘基君）

福永議員。

◎11番（福永善之君）

現実的に考えて、猫は法律でも守られてますよね。

動物の愛護及び管理に関する法律ということで、猫を行政のほうで処分したり捕獲したりできないというふうに守られてますね。ということは、猫の増殖を抑えるには、もう現実的に考えれば、もう不妊・去勢手術しかないと私はもう正直思うんですよ。その中でも、地域猫活動というのは恐らくネットで調べても、もうこれ以外の方法で猫の苦情を抑える手段というのは、ほぼないのかなっていうふうに考えてますので。

それを前提にすると、地域猫活動をされてる方に金銭的な負担がかかると、どうしてもその猫の増殖を抑えることが難しいんじゃないかなというふうに考えてますが、行政としてはいかがでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

山本都市政策部長。

◎都市政策部長（山本 浩君）

地域猫の活動で、団体として現在粕屋町の中で取り組まれてるのが、駕与丁のほうで行われてる団体が行われて実施されておりましたので、町といたしましても、駕与丁で行われているその団体の活動に対して、支援団体ということで申請を受け付けまして、助成、補助を行ってきたというところなんです。

今後町内で同じような案件で、そういった団体の活動があるということであれば、広げていく必要があるというふうには思っております。

◎議長（小池弘基君）

福永議員。

◎11番（福永善之君）

分かりました。

今、粕屋町で実際に肉眼でこの見える範囲だと、やっぱり駕与丁公園っていうのが、駕与丁公園に集まってくる猫に焦点があたってると思いますが、苦情が恐らく

上がってくるっていうのは、恐らく一軒家に住んで自分の庭を持ってという感じの方たちが、やはり猫によってふん尿されたりとか、侵入されたりとかそういうところが多いと思いますので、今、既存にされてる駕与丁公園を中心にされてるところの方たちと話されて、どういうところに猫がいるのかとかですね。

そういうところの、守備範囲をちょっと広げていただくような話し合いをしていただければ、苦情もかなり収まってくるのかなというふうに私は考えておりますが、いかがでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

山本都市政策部長。

◎都市政策部長（山本 浩君）

現在、駕与丁公園のほうで活動されてある方たちは、やはり駕与丁公園ということもあってやってるところもあるかと思うんで、今福永議員が言われたように、話す余地はあるかとは思いますが、その方たちが果たして粕屋町全体のことまでやってくれるかというのは、この場ではちょっと私もお答えできません。

で、新たに団体等が出て、そういった取組みをやっていくということであれば、町としても支援を必要性があるというふうに考えておるということです。で、実際、駕与丁で活動されてある方たちも捕獲して、実際病院に連れていくという作業は、かなり手をかけてある。

捕獲器自体に、猫を入れること自体がかなり難しい作業ということになってますので、先ほど言われたような地域の方が、個人的に捕獲して、それを病院に持っていくというようなことは、かなり大きな負担になってくるかと思しますので、ある程度の団体等の活動が必要じゃないかなというふうには思っております。

◎議長（小池弘基君）

福永議員。

◎11番（福永善之君）

分かりました。

私も議員になって10数年なるんですけど、猫、かなり当初からは認識が変わって、当初はいろいろ恐らく寄附金が入って、寄附金を猫の去勢・不妊手術に行政のほうであげたのかなっていうところがあるんですけど。そのときは、猫に対してそんなに金かけないといけないのっていうふうな認識でありました。ただ、実際問題、やはりこういう問題が実際に起こると。解決ができないということであるならば、行政としても、猫に対する費用づけ、これをやっぱりこういう目的で、こういう趣旨で、こういう取り組みばこうなっていくよということで、予算づけをしていくような時代の変化になったのかなというふうに考えております。

では、続きまして町立の小・中学校について、質問を投げます。

まず、順番から、主権者教育について小・中学校の取組みはということで質問をいたします。

◎議長（小池弘基君）

早川学校教育課長。

◎11番（福永善之君）

小・中学校で取組みをしているのかと。

しているのであれば、その実績はどうかということで質問をします。

◎議長（小池弘基君）

早川学校教育課長。

◎学校教育課長（早川良一君）

小・中学校での主権者教育の取組みということのご質問ですが、実績ですね。

まず、小学校では主に、6年生の社会の授業等で議会や選挙等、政治の仕組みをまず勉強しております。また、学級活動では、よりよい生活などについて話し合いまして、クラスの意見決定をする授業を全学年で実施しております。

それと中学校では、主に中学3年生の公民の授業で、選挙制度、主権者教育、地方自治の仕組み、政治の仕組み等、住民の政治への参画に関する知識を習得しております。また、生徒会で、自主的に学校をよりよくしようと活動したり、部活動や行事で役割を責任を持って果たすことも、主権者となる取組みであると思っております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

福永議員。

◎11番（福永善之君）

小学生は、あるべき文科省が投げるカリキュラムでいいかなと思いますが、中学生、今、最後に課長の言われましたよね、生徒会が自主的に主体的にいろいろな活動を行っていると。私はそこが一番日本に欠けてる。これ、私たちも含めて、大人も含めて組織に属している人、ほぼ欠けてるなっていうところは、自主的に主体的にっていうのが欠けてるなというふうに考えてます。だから、自分が中学生当時、自分は全くしてなかったから、今の自分が中学生の諸君に言うことは、正直、説得力が全くないんですけど。ただ、今の時代から言わせていただくと、主体的に考え自主的に行動して、それから何かをしていくというところが必要だと思うんですよ。

じゃ、具体的に、中学校で主体的に自主的にっていうのは、どのような取組みをされたのかお答えください。

◎議長（小池弘基君）

早川学校教育課長。

◎学校教育課長（早川良一君）

具体的な取組みとしては、生徒会の生徒会選挙等の取組みもあると思います。

◎議長（小池弘基君）

福永議員。

◎11番（福永善之君）

生徒会選挙というのは、既存にある行事の一環みたいな流れなので、それを自主的っていうことでは私はないと思います。

自主的というのはやっぱり今、現状にないこと、今既存に問題があがっていることに対して、それを何かやっぱり変えていかないといけないということを自分たちで発議して、計画を練ってそれから変えていくという、そういう流れが私は自主的というふうに考えてるんですよ。だから既存にある行事をただ消化していくということに関しては、自主的でも主体的にも全くないというふうに考えてます。

では、続きまして、校則について質問をします。これですね、私、今48です。私の中学時代は正直な話言うと、校則なんて全く見てもいません。あったのかどうかも全く興味ありませんでした。生徒手帳もあったのかどうかも全く興味なかったというぐらいの、私、年齢です。以前、当議会にいらっしゃった先輩議員がいらっしゃいます。私が48なので私より20歳ちょっと歳のいかれた方で引退されてます。その方いわく、地元の方、粕屋町の方です。自分たちのときには、中学校で2輪バイクで教室まで行ってたということを言われてました。それだけ常識を超えた生徒たちがいらっしゃったんだなというふうに聞いておりました私は。

その中で、小・中学校の校則について、時代の変化と共に見直しをされてますかという問いをかけます。

◎議長（小池弘基君）

早川学校教育課長。

◎学校教育課長（早川良一君）

校則の見直しですよね。まず小学校は、校則っていう校則はありませんけど、生活の決まりっていうのが、校則の代わりのようなものがございます。

それで、ある小学校で、校則は生活指導担任の先生が、職員全員に周知をして、職員から保護者の方に通知をされております。見直しにつきましては、定期的な見直しではありませんが、見直しが必要になったときに行っております。また、ある中学校では、校則は生徒総会で意見を聴いて、生徒指導委員会で必要に応じて見直しを行っております。

それと、一般に公開するかということもお答えしてよろしいですか。一般に校則を公開することは、今のところ考えておりませんが、ただ、保護者等ですね、関係するような見直し等がございましたらその点はメールとか文章とかで、今通知をしているのが現状でございます。

◎議長（小池弘基君）

福永議員。

◎11番（福永善之君）

小学校は決まりですよ。校則ということじゃなくて決まりですよ、小学校はもうそのまま置いときましょう。中学校ですね、中学校に関しては、福岡市の校長会が、見直しに向けて、やっていこうよという話をしたと思いますが、粕屋町としては、今のところ見直しはやってるけどというお話でありましたが、校則自体は、校長の変える変えないは、校長の権限とは分かりますが、ただ、これが冒頭に申した主権者教育ではないでしょうか。生徒が生徒に関わりのあるやつを、生徒自らが例えば先ほど私申しましたように、私の先輩議員は、当時、2輪バイクで共用通路から階段を2輪バイクで上がって教室まで行ったと。そういう時の校則が例えば、今現在の校則と合致するのとか、そういうところは全く見えない状態でいくら教育委員会のほうで見直しはしてますと言っても、それが一般にも公開しないと教育委員会と学校関係者と生徒、それからその保護者以外には全く見えない状態ですよ。だから、それを説得力あるためには、今の校則に合ってるかどうかというのをやっぱり可視化するのが必要だと思いますが、いかがでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

今回の福永議員は、子どもたちであっても、自分の考え、またおかしいことはおかしいと言えるような人間を作ってくれ、いわゆる資質の部分だろう。今回の校則なり主権者教育または制服の見直し等について、根底にはそれがあるのかなというのは私自身も通告書を見て感じておりました。

現実問題として、主権者教育については、憲法の勉強を小・中学生やりますので、当然国民主権ということ。その中のやっぱり選挙はどうしても語らざるを得ないんですけど、やはり社会の動向について関心を持つということは各教科のほうでもやっておりますので、そういった中で自分たちの組織であるやっぱり中学生でいうと生徒会、これがどういう動きをしてるかということで今おっしゃっていただいているんだろうと思いますが。

校則については、福永議員否定されませんでしたので私ちょっと安心したんです

が、校則いらんじゃないかってひょっとしてそこまで言われるんじゃないかと、ちょっと冷や冷やしとったんですが、最低限やっぱ僕は校則が必要だろうと思う。その分については、先生たちが毎年4月当初に見直しはしてあります。また、新しく異動された先生方も、そういった目で見えていただいておりますので、見直しは自主的に先生方同士でやってあります。また、生徒のほうもいろんな校則の修正については、生徒総会の場、若しくは生徒会を通じて教師の耳に届くようなことがあっております。

今の質問の答えの一つの例として、これ、次の制服にちょっと絡むんですが、実は、ある中学校のほうでは子どもたちが夏が制服が暑いと。それから、部活についても、制服で来て部活動に着替えて云々とかいうことで、どげんかならんかということを生徒会役員を通じて学校のほうに意見具申があったと。そのときに子どもたちがどういう発案をしたかという、体操服で通学をさせてくれと。これは夏休み期間中だけではなくて、ちょっと最近聞いてみましたら9月までは、そういったのも制服の一つとして認めてくれということを書いてきたので、教員のほうでこれは認めたと。私は、これは大きな子どもたちの実施ではないかと。

また、これは外に発出はしておりませんが、見える形として私は、そういった発信ができたんじゃないかなというふうに思っております。なお保護者にもきちっとそういった文書が出されたというふうに聞いております。

以上でございます。

◎議長（小池弘基君）

福永議員、換気の関係があります。きりがいいところで。

◎11番（福永善之君）

今からきりますか。

◎議長（小池弘基君）

いいですか。換気のため暫時休憩いたします。

再開を11時20分といたします。

（休憩 午前11時14分）

（再開 午前11時20分）

◎議長（小池弘基君）

再開いたします。

福永議員。

◎11番（福永善之君）

教育長はとび急いでいいことをちょっと言われましたけど、ちょっとそれ置いときますよ。

そのいいことをされててですよ、私はだったら、ぼーんと情報発信しますね。知ってる人しか知らないということではなくて、知ってる人が知らない人の層に広げるために、自分たちはこうやってるんですよということを、私だったらぼーんと情報を発信します。先ほどの校則ですよ。せっかく当町2中学校、媒体としてホームページ持ってますね。ホームページにあげんですか。私だったらあげますね。名古屋市もあげてます。いろいろな自治体がもうあげ出していますね。隠すものではないんですよ。何も悪いということじゃなくて、校則が今の時代に合ってますかということ、学校関係者と生徒、その保護者以外も見れるようにすればいいじゃないですか。おかしかったら、おかしいという声が上がってきますよ。だから、自分たちの中だけでするんじゃないくて、自分たちはこうやってますよということを、せっかくインターネットというホームページという媒体を作るとるんやから、そこに挙げて、堂々としていけばいいんじゃないですかっていうのは私の2番目の問いです。

いかがでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

今のご意見は、福永議員の個人的なご意見として私承りたいと思います。

学校としても公表しなければならないという根拠はありません。したほうがいいよというのはわかりますけども、じゃあしなければならないという根拠もありませんし、必要最低限必要な人たちにはその情報は行きます。例えば新入生についても2月、1月ごろの新入生説明会で、きちっとこういった説明はされておりますので。

私は、必要な人には必要な情報は行ってるかと思えます。

◎議長（小池弘基君）

福永議員。

◎11番（福永善之君）

これはもう時代の流れですね。恐らく、政令都市もやり出してますので、そういう流れで恐らく行くという感じで私は考えてますが。

肝心なことは、情報公開の流れの中で、必然性がないということではないということではなくて、自ら、自分たちはこうやっていきますよという宣伝ですよ、要するに宣伝。自分たちはこうやってますよっていうところを、見せていくというところをやられたほうが、私だったらやります。いいんじゃないかなというご提案をさせていただきますね。

では、続きまして、制服について質問します。この校則の中に、制服若しくは標準服という明文化はされてあるのか、お答えください。

◎議長（小池弘基君）

早川学校教育課長。

◎学校教育課長（早川良一君）

一応、校則の中に制服は明文化して載っております。

◎議長（小池弘基君）

福永議員。

◎11番（福永善之君）

それでは、制服はどのようなものをするべきかというところまでは細分化されておりますか、お答えください。

◎議長（小池弘基君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

福永議員も確かお子さんをお持ちだったと思いますが、生徒手帳等もご覧になられたんじゃないかなど、自分は見られてないかもしれんけど、子どもさんとは見られたんじゃないかと思いますが。

2校ございます、粕屋町内にはですね。1校は生徒手帳というこういった小さな手帳、昔なりの手帳なんですけど、これに夏服、冬服、靴下等々についての一応、基調とするとか、原則とするという言葉で書いてあります。もう一つの学校については、日誌がわりに、学校生活のこと、制服のこと、それから一日の授業の時間の流れ等々書いてあって、身分証明書は別紙、別にこうやって作っていく、こういった工夫をされてますが。

いずれも制服の規定は両方とも書いてあります。

◎議長（小池弘基君）

福永議員。

◎11番（福永善之君）

ということは、粕屋町の町立中学校としては、標準服ではなくて制服という規定で、明文化してるということよろしいでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

例えばですけど、男子の学生服には標準という札がついております。これが標準服という言い方しますので。制服の中には、ちょっとした短ラン、長ランとかいろんな学ランがありますが、標準服を標準服とするというのは、はっきり書いてあります。

◎議長（小池弘基君）

福永議員。

◎11番（福永善之君）

分かりました。粕屋町の町立中学校としては、標準服が制服ですよという、標準服イコール制服という流れでよろしいですね。そういう認識でよろしいですね。

標準服というのは、私も何の意味かなと思ったら、標準服というのは、学校が学校生活を送るにあたり、学校生活に適したような服装というふうに、そういうニュアンスで決められてるみたいなんで、粕屋町立中学校としては、制服が標準服ですよという認識でよろしいですね。意味分かりますか。標準服が制服という認識でよろしいですね。標準服イコール制服という認識でよろしいですね。もういいです、もうそういうところで時間を作りたくない。

制服を、2校あって、1校が制服を刷新しましたと、いうことの実績が上がってるみたいですよ。では、見直しにあたり、生徒のニーズをどこまで酌み取れたのか、お答えください。

◎議長（小池弘基君）

早川学校教育課長。

◎学校教育課長（早川良一君）

見直しは、ちょうど今から3年前でありました。

で、その当時に勤めておりました先生に話をちょっと伺いました。そしたら一応、流れ的に、まず生徒のほうから保護者に対して、その制服がやはり夏服でデザインも古いことや、あと熱がこもりやすいから、何とかこう変えてほしいというような話が出て。それでそれから、保護者からPTAの役員さんのほうに話が伝わって、それを学校が聞いて、学校のほうからその間に制服の変更に関するアンケート等を取りまして。それでそれから、学校のほうから生徒に、こういう制服をとということで積極的に働きかけをしたと聞いております。

ただ、このとき結局デザインを決めるところは、ちょうどその業者さんとの、何ですかね、結局期間的に日にちがなかったんで、そのデザインを決めるのは制服の制服検討委員会っていう先生方とPTAの構成があるんですけど、そこで決定したというふうに聞いております。

◎議長（小池弘基君）

福永議員。

◎11番（福永善之君）

流れ的にはいいんじゃないんですか。

生徒のほうから、手順はちょっと私は感心しませんが、保護者を經由して保護

者からPTAに上がったという、そういう流れは感心しませんけど、生徒から声が上がったと。先ほどの主権者教育という立場としては、やっぱり日本の教育というのは、なかなかその自分たちでディスカッションするというのがやっぱり、そういうところに力を入れませんので、今既存にあることを受け入れるに関してはものすごく吸収力が高いんですけど、自分たちで何かをやっていこうとか、そういうところがやっぱり抜けてると思うんですよね。だから、ある意味、学校のほうからやっぱり投げかける、生徒のほうにですね。

今、制服、各全国の地方自治体でぼつぼつ制服の見直しが上がってるけど、君たちはどう思うか、とかですね。そういう投げかけをして、変えていく必要があるのであればちょっとみんなで議論してくれないかとか。そういうところになげたら、先生がこう言っとるんやから自分たちちょっと時間つくって議論していこうや、みたいな感じの流れになると思うんですよ。そこがやっぱり自主的にそこまでしてないと、恐らく自主的というところは芽生えないのかなというふうに私は考えてます。

今回、流れる的には生徒のほうから上がりましたと。それを受け止めて、時間もなかったろうけん、見直しはしましたということでありました。では、性的ななかなか声を上げづらい方たち、外に対して。

その方たちの意見は、どのような反映をされたかということをお聞きします。

◎議長（小池弘基君）

早川学校教育課長。

◎学校教育課長（早川良一君）

それはその当時の先生のちょっと確認をとりました。

それで3年前なんですけど、その時は性的少数者につきましては、ちょっと学校のほうでも把握していないということでした。それで、今現在、今の段階であればどうかっていうと、やはりそういう相談があれば、柔軟に対応していかなくちゃならないと思っております。

◎議長（小池弘基君）

福永議員。

◎11番（福永善之君）

今、課長言われましたように、相談があれば柔軟対応、これはもうもったもなことです。ただ、次の質問にちょっと絡んでいきますが、なかなかそういう年代の子が、自らそういうことを相談できるかというところかなり難しい面があると思うんですよ。これは、民間の企業が、民間の営利を目的にした宣伝かつニーズ調査の一環としてやってる調査があるんですよ。その中で、そういう性的少数者が、自分が一番違和を感じたのはどの年代ですか、というところのアンケート調査をしています。

それによると、大体もう思春期ですね。中学校っていうか、小学校の高学年から中学校にかけての 때가、性的違和を一番感じたというデータが強いんですよ。で、学校でも、ニーズ調査っていうのはほぼ難しいと思うんですよ。だから、こういうデータを参考にして、うちの学校もこうやってパーセンテージ的に20%ぐらいいらっしゃるんやなということのデータがとれてますので、ということは粕屋町内の方の生徒・児童の方にも20%ぐらいいらっしゃるなど。こういう方たちが声を上げにくいから、行政が自らそういうサービスをもうつくって打ち出していくと。ニーズ調査をしなくても打ち出していくという、そういうやり方が私は必要ではないかなというふうに考えております。

4番目、トイレの件について質問していきます。これ私、ちょっと反省しないといけないんですけど、学校の増改築結構やってますね。その中で、改築のときに、予算審査で説明を受けるときに、私このトイレの件についてちょっと失念をしておってますね。こういう方たちのためのトイレに関する設置はどうなってるのかというところをちょっと失念してた面があるんですよ。ただ、現実的には、トイレメーカーとLGBT総合研究所が、2018年にアンケート調査を実施してます。その中には、心と体の性が一致しないトランスジェンダーの人が、体の性に合ったトイレを使うことに違和感を覚えた時期を問うております。

一番高いのは、先ほど言ったように小学生の高学年、それから中学生にかけてということで、これも合算すると15%、30%近い高い比率になります。ということは、もう行政がそういう方々たちがいらっしゃるのを前提に、積極的にやっぱりそういう時代の流れと共に設置していくべきだなというふうに私は考えておりますが、行政の立場としてはいかがでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

早川学校教育課長。

◎学校教育課長（早川良一君）

そうですね、この性的少数者の方へのトイレの件ですけど、確かに以前、平成27年に、文科省のほうから、「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」という、多分議員も御存じかと思いますが、そういう通知がありまして、その中で、きめ細かな対応の実施の中に、トイレのことも書いてあるの、私もちょっと見ました。それで、今の段階では確かに、これに書いてあるのはやはり職員トイレとか、あと多目的トイレとかの利用を認めるというふうに書いてあるんで、今の段階だとまだLGBT者把握がありませんので、町としては、ここに書いてあるような多目的トイレや、あと保健室のトイレ、あと職員用のトイレ等で対応して、もし相談がありましたら対応していきたいと考えております。

◎議長（小池弘基君）

福永議員、

◎11番（福永善之君）

対応は恐らくできるでしょう。相談があればですね。ただ、実際、例えば、私が10歳、14歳ぐらい思春期であった場合、私が恐らくその立場であれば、非常に言いづらい。カミングアウトというかですね。その年代で年頃で、公に、自分は実はこうですということは、非常に勇気が要ることなんです。それを、やっぱり皆さんが自分に置き換えて、自分だったらそう言えるかっていうところで、もし言えるということであれば、それは今の答弁でいいでしょうっていう感じになってくると思うんですけど。もし言えないのであれば、やはりこうやって言えない人がいらっしやるんだと。

民間が営利を目的として民間が出してるアンケート調査にも、約30%近くの方が性別違和を感じてやっぱり言えなかった、というところを出してる調査があるんですよ。やっぱり、そういうところを踏まえると、やはり、税金で作ってる施設でありますので、やはりそういうところは、言えない人のためにもやっぱりカバーしていく、今後ですよ。

カバーしていくべきではないかなというふうに考えますが、いかがでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

LGBT につきましては、私は議員と、確か2018年6月の議会だったと思いますが、一般質問でいろいろ私も勉強させていただきましたし、それ以降、学校のほうも研修等で、毎年これはやっていただいております。

今、トイレのことをちょっと話題にさせていただいてるんですが、実際問題、当時は多目的トイレを利用する、しかし多目的トイレというのはないんですよ、学校にはですね。それから、男女兼用のトイレを作る。いや、これはちょっと無理だろうと。誰が入っていたよとかって分かるだろうと。一番落ちついたところはやっぱり保健室の、いわゆる具合の悪い子たちが使う大きめのトイレありますので、そちらのほうで対応していただく。しかしこれは授業中に、ちょっとトイレ行っていいですか、という言葉も通して出てきますので、そういったときは見計らって行っていただくということで。休み時間に行くとか何かあの子あるぞとかありますので、そういった対応をしていただくというようなお話をしております。

また、自分から言える子、それはなかなか言えないでしょ。しかし、親御さんがやっぱその辺のところは気づいたりとか、例えば自分が信頼してる先生にちょっと相

談をするとか、例えば先生方の感性の鋭い先生方は、ちょっとこの子はそういうあれがあるのかなということをお話をさせていただくとかですね。あるかと思うんです。

今、議員は自分に置き換えたらということをおっしゃってましたが、私自身その当時もお話したかと思うんですけど、私は、そういった子どもを受け入れた経験があります、学校で。これは学校全体としてしっかり全職員で、こういう傾向のお子さんでこういう対応ができるか、水泳のときの着替えはどうするのか、制服はどうするのかということをお話をずっと1年間かけて、中学1年生で入学を許可をいたしました。しかし本人は本人で、ここは頑張るといところで、制服はその子の性に合った制服。性に合ってるっておかしいな。その子の身体的な性での制服を自分は着て学校に行きます、ということだったのでですね。だから、そういった自分の経験談も含めて、私は学校のほうにも話をしています。

もう1点、制服のときにちょっとこれ追加して言えばよかったですけど、各中学校の校長両方ともですけど、もしそういった子がおったときに、この制服が嫌だと言ったらどうするかっていったら、しっかり本人と保護者と交えて、しかも、その選んだ制服で学校の中で生活することによって、いじめとか、例えば誹謗中傷若しくは仲間はずしとかあった、起こらないようにはするけども、しかしそこは覚悟を持ってそういったことを頑張ってもらわないかんぞということも含めて言います、ということも、覚悟していただいております。

これは、入学説明会のときに、そういったお子さんがいらっしゃったら相談をしてくださって、必ずこの一言はつけ加えていただいております。また、制服のカタログもそういった専用の業者から取り入れて、大体学校のほうにも保管をしているという話も聞いて、私以上にこれは意識を持っていただいているのかなという気がいたしました。ちょっと、ついでの話が長くなりました。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

福永議員。

◎11番（福永善之君）

考え方ですね。町内の児童・生徒が、ものすごい増えてると。増築、改築も、なかなか敷地がってところの、物理的に難しいところは、私は把握して述べますね、今から。

ただ、そういうことがあっても、やはり、行政サービスの提供者として、やはり、そういう方がいらっしゃるというのを前提に、やはり今後、増改築、設置をしていくべきと私はもう見えています。もうそういう時代にならないと、声を上げてくださるとか、一応、入学式でそう言ってますということでは、言うのは易しですよ、言う

は易し。ただ、やはり現実問題としては、なかなか今、芸能関係でテレビでよく出られてる、いろいろいらっしゃいますよね。カミングアウトされてる方、あの方たちは別格です。なかなか、一般常識的には年頃の方たちが、自分で自らカミングアウトするのは、なかなか勇気があることですよ、正直な話は。簡単に言うけど、やっぱりいろいろ周りからは、雑音が聞こえてきますよ。だから、そこをやはり行政が、やっぱりやっていくということの流れを作ってください、今後から。

最後、先ほど制服の件で、すごくいいことを言われましたので、体操服、暑いと、夏ですね。暑いから、登下校を体操服でしていいかと。9月までやったらいいよと。そういうところは、ものすごく発信してほしいなというふうに私は思いますよ。何も、自分たちだけで情報回すんじゃないくて、発信したらどうだっていうふうに、こうやってるんだと。決まりはこうだけどここまでやっぱり緩和していく学校もあるんだっていうですね。そういうところを見せたら、素晴らしいですね。素晴らしいというか、教育委員会の見方も変わってくると私は思います。

そういうことを進言して、私の一般質問を終わります。

(11番 福永善之君 降壇)

◎議長（小池弘基君）

これにて、2日間にわたりました「一般質問」を終結いたします。

◎議長（小池弘基君）

本日、町長から、追加議案が1件提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第2．「議案等の上程」、追加日程第3．「議案等に対する質疑」、追加日程第4．「議案等の委員会付託」として、議案第66号を議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（小池弘基君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第66号を日程に追加し、追加日程第2．「議案等の上程」、追加日程第3．「議案等に対する質疑」、追加日程第4．「議案等の委員会付託」として、議題とすることに決定いたしました。

◎議長（小池弘基君）

追加日程第2．「議案等の上程」を行います。

お手元に配付いたしておりますように、本日提出されました議案は、1件であります。

提案理由の説明を求めます。

箱田町長。

(町長 箱田 彰君 登壇)

◎町長（箱田 彰君）

お疲れ様です。追加で提案させていただきます議案1件について、提案理由の説明を申し上げます。

議案第66号は、「令和3年度粕屋町一般会計補正予算について」でございます。

追加で提出させていただく補正予算は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の特別枠として創設された「事業者支援分」の交付限度額が示されたことに伴い、本交付金を活用して実施する事業に係る予算を計上するものであります。今回は、既定の歳入・歳出予算の総額に、それぞれ5,096万1千円を追加し、歳入・歳出予算の総額を174億3,247万8千円とするものでございます。

事業の内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症により経済活動に影響を受ける事業者への支援のため、新型コロナウイルス感染症対策支援事業費、これは事業者支援分でございますが、それを5,096万1千円計上し、その財源といたしまして、国庫支出金（地方創生臨時交付金）を3,374万1千円計上すると共に、財政調整基金からの繰入金を1,722万円計上するものでございます。

以上で、追加する議案の提案理由の説明を終わります。

何とぞ、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(町長 箱田 彰君 降壇)

◎議長（小池弘基君）

追加日程第3. 「議案等に対する質疑」に入ります。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

◎議長（小池弘基君）

追加日程第4. 「議案等の委員会付託について」お諮りいたします。

本日、追加で上程されました議案第66号「令和3年度粕屋町一般会計補正予算について」につきましては、開会日に既に設置しております予算特別委員会に付託して審査することにしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（小池弘基君）

ご異議なしと認めます。

よって、本日上程されました議案第66号につきましては、付託表のとおり、予算

特別委員会に付託することに決定いたしました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

(散会 午前11時47分)

令和3年第3回（9月）

粕屋町議会定例会

（閉会日）

令和3年9月22日（水）

令和3年第3回粕屋町議会定例会会議録（第4号）

令和3年9月22日（水）

午前9時30分開議

於 役場議会議場

1. 議事日程

- 第1. 糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会議員の選挙について
- 第2. 粕屋郡粕屋町外1市水利組合議会議員の選挙について
- 第3. 委員長報告
- 第4. 委員長報告に対する質疑
- 第5. 討論
- 第6. 採決
- 第7. 委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査

2. 出席議員（16名）

1番 古 家 昌 和	9番 川 口 晃
2番 田 代 勘	10番 田 川 正 治
3番 杉 野 公 彦	11番 福 永 善 之
4番 宮 崎 広 子	12番 久 我 純 治
5番 末 若 憲 治	13番 本 田 芳 枝
6番 井 上 正 宏	14番 山 脇 秀 隆
7番 案 浦 兼 敏	15番 安 藤 和 寿
8番 鞭 馬 直 澄	16番 小 池 弘 基

3. 欠席議員（0名）

4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 古 賀 博 文 議会事務局主幹 山 田 成 悟

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（14名）

町 長 箱 田 彰 副 町 長 吉 武 信 一
教 育 長 西 村 久 朝 総 務 部 長 山 野 勝 寛
都市政策部長 山 本 浩 住 民 福 祉 部 長 中 小 原 浩 臣

総務課長	堺 哲 弘	経営政策課長	今 泉 真 次
協働のまちづくり課長	豊 福 健 司	道路環境整備課長	安 松 茂 久
総合窓口課長	渋 田 香 奈 子	介護福祉課長	石 川 弘 一
社会教育課長	新 宅 信 久	給食センター所長	中 原 一 雄

(開議 午前9時30分)

◎議長（小池弘基君）

改めまして、おはようございます。

心配いたしておりました台風14号は、町内で特に大きな被害もなく安心いたしました。台風14号は、17日の午後7時前に福岡県福津市付近に上陸しており、福岡県に最初に上陸するのは、1951年以降の観測史上初めてだったそうでございます。長崎県や佐賀県に上陸して福岡県に進んで来るか、玄界灘沖を山口方面に進むというのが、これまでのパターンだったのですが、高気圧の位置及び勢力や偏西風の関係で、今回のコースとなったようです。これも異常気象の影響なのかと、今後の自然災害による被害が心配されるところであります。また、新型コロナウイルスの新規感染者数もこのところ落ち着いており、少し安心しているところではありますが、これから冬に向かいますので、換気の関係などにより、増加に転じるやもしれませんので、今後とも注意が必要です。

なお、9月6日に行いました一般質問におきまして、久我議員より、発言訂正申出書が9月9日に提出されております。内容は、住民投票条例の制定についての質問で、「以前、福岡市から合併の申入れがあった際、合併を断った理由は」の項目での久我議員の発言の中で、「福岡市は」といった主語を使用した発言が5か所出てきますが、「福岡市」を「福岡市の職員や議員」に訂正したいとの申出がありましたので、粕屋町議会会議規則第64条の規定により、議長においてこれを許可しております。

最後に、新型コロナウイルス感染拡大に伴う、「緊急事態宣言」が福岡県に発出されておりますので、密を防ぐ観点から、町執行部の出席要請は、最小限としておりますことをご了承願います。

ただ今の出席議員数は、16名全員であります。定足数に達しておりますので、ただ今から、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手もとに配付のとおりであります。

◎議長（小池弘基君）

日程第1．「糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会議員の選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にて行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（小池弘基君）

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（小池弘基君）

ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会議員に田代勘議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただ今、議長が指名しました方を、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会議員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（小池弘基君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただ今指名いたしました田代勘議員が、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会議員に当選されました。

ただ今、当選されました方に対し、本席から会議規則第33条第2項の規定による告知をいたします。

◎議長（小池弘基君）

日程第2、「粕屋郡粕屋町外1市水利組合議会議員の選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（小池弘基君）

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（小池弘基君）

ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

粕屋郡粕屋町外1市水利組合議会議員に、八尋 伸一さん、因 光明さん、長 正治さん、船越 英二さん、藤 義裕さん、安河内 勉さん、小西 敏喜さん、山田 隆光さん、青木 勝浩さん、川口 晃さん、以上10名の方を指名いたします。

お諮りいたします。

ただ今、議長が指名いたしました方々を、粕屋郡粕屋町外1市水利組合議会議員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（小池弘基君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただ今指名いたしました八尋 伸一さん、因 光明さん、長 正治さん、船越 英二さん、藤 義裕さん、安河内 勉さん、小西 敏喜さん、山田 隆光さん、青木 勝浩さん、川口 晃さんが、粕屋郡粕屋町外1市水利組合議会議員に当選されました。

ただ今、当選されました方に対し、別途文書により、会議規則第33条第2項の規定による告知をいたします。

◎議長（小池弘基君）

議案第47号、「粕屋町営住宅条例の一部を改正する条例について」、議案第48号、「粕屋町立地区公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第49号、「粕屋町学校給食費条例の制定について」、以上3議案を一括して議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

井上文教厚生常任委員会委員長。

(文教厚生常任委員会委員長 井上正宏君 登壇)

◎6番（井上正宏君）

議案第47号から議案49号まで、付託を受けました文教厚生常任委員会の審査の経過と結果について、一括してご報告いたします。

議案第47号は、「粕屋町営住宅条例の一部を改正する条例について」でございます。

令和3年7月30日、粕屋町告示第69号による住居表示の実施に伴い、令和3年9月4日から粕屋町営内橋団地の位置の表示を変更するため、所要の規定を整備するものでございます。文教厚生常任委員会で慎重に審査しました結果、全員賛成にて可決すべきと決しましたことをご報告いたします。

議案第48号は、「粕屋町立地区公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正

する条例について」でございます。

令和3年7月30日、粕屋町告示第69号による住居表示の実施に伴い、令和3年9月4日から粕屋町立地区公民館の位置の表示を変更するため、所要の規定を整備するものでございます。文教厚生常任委員会で慎重に審査しました結果、全員賛成にて可決すべきと決しましたことをご報告いたします。

議案第49号は、「粕屋町学校給食費条例の制定について」でございます。

粕屋町立小学校及び中学校の学校給食費を公会計化することに伴い、学校給食費の徴収及び管理方法に関して必要な事項を定めるため、条例を制定するものでございます。県内の公会計化の普及率は、令和元年12月1日現在で16%、給食費の徴収の方法や在り方は、繰越金は調整されるのか、公会計化のデメリットとしては、給食センターの事務量が増えることや、ネット銀行など引き落としに対応する金融機関などの質疑や意見がありました。

文教厚生常任委員会で慎重に審査しました結果、全員賛成にて可決すべきと決しましたことをご報告いたします。

(文教厚生常任委員会委員長 井上正宏君 降壇)

◎議長（小池弘基君）

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。
質疑は、一括議案番号順にお願いいたします。
質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、質疑を終結いたします。
これより、議案第47号の討論に入ります。
まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。
これより、議案第47号を採決いたします。
本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。よって、議案第47号、「粕屋町営住宅条例の一部を改正する条例について」は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長（小池弘基君）

これより、議案第48号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第48号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。

よって、議案第48号、「粕屋町立地区公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長（小池弘基君）

これより、議案第49号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

はい、本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

議案第49号、「粕屋町学校給食費条例の制定について」、賛成の立場で討論します。

まず、資料の作り方がとてもよく、当たり前かもしれませんが、説明もこちらが質問したいと思うことを事前に的確にされました。説明を聞いていて、所管課の皆さんが議案策定にあたり、真摯に臨まれたことがよく伝わりました。この条例制定は、学校現場の先生や校長先生、用務員さんが長いこと待ち望まれた課題解決を図

るものです。給食費の滞納については、粕屋町では過去において訴訟も行われるほど大変な大きな問題でしたが、公会計化は役場の立場を明確にし、給食費の徴収事務を、給食センターの職員が担うことになりました。

また、取り扱われる口座振替、金融機関も2つ増え、8機関になりました。説明の中に、規則で決める予定内容まで触れられ、今後の成り行きを安心して見守ることができそうです。最後のページに参考として、学校教育法、学校給食法、学校給食法施行令、生活保護法の関係する条文が明記されていました。

以上で、私の賛成討論は終わります。

◎議長（小池弘基君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第49号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。よって、議案第49号、「粕屋町学校給食費条例の制定について」は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長（小池弘基君）

議案第50号、「令和3年度粕屋町一般会計補正予算について」を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

末若予算特別委員会委員長。

（予算特別委員会委員長 末若憲治君 登壇）

◎5番（末若憲治君）

議案第50号、「令和3年度粕屋町一般会計補正予算（第4回）について」、付託を受けました予算特別委員会での、審査の経過と結果についてご報告いたします。

なお、審査の経過については、議員全員によります審査でございますので、要点のみご報告いたします。

今回の補正は、既定の歳入歳出の総額にそれぞれ6億4,273万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を173億8,151万7千円とするものです。歳出の主なものとして、障がい者福祉サービス事業費、令和2年度実績報告による国・県への返還金、6,948万1千円。新型コロナウイルスワクチン接種事業費、令和3年10月から令和4年2月までの新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る経費、7,086万9千円。中学校施設整備事業費、粕屋中学校和室改造費180万円、バスケットゴール改修費900万円など、1,120万円です。

議員からの質疑、今回の粕屋中学校施設整備事業費、粕屋中学校体育館バスケットゴール改修に関して、サッカーゴールはもちろん、ほかの小・中学校を含めて専門業者の点検は行われているか、というような小・中学校その他の安全性を確認する質問などがありました。

付託を受けました予算特別委員会で慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことをご報告いたします。

(予算特別委員会委員長 末若憲治君 降壇)

◎議長（小池弘基君）

この議案につきましては、委員長の報告のとおり議員全員によります審査を行っております。よって、質疑を省略し、これより議案第50号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第50号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。よって、議案第50号、「令和3年度粕屋町一般会計補正予算について」は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長（小池弘基君）

議案第51号、「令和3年度粕屋町国民健康保険特別会計補正予算について」、議案第52号、「令和3年度粕屋町後期高齢者医療特別会計補正予算について」、議案

第53号、「令和3年度粕屋町介護保険特別会計補正予算について」、議案第54号、「令和3年度粕屋町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算について」、以上、特別会計4議案を一括して議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

末若予算特別委員会委員長。

(予算特別委員会委員長 末若憲治君 登壇)

◎5番(末若憲治君)

議案第51号、「令和3年度粕屋町国民健康保険特別会計補正予算について」、議案第52号、「令和3年度粕屋町後期高齢者医療特別会計補正予算について」、議案第53号、「令和3年度粕屋町介護保険特別会計補正予算について」、議案第54号、「令和3年度粕屋町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算について」、一括して、付託を受けました予算特別委員会での審査の経過と結果について、ご報告いたします。

なお、審査の経過については、議員全員によります審査でございますので、要点のみのご報告とさせていただきます。

議案第51号、令和3年度粕屋町国民健康保険特別会計補正予算は、決算額の確定及び保険税の本算定に伴う補正が主なものになります。今回は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ7,313万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を36億3,237万7千円とするものです。

予算特別委員会で慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことをご報告いたします。

議案第52号、「令和3年度粕屋町後期高齢者医療特別会計補正予算について」も、同じく決算額の確定及び保険税の本算定に伴う補正が主なものとなります。今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,344万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を5億6,162万3千円とするものです。

予算特別委員会で慎重に審査いたしました結果、賛成多数で原案どおり可決すべきことに決しましたことをご報告いたします。

議案第53号、「令和3年度粕屋町介護保険特別会計補正予算について」は、決算額の確定及び保険税の本算定に伴う補正が主なものになります。今回は、保険事業勘定におきまして、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億3,518万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を26億5,443万4千円とするものです。次に、介護サービス勘定におきまして、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ16万4千円を増額し、歳入歳出予算の総額を1,580万1千円とするものです。

予算特別委員会で慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべ

きことに決しましたことをご報告いたします。

議案第54号、「令和3年度粕屋町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算について」は、決算額の確定に伴う補正になります。今回は、既定の歳入歳出の予算の総額に、歳入歳出それぞれ34万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を115万8千円とするものです。

予算特別委員会で慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことをご報告いたします。

(予算特別委員会委員長 末若憲治君 降壇)

◎議長（小池弘基君）

これらの議案につきましても、委員長の報告のとおり、議員全員によります審査を行っております。

よって、質疑を省略し、これより議案第51号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第51号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。よって、議案第51号、「令和3年度粕屋町国民健康保険特別会計補正予算について」は、委員長報告のとおり可決いたしました。

◎議長（小池弘基君）

次に、議案第52号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第52号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

賛成多数であります。よって、議案第52号「令和3年度粕屋町後期高齢者医療特別会計補正予算について」は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長（小池弘基君）

次に、議案第53号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第53号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。よって、議案第53号、「令和3年度粕屋町介護保険特別会計補正予算について」は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長（小池弘基君）

次に、議案第54号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第54号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。よって、議案第54号「令和3年度粕屋町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算について」は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長（小池弘基君）

議案第55号、「令和3年度粕屋町水道事業会計補正予算について」、議案第56号、「令和3年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計補正予算について」、以上、事業会計2議案を一括して議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

末若予算特別委員会委員長。

(予算特別委員会委員長 末若憲治君 登壇)

◎5番（末若憲治君）

議案第55号、「令和3年度粕屋町水道事業会計補正予算について」、議案第56号、「令和3年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計補正予算について」、一括して付託を受けました予算特別委員会での審査の経過と結果について、ご報告いたします。

なお、審査の経過については、議員全員によります審査でございますので、要点のみのご報告とさせていただきます。

議案第55号、「令和3年度粕屋町水道事業会計補正予算について」は、補正の内容といたしまして、浄水場施設の修繕及び排水施設の改良が必要となったため、修繕費及び建設改良費を増額し、また、人事異動に伴い、人件費を増額するものです。収益的支出につきまして、営業費用を1,428万7千円増額し、9億2,240万8千円に、資本的支出につきまして、建設改良費を880万円増額し、7億6,397万円とするものです。

予算特別委員会で慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことをご報告いたします。

議案第56号、「令和3年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計補正予算について」、主な補正の内容といたしましては、下水道管の改修工事が必要となったため建設改良費を増額し、また、人事異動に伴い人件費の増額をするものです。収益的支出につきまして、営業費用を168万2千円増額し、11億6,056万円に、資本的支出につきまして、建設改良費を832万6千円増額し、1億2,375万2千円とするものです。予算特別委員会で慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことをご報告いたします。

(予算特別委員会委員長 末若憲治君 降壇)

◎議長（小池弘基君）

これらの議案につきましても、委員長の報告のとおり、議員全員によります審査を行っています。

よって、質疑を省略し、これより議案第55号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第55号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。よって、議案第55号、「令和3年度粕屋町水道事業会計補正予算について」は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長（小池弘基君）

次に、議案第56号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第56号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。よって、議案第56号、「令和3年度粕屋町流域関連公共下

水道事業会計補正予算について」は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長（小池弘基君）

それではここで換気のため、5分ほど休憩したいと思います。

再開を10時15分といたします。

では、暫時休憩といたします。

（休憩 午前10時08分）

（再開 午前10時15分）

◎議長（小池弘基君）

再開いたします。

議案第57号、「備品購入契約の締結について」、議案第58号、「工事請負契約の締結について」、以上2議案を一括して議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

末若総務建設常任委員会委員長。

（総務建設常任委員会委員長 末若憲治君 登壇）

◎5番（末若憲治君）

議案第57号、「備品購入契約の締結について」、議案第58号、「工事請負契約の締結について」、一括して、付託を受けました総務建設常任委員会での審査の経過と結果について、ご報告いたします。

議案第57号、「備品購入契約の締結について」でございますが、粕屋町戸原区及び長戸区を受持ちの第4分団の消防自動車は、購入から19年経過しているため、老朽化によりポンプの性能が低下し、火災時に十分な消火活動ができない恐れがあるため、買い替えが行われるものです。購入を実施するにあたり、令和3年7月7日に指名競争入札を行ったところ、株式会社九州防災センター 代表取締役 永江昭浩が消費税込み2,010万8千円で落札いたしましたので、この者と消防自動車購入契約を締結するにあたり、条例の規定に基づき、議会の議決を求められたものです。

委員会内での質疑の内容でございますが、消防自動車の買い替えの基準は。また、空港環境整備助成事業は毎年受けられるのか。これに対し、概ね20年で買い替えを行っている。助成事業は、買い替え時に毎回申請しているが、採択されない場合もある。また、備品購入の場合こそ、予定価格を事前に公表したほうが競争の原理が高まり、調達価格をもっと下げられるのではないか。これに対し、ご意見を踏まえ今後協議していきたい。なお、次回の調達以降は、一般競争入札に移行することを検討している。消防車の選定にあたって、地域性の考慮はなされたのか。これに対し、今回の地域は、大型建築物や高層階の建物も多いことから、このような地域は、CD-1型を導入している旨の答弁がありました。また団員減少等もあり、今後消防団

を運営していく中で、分団の統合等も視野に入れて、中長期的に今後の計画等の検討はなされているか等の質疑や意見もありました。

付託を受けました総務建設常任委員会で、慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことをご報告いたします。

次に、議案第58号、「工事請負契約の締結について」でございますが、広田・二股瀬線道路舗装工事に関するものです。

当路線は、例年、経年劣化や交通量の増加による舗装のひび割れ、わだち等の損傷が著しく、車両の安全かつ快適な走行に支障をきたしている状況であり、損傷が特に著しい区間において、舗装の打替え工事を行うものです。令和3年8月3日に8社による指名競争入札を行ったところ、興和道路株式会社 代表取締役 田中隆臣が工事請負金額5,588万円で落札いたしましたので、この者と契約を締結するにあたり、条例の規定に基づき、議会の議決を求められたものです。財源は、国の「社会資本整備総合交付金」を活用されます。

委員会内での審査につきましてですが、指名業者に町内の業者はいないようだが、町内に適当な会社はなかったのか。この質疑に対し、今回の予定価格において指名する業者数は8社で5千万円を超えるため、Aランクから選ぶ必要があり、該当する業者が町内にはいない旨の答弁。最近の入札では辞退が多いが、技術者が配置できないことが理由か。これに対し、1社が予定価格の範囲内での入札が不可能、もう1社が技術者の配置が困難なためという答弁がありました。技術者が配置できないのは、土木公共工事の発注が多い要因からか。これに対し、災害が続いており、その関係の工事に人手や技術者がとられている。また、建築の関係についても、福岡市内での民間の事業が多く実施されている影響で不足している。また地域住民から、わだちがすぐにできることや、騒音・振動に関する相談がある。今回の工事は3層になっているが、1層ごと、しっかりと検査していただきたい。また、クッション材等を入れることができるのかという質疑に対し、クッション材等はないが、Fe処理剤という小石に特殊な石灰を混ぜて強い路盤にしている。町道は通常1層だが、ここは交通量も多く3層にしている。確認については、工程に応じ当然行っていく旨の答弁がありました。

付託を受けました総務建設常任委員会で、慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことをご報告いたします。

(総務建設常任委員会委員長 末若憲治君 降壇)

◎議長（小池弘基君）

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑は、一括議案番号順にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第57号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

はい。福永議員。

◎11番（福永善之君）

議案第57号、消防自動車購入契約の締結について、反対の理由を討論いたします。

まず、二つの理由により反対の説明をいたします。

1点目は、面積約14km²の当町には、常備消防である消防署が出張所を含め2か所設置されており、消火に対する体制は完備されておると考えております。よって、非常備消防で消防自動車を14台完備する政策の見直しが必要と考えています。

2点目は、気候変動により、世界的に自然災害が発生しており、当町では、自然災害の種別では、今後、水害に直面する可能性が高いと考えます。消防自動車に税金を使うのではなく、ハード面として、緊急避難施設の新規設置場所の確保、ソフト面として、自然災害が発生した場合に備えた、緊急時にボランティアとして対応できる人員への実務的な訓練の実施への、ハード面・ソフト面に税金を投下すべきと考えます。

以上、二つの理由にてこの議案を反対します。

◎議長（小池弘基君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

田代勘議員。

◎2番（田代 勘君）

私は、この57号議案のほうに賛成についての発言をさせていただきます。

今回の入札に関しては、消防団、地元行政区との協議の上、これまでの購入実績、性能を鑑みて、CD-1に至ったと私は思います。以前に比べまして、確かに性能は良くなっておりますが、私の経験上、15年を超えますと、落水など何かしらの不具合が生じ、また修繕、オーバーホールなどの多額の経費が必要となります。巷では、常設の消防があるからとか、出動回数が減少しているからなどと、一部声を聞きますが、近年は、複雑多様化する災害が各地で発生しており、皆さん、記憶に新しいところでは、平成28年の年末の糸魚川の大火災。そして、平成30年4月には、近隣の篠栗町で、飛び火による7棟の延焼の火災など、想定を超える火災が発生し、また、長時間にわたる消火活動においては、常設の消防だけでは対応はできない。ま

た、連携も必要であると思います。

町民の生命、財産を災害から守るため、また、郷土愛護の理念のもと消防団は活動しており、火災現場での能力の発揮のできないのでは意味がありません。また、頻繁に火災があるわけでもありませんし、予想もつきません。準備と対応できることが私は必要であると思います。また、緊急車両、特殊車両であるがゆえ、費用対効果を用いるべきでは、私はないと思います。

是非ですね、この57号議案に関して、賛成の意見を述べさせていただきました。
以上です。

◎議長（小池弘基君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第57号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（小池弘基君）

賛成多数であります。よって、議案第57号、「備品購入契約の締結について」は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長（小池弘基君）

次に、議案第58号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第58号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり

決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。よって、議案第58号、「工事請負契約の締結について」は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長（小池弘基君）

議案第59号、「令和2年度粕屋町一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

井上決算特別委員会委員長。

(決算特別委員会委員長 井上正宏君 登壇)

◎6番（井上正宏君）

議案第59号は、「令和2年度粕屋町一般会計歳入歳出決算の認定について」でございます。

付託を受けました決算特別委員会での審査の経過と結果について、ご報告いたします。なお、審査の経過につきましては、議員全員による審査でございますので、結果のみご報告いたします。

一般会計の総額は、歳入総額220億3,986万4,421円、歳出総額214億2,010万3,792円で、歳入歳出差引総額は、6億1,976万629円となります。歳入歳出差引額には、次年度への繰越明許費繰越財源7,255万8千円が含まれており、それを差し引いた実質収支額は5億4,720万2,629円で、次年度へ繰越しとなりました。なお、令和2年度は、特別定額給付金事業の実施や、地方創生臨時交付金を活用した新型コロナウイルス感染症対策事業の実施により、歳入・歳出共に大幅な増加で、特に特別定額給付金事業費の影響が大きくなっております。

付託を受けました決算特別委員会におきまして、慎重に審査した結果、全員賛成で原案どおり認定すべきものと決しましたことを、ご報告いたします。

(決算特別委員会委員長 井上正宏君 降壇)

◎議長（小池弘基君）

この議案につきましては、委員長の報告のとおり、議員全員によります審査を行っております。よって、質疑を省略し、これより、議案第59号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

本田議員。

◎ 13 番（本田芳枝君）

議案第59号、「令和2年度粕屋町歳入歳出決算認定について」、賛成の立場で討論します。

評価できることを2点申し上げますが、改善をしていただきたい点もございます。決算審査は、総合計画の進行管理、また行政効果を評価する側面もありますので、あえて申し上げます。

評価の1点目は、財政調整基金の残高が大きく減少せず、令和2年度の財政力指数は前年度から0.01上がって、0.89となっています。新型コロナウイルス感染拡大の中で、国から地方創生臨時交付金が出る中、事業を行うには町からの持ち出しも多く、また、町独自の事業もあり、財政調整基金の取崩しが心配でした。結果的には、取崩しは10億3,424万円ありましたが、積立金を9億4,210万円にすることができ、令和元年度からは9,214万円の減に終わっています。町の財政運営の確かさを示す数字の流れです。大いに評価します。

評価の2点目は、町税の徴収事務についてです。徴収事務は、町の業務の中でも、最も厄介な地味な仕事です。私が議員になった平成17年の頃は、現年度未済額と滞納繰越金が町税だけでも3億9千万円ありました。そのほかにも、国民健康保険料、給食費、保育料、水道料など、問題が山積みでした。それが、現在では糟屋郡のみならず、福岡都市圏広域行政協議会が今年の3月に発表した、福岡都市圏10市7町比較でトップの収納率を示しています。町税の滞納金額も、令和2年度は合計8,534万円まで下がりました。平成26年度の債権管理条例の制定が大きかったと思われるのですが、担当職員の説明は、聞いていて迫力があり、見事でした。高く評価します。

次に、改善事項です。とても残念だったことを指摘します。改善して、今後に繋がっていただきたいと思います。その事業は、決算資料には重要事業としての印がありました。数字の説明だけに終わっていたので、事業内容の説明を求めました。帰って調べてみると、令和2年度の当初予算で、わかりやすい予算の主要な事務事業、また町長の施政方針にも、重点施策の概要にも挙げておられる目玉の事業でした。

決算の審査は、翌年度の予算編成との関わりもあります。後で所管課に問い合わせましたところ、来年度にこの事業に新たに組入れる予算を検討中とのこと。最初に申し上げましたが、決算の審査はただ数字の結果を見るのではなく、その事業の目的が果たせたかどうか。その上で、分析も含めて報告していただくことが重要です。予算が足りなければ、翌年度にプラスする。逆の事例もあるでしょう。限られた町税の生きた使い方を決算審査において、職員の皆さんと議会がそれぞれの立場

から照らし合わせ、模索、そして来年度の予算編成に生かされるような、そんな審査の場となるようにしたいものです。

以上で、私の賛成討論は終わります。

◎議長（小池弘基君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第59号を採決いたします。

本案に対する委員長からの報告は、認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。よって、議案第59号、「令和2年度粕屋町一般会計歳入歳出決算の認定について」は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

◎議長（小池弘基君）

議案第60号、「令和2年度粕屋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第61号、「令和2年度粕屋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第62号、「令和2年度粕屋町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第63号、「令和2年度粕屋町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、以上、特別会計4議案を一括して議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

井上決算特別委員会委員長。

（決算特別委員会委員長 井上正宏君 登壇）

◎6番（井上正宏君）

議案第60号から議案第63号まで、一括してご報告いたします。なお、審査の経過につきましては、議員全員による審査でございますので、結果のみご報告いたします。

議案第60号、「令和2年度粕屋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定につ

いて」でございます。

令和2年度歳入歳出決算は、歳入総額33億6,313万4,801円、歳出総額34億5,227万1,137円で、歳入歳出差引額8,913万6,336円の歳入不足となりました。歳入総額では、前年度と比べ2億3,232万4,750円の減額になっております。一方、歳出につきましては、前年度と比較して、国民健康保険事業費納付金が、8,364万8,850円の増額、歳出総額では、前年度と比べ1億4,452万3,641円の減額になっております。

付託を受けました決算特別委員会におきまして、慎重に審査した結果、全員賛成で原案どおり認定すべきものと決しましたことを、ご報告いたします。

議案第61号は、「令和2年度粕屋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」でございます。

令和2年度歳入歳出決算は、歳入総額5億5,072万1,553円、歳出総額5億2,432万4,881円で、歳入歳出差引額2,639万6,672円が次年度への繰越となりました。

付託を受けました決算特別委員会におきまして、慎重に審査した結果、賛成多数で原案どおり認定すべきものと決しましたことを、ご報告いたします。

議案第62号は、「令和2年度粕屋町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」でございます。

令和2年度の決算は、保険事業勘定におきまして、歳入総額24億7,085万2,528円、歳出総額23億5,866万3,822円で、歳入歳出差引額1億1,218万8,706円が、次年度の繰越となりました。次に、介護サービス勘定におきまして、歳入総額1,283万5,690円、歳出総額1,267万2,686円、歳入歳出差引額16万3,004円が、次年度への繰越となりました。

付託を受けました決算特別委員会におきまして、慎重に審査した結果、全員賛成で原案どおり認定すべきものと決しましたことを、ご報告いたします。

議案第63号は、「令和2年度粕屋町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について」でございます。

令和2年度決算は、歳入総額167万2,417円、歳出総額131万7,710円で、歳入歳出差引額35万4,707円が、次年度への繰越となりました。

付託を受けました決算特別委員会におきまして、慎重に審査した結果、全員賛成で原案どおり認定すべきものと決しましたことを、ご報告いたします。

(決算特別委員会委員長 井上正宏君 降壇)

◎議長（小池弘基君）

ここで少し訂正がございますので、議案第60号、「令和2年度粕屋町国民健康保険特別会計歳入歳出の決算の認定について」でございますけども、歳入歳出の前年

度と比べて、1億1,452万3,641円と報告されましたが、正しくは1億4,452万3,641円でございますので、この場をもって訂正させていただきます。

それでは、この議案につきましても、委員長の報告のとおり、議員全員によります審査を行っております。よって、質疑を省略し、これより議案第60号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第60号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。よって、議案第60号、「令和2年度粕屋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」は、委員長の報告のとおり認定することに、決定いたしました。

◎議長（小池弘基君）

これより、議案第61号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第61号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

賛成多数であります。よって、議案第61号「令和2年度粕屋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

◎議長（小池弘基君）

これより、議案第62号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて、討論を終結いたします。

これより、議案第62号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。よって、議案第62号、「令和2年度粕屋町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

◎議長（小池弘基君）

これより、議案第63号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第63号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。よって、議案第63号、「令和2年度粕屋町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について」は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

◎議長（小池弘基君）

議案第64号、「令和2年度粕屋町水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算の認定について」、及び議案第65号、「令和2年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算の認定について」、以上、企業会計2議案を一括して議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

井上決算特別委員会委員長。

（決算特別委員会委員長 井上正宏君 登壇）

◎6番（井上正宏君）

決算特別委員会に付託を受けました議案第64号、議案第65号の審査の経過と結果につきまして、ご報告いたします。なお、審査の経過につきましては、議員全員による審査でございますので、結果のみご報告いたします。

議案第64号は、「令和2年度粕屋町水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算の認定について」でございます。

地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、令和2年度粕屋町水道事業会計決算に伴う剰余金を、剰余金処分決算書案のとおり、自己資本金へ8千万円、建設改良積立金へ1億8千万円処分するものでございます。併せて、令和2年度粕屋町水道事業会計決算は、基幹管路布設工事及び配水管更新工事等を7か所、粕屋浄水場電気設備及び水質計器ほか更新工事などを行いました。収益的収支につきましては、消費税を除きまして、事業収益9億7,440万8,328円、事業費用7億8,581万3,199円、差引1億8,859万5,129円の純利益を計上しました。

次に、資本的収支につきましては、消費税を含みまして、収入総額1億371万9,662円、支出総額3億9,055万1,337円、差引不足額2億8,683万1,675円につきましては、過年度分損益勘定留保資金などで補填されるものです。

付託を受けました決算特別委員会におきまして、慎重に審査した結果、全員賛成で原案可決及び認定すべきものと決しましたことを、ご報告いたします。

議案第65号は、「令和2年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算の認定について」でございます。

地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、令和2年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計決算に伴う剰余金を、剰余金処分決算書案のとおり、自己資本金へ1億1千万円、減債積立金へ5千万円処分するものでございます。併せて、令和2年

度粕屋町流域関連公共下水道事業会計決算についてですが、収益的収支につきましては、消費税を除きまして、事業収益12億7,189万323円、事業費用12億1,622万639円、差引5,566万9,684円の純利益を計上しました。

次に資本的収支につきましては、消費税を含めまして、収入総額7億1,457万4,780円、支出総額9億2,237万7,185円、差引不足額2億780万2,405円につきましては、過年度分損益勘定留保資金などで補填されるものです。

付託を受けました決算特別委員会におきまして、慎重に審査した結果、全員賛成で原案可決及び認定すべきものと決しましたことを、ご報告いたします。

(決算特別委員会委員長 井上正宏君 降壇)

◎議長（小池弘基君）

これらの議案につきましても、委員長の報告のとおり、議員全員によります審査を行っております。よって、質疑を省略し、これより議案第64号の討論に入ります。まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第64号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決及び認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。よって、議案第64号、「令和2年度粕屋町水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算の認定について」は、委員長の報告のとおり原案可決及び認定することに決定いたしました。

◎議長（小池弘基君）

これより、議案第65号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第65号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決及び認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。よって、議案第65号、「令和2年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算の認定について」は、委員長の報告のとおり原案可決及び認定することに決定いたしました。

◎議長（小池弘基君）

議案第66号、「令和3年度粕屋町一般会計補正予算について」を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

末若予算特別委員会委員長。

（予算特別委員会委員長 末若憲治君 登壇）

◎5番（末若憲治君）

議案第66号、「令和3年度粕屋町一般会計補正予算（第5回）について」、付託を受けました予算特別委員会での審査の経過と結果について、ご報告いたします。なお、審査の経過については、議員全員によります審査でございますので、要点のみご報告いたします。

追加で提出されました補正予算は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の特別枠として創設された事業者支援分の交付限度額が示されたことに伴い、本交付金を活用して実施する事業に係る予算を計上されたものです。今回は、既定の歳入歳出の予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,096万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を174億3,247万8千円とするものです。

事業の内容といたしましては、中小企業者緊急支援金になります。概要は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う、飲食店の休業・営業時間短縮や外出自粛等の影響により、売上が大きく減少している町内の中小企業者等に対して、事業の継続を支援することを目的として、「福岡県感染拡大防止協力金」及び国・県が給付する「月次支援金」に上乘せし、町独自で支援金を交付するものです。

委員会内での議員の質疑等は、告知について、スタート時期や手法、商工会との連携についての質疑、幅広く告知を行うように意見がありました。

付託を受けました予算特別委員会でも慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原

案どおり可決すべきことに決しましたことを、ご報告いたします。

(予算特別委員会委員長 末若憲治君 降壇)

◎議長（小池弘基君）

本案につきましては、委員長の報告のとおり、議員全員によります審査を行っております。よって、質疑を省略し、これより議案第66号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第66号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。よって、議案第66号、「令和3年度粕屋町一般会計補正予算について」は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長（小池弘基君）

諮問第1号、「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」、諮問第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」、以上、2議案を一括して議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

井上文教厚生常任委員会委員長。

(文教厚生常任委員会委員長 井上正宏君 登壇)

◎6番（井上正宏君）

諮問第1号は、「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」、付託を受けました文教厚生常任委員会での審査の経過と結果について、ご報告いたします。

人権擁護委員の「安松広子」氏の任期が、令和3年11月30日をもって満了することに伴い、同氏を再度、人権擁護委員の候補者に推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求められたものでございます。

文教厚生常任委員会で慎重に審査しました結果、全員賛成にて適任とすべきと決

しましたことをご報告いたします。

諮問第2号も、「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」でございます。

現在、人権擁護委員をしていただいております「池田敏明」氏が、12月31日をもって退任されますので、その後任として、花ヶ浦区にお住まいの「立石道子」氏を人権擁護委員の候補者に推薦するため、議会の意見を求められたものです。

文教厚生常任委員会で慎重に審査しました結果、全員賛成にて適任とすべきと決しましたことをご報告いたします。

(文教厚生常任委員会委員長 井上正宏君 降壇)

◎議長（小池弘基君）

ただ今の委員長報告の質疑に入る前に、今の報告の中で一部、訂正がございますので、諮問1号のほうでございますけれども、人権擁護委員の安松広子氏の任期が、令和3年11月30日と報告されましたが、正しくは令和3年12月31日をもって満了することに伴い、ということでございますので、訂正させていただきます。

それでは、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑は、一括議案番号順にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

本案は、人事案件につき、申し合わせにより討論を省略し、これより諮問第1号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、適任であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。よって、諮問第1号、「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」は、委員長の報告のとおり適任と決定いたしました。

◎議長（小池弘基君）

続きまして、諮問第2号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、適任であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。よって、諮問第2号、「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」は、委員長の報告のとおり適任と決定いたしました。

◎議長（小池弘基君）

日程第7、「委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査」を議題といたします。会議規則第75条の規定により、各委員長から、お手元に配付のとおり、閉会中の特定事件（所管事務）調査の申し出がっております。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の特定事件（所管事務）調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（小池弘基君）

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の特定事件（所管事務）調査とすることに、決定いたしました。

町長から発言の申出がっておりますので、これを認めます。

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

令和3年第3回粕屋町議会定例会の閉会に当たりまして、自席からでございますが、一言御礼を申し上げます。

本会期中に追加提案させていただきました、新型コロナ感染に係る事業者支援対策を主とした一般会計補正予算を含む、すべての議案にご賛同いただき、議決をいただきました。深く感謝申し上げます。

さて、去る9月17日に告示された自由民主党総裁選挙、29日の投開票日に向けて、4名の候補者の政策論議が展開されております。この総裁選後、10月4日に招集される予定の臨時国会で首相指名選挙が行われ、第100代首相として、次の日本のリーダーが選出されることとなりますが、このコロナ禍にあつて、国民の命と健康をいかに守りながら、疲弊する産業や中小企業、飲食業界などを支援し、国や地方の元気をいかに早く取り戻せるかを注視してまいりたいと思います。

なお、新型コロナワクチンの接種率でございますが、本日が本町の予約の申込みとなっていて、その数を含むと、11月初めにはおおよそ80%の方が、接種を完了することと予想されます。今後も、国や県と密接に連携し、新型コロナウイルス感染の終息に向けた施策を最優先にしながら、職員一丸となって、様々な行政課題に取り組んでまいります。

どうかこれからも、議員各位のご理解と、なお一層のご協力を賜ることを心から

お願いし、閉会に当たって、私の御礼の挨拶といたします。

どうもありがとうございました。

◎議長（小池弘基君）

これもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は、全部終了いたしました。

よって、令和3年第3回粕屋町議会定例会を閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（小池弘基君）

ご異議なしと認めます。

よって、令和3年第3回粕屋町議会定例会を閉会いたします。

（閉会 午前11時09分）

上記会議の経過については、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 小 池 弘 基

署名議員 川 口 晃

署名議員 福 永 善 之